

給源の多様化、多元化についての主なやりとり

第36回審議会（平成12年10月31日） （略）

【吉岡委員】一応ペーパーをお出ししてありますが、今日は議題が大分多いので、十分に説明できないかなと思いますが、まず給源のことだけ申し上げようと思います。

給源の問題の前提として、司法制度は、基本的には憲法に定められた国民の基本的な人権を守るためにあると理解しております。人権を守る砦として十分に機能することを国民としては期待しているということでございます。

ですけれども、実際問題として、勿論すべてではないのですが、判決の中には国民の立場から言って、理解できない、納得できないような内容の判決が出されている場合があります。その原因に何が原因かあるだろうと考えたときに、給源の問題が出てくるのではないかと考えています。

夏の集中審議で給源の多様化あるいは多元化を図るということが確認されているわけですが、実態はどうかということになりますと、やはり判事補制度があり、10年の判事補の期間を経た者のほとんどが判事になるという道筋ができ上がっているというのが現状ではないかと思っております。

判事補はどういう方がなれるかと言いますと、司法試験に合格して研修所での研修を終了した人の中から裁判官を目指す人が選ばれて判事補になっているというのです。それで判事補になられると、当然のことですけれども、裁判官としての訓練と言いますか、そういうことをされて10年間を経る。5年で特例判事補になる方もあるわけですが、でも、どちらにせよ裁判官を養成するという道筋の中で育てられますから、どうしても視野が狭くなるのではないかと思います。

そういう意味で、多様な人材と言った

場合には、視野の狭い判事が育成されてしまう恐れがある制度に疑問が出てきます。

そういうことから言いますと、やはり判事補制度については、それが裁判官の給源のほとんどという状況を改善する必要がありますので、廃止を視野に検討する必要があるのではないかと。

確かに弁護士からの任官という道筋もあるのですが、実態を見ますと、余りになっていない。その理由もいろいろあると思いますが、やはり弁護士、あるいは法律学者、ほかの法律実務家、そういうところから豊富な経験を積んだ人、そういう人が選ばれる必要があると思います。

判事補も裁判官ですね。判事補から判事ということが主流だという状況は是正していかなければいけないと思います。

ついでですけれども、特例判事補制度については、もともとが特例で暫定措置であったわけですから、これは早急に廃止する必要があると思います。

任用制度についても意見がありますが、とりあえずは判事補制度を廃止するというところについてだけ申し上げます。

【佐藤会長】吉岡委員から今のようなお話がございましたが、高木委員もペーパーをお出しになっていますね。

【高木委員】いろいろあるんで意見書を出させてもらいました。

今、吉岡さんがおっしゃった、裁判官の給源としての判事補という点について、現行判事補制度、あるいは特例判事補制度には、率直に申し上げているような疑問点が多い。裁判官の給源論、任用論はある意味で一体的なものだと思いますが、その任用の問題、あるいは評価の問題等を含めまして、大事にしなければいかんのは、基本的な理念というか、掘って立つ論議のベースというか、一つは質

の問題、これは資質であり、能力であろうと思います。

それから、憲法 76 条 3 項にございます独立性というものがいかに担保されるのか。

加えて、国民に対して、あるいは法曹界に対しても、アカウンタビリティがきちんと持てること、この 3 つのポイントを押さえて議論をしていく必要があるのかなと思います。

そういう 3 つのポイントに照らし合わせまして、判事補制度というのは、判事補は一人で裁判することはできないという裁判所法 27 条 1 項の規定と、その他の法律による云々の例外のいろんなケースが想定されていますが、その間に矛盾があります。

あるいは特例判事補制度の過渡的性格ということが、先ほども話があったんですが、永続化して 50 年経っている。

そういう意味では、制定のときに予定されていないような面も含めて、判事補制度が大きな見直しのないまま、ここまで生きてきている。判事補制度を一遍に全部ヨーイドンでなくすというわけにいかない面も勿論あるんですが、本質的には判事補制度というのは廃止すべきだと思いますし、廃止という言い方をすればいろいろ問題があるとしたら、判事補は裁判官の給源としないというような制度の方向づけをして、経過的な存在としてはどういう形があり得るのかというのは、そういうことをターミナルにして検討していくべきではないかと思います。例えばそのような趣旨のことを私の意見の中に書かせていただいておりますので、お読みいただきたいと思えます。

今のことと関連するんですが、判事補という実態的には裁判官になっているわけですね。判事への給源ということで法定されているわけですから、いろんな制度、ルール、法律によりますと、判事補は判事の代用を務められるというか、そういう側面、それから、判事の補佐とい

う側面、三つ目として、判事の見習いとしての側面があります。

やはり一人で裁判をすることができないとか、いろいろ規定されておりますけれども、代用するということについての職務が与えられていいのか。

それから、2 番目の補佐は私はあり得ると思うんです。例えば裁判所調査官とか、アメリカでのロークラークみたいな形です。

あと見習いというのは、研修所を出られた時点で裁判所の中に判事補として抱えられ、裁判所の中で養成をしていかれるということなんです。そういう養成の現行の仕組み自体がよく言われるキャリアシステムの一環という形であるならば、当然キャリアシステムを維持していくための装置になるわけでして、特に憲法 15 条の 1 項、これは公務員の選任に対する国民の意思の反映という趣旨の条項ではなかったかと思いますが、そういうような精神から考えましても、今のよう形で判事補への採用の視点、あるいは判事への任用への視点での国民の信を得ると言いますか、国民のそういう権能に権原を持つと言いますか、そういうような位置づけにもなっておりませんし、そんなことを考えますと、今の判事補制度を判事の給源にすることに極めて大きな問題ありというのが私の意見でございます。

【山本委員】現行のキャリア制度、確かにいろいろ問題はあると思いますけれども、私がかねがね、基本的にはこれを維持すべきだという考えでございます。

理由は、司法のユーザーとしての立場から言いますと、裁判に求める大きな役割というのは、何と云っても的確かつ安定的な判断。言葉を換えていうと、判決の予測可能性ということだと思います。これは決して経済界だけではなくて、市民生活においてもそうではないかと私は考えているわけでございます。夏の集中審議のときにもそういう考えを申し上げたつもりですが、その後、いろんなこと

を考えてみますと、例えばヨーロッパ、ドイツ、イギリスの司法制度のいきさつを体験したわけですが、一言で言いますと、裁判所の建物の構えでございますとか、裁判官の態度、そこに表われている歴史の重みと言いますか、そういったことが極めて強烈なものでございまして、いい意味での権威主義というのを非常に強く感じたわけでございます。

そこで思いましたことは、裁判というのは、人々の運命を左右するものでございますので、そこには強い正当性というものが求められる。これは各国とも同じ公理と言いますか、普遍的なものじゃないかという感じがするんでございますが、そこには現在の世界の中で2つの道があるように思います。

一つは、アメリカのように、国民が選んでいる。あるいは国民が支持している、そこに正当性への根拠を求めるとのこと。

もう一つは、先ほど申し上げたヨーロッパのように、国民からの直接の選択という形での支持はなくても、歴史に裏打ちされた権威でございますとか、あるいはプロフェッショナリズム、あるいは一種の貴族制といったものに裏打ちされた正当性の基盤があるのではないかと考えたわけでございます。

翻って日本で考えてみますと、長い間、我が国の裁判というのは、比較的国民の支持を得てきたと思います。さっきのアンケートの集約でも、途中段階ではありますが、裁判官への満足度はややいい方だということ。裁判というのは勝ち負けがあるわけでございますので、負けた方はマイナスの印象を持つのは当然のことでございますけれども、データ的に見ると、それほどひどくないんじゃないかと考えていいと思います。

そういった意味では、どこに国民の支持があったのかと言いますと、やはり裁判官の厳格性と言いますか、潔癖性と言いますか、あるいは時流に対する距離感といった、自己規律の強い専門集団であ

ること、いい意味でのキャリアシステムというのが正当性を支えてきた一つの大きな理由ではないかというふうに考えるわけございまして、そういった意味でこれを全部否定するというのには、私は反対であります。

しかし、そうは言いながらも、キャリアシステムの閉鎖性という欠点はあるわけでございますので、これに対して有効な、欠点を補うようなシステムというのを考えて、これを上手に運用していくと、裁判制度がよく機能していくのではないかと考えておるわけです。

そういった意味で、ちょっと今回の議題とは違いますが、一般参審という制度は、裁判官と国民が法律の問題を前にしているんな対話をするわけでございますので、そういった施策を講ずるということも非常に有効ではないかという感じがいたしておりますので、くどいようございしますが、私の意見としては、キャリア制度を一気にやめてしまうというのは、かえって我が国の司法に大きな問題を起こすのではないかと考えています。

【吉岡委員】私はキャリア制度というか、判事補制度を一気にやめろとは言っておりませんで、廃止を視野に検討する必要があると言っていますので、そのところは違います。

判事補制度についてなんですけれども、私は判事補というのは、医者で言えばインターンのような立場かと思っていたんですが、そうじゃないんですね。法律の面では判事補も裁判官であるという位置づけになっていると思います。その辺のところはどうも非常にわかりにくい。裁判官であるとしたならば、どうして一人前に扱わないのかという問題も勿論あります。実際には司法研修所の研修が終わってすぐの方が裁くことができると言ったら、恐らくできないだろうと思います。そういう意味では経験を積まなければいけないという、そのところはわかるんです。

ただ経験の積み方の問題として、裁判

官という立場だけの経験を積むということでは本当に国民にとってハッピーなのかどうか。そういうことを考えなければいけないと思います。

そういう意味では、多様な人たちを裁判官にしようという考え方、それを生かしていけば、多様な経験をしていただきたいということです。

私、ヨーロッパはわからないんですけども、アメリカの場合には、ロースクールを出て、司法試験に代わるような試験があるという、そのところは一緒なんですけれども、それですぐに裁判官になるかということ、そうではなくて、いろいろな法律実務の経験をして、それをかなりの年数、大体 10 年くらいですね、そういう経験をした人が裁判所で欠員が出たときに名乗りを上げて、審査を受けて、それで裁判官に選ばれるというふうになっていました。

そうやって選ばれた人が裁判官になるということが、国民からすれば信頼できる人が裁判官になったということになるんだと思うんです。

ですから、そのところが根本的に違うということと、今の日本の判事補制度というのは、私は何か世界を見たときに、変な立場だなと思います。

【高木委員】山本さん、かねての御持論なんだと思うけれども、要は、国民はどういう人に裁かれないかということが一つのポイントだと思います。どういう人に裁かれないかについては 8 月の集中審議のときにいろいろ議論があって、今日のレジュメでもいろいろ整理をしている。的確な判断とか、そういうのは誰でも同じで、私もそのことが大切じゃないということをお願いしていないし、現在、こういう議論に及んでいるのは、現状をどういうふうに皆さんが認識されているか。先ほどヨーロッパの伝統の権威によるものだというのがあったけれども、今日いろいろ御紹介がありましたように、ヨーロッパだっていろいろな意味で、社会的に選任している。いわゆる任用ですが、そ

れにしてもいろんな工夫がなされている。

そういう意味では、質の問題、先ほど私も 3 つのポイントがあると言いましたが、どういう質が求められるのかというのはおのずと一致すると思いますし、そういう望ましい裁判官像というのは、恐らくそれは普遍性をかなり持っているんだと思うんです。

このような視点からみて、それでいいんですかという議論が今は多く出されているわけで、そういう議論を我々はしているんだと思います。

どちらがいいか悪いかはそれぞれ評価があるんでしょうけれども、こういう資質が必要なのだ、その資質について、憲法 15 条 1 項等で求められている要件、それを気に入る気に入らぬは別の話だと思うんです。

15 条 1 項は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と書いてあります。裁判官もその広い意味で言う公務員、ないしは国家権力に担保された仕組みで、そういう意味で、国民が選定するという要素がどうしてもないといけないでしょうということなんです。

それから、アカウンタビリティというのが今では強く求められている。それは選任についても、それから仕事をされた結果についても、アカウンタブルでなければいけないと思います。この 3 点は、この問題を考える上で私は大前提だと思っているわけです。そういうようなことから見たときに、現在の判事補制度は余りにも問題が多過ぎるということを訴えたいわけです。

判事補制度が、現行とは違った形・位置付けの判事補制度であるなら、それはそれでいいと思いますが、裁判官の給源として、自動的に今のシステムが維持されていくということだったら、今、抱えている問題点は直らない。判事補廃止論に近いのかもしれませんが、ここにも廃止すべきであると書いてありますけれど

も、別に廃止しなくてもいいんです。今のままの判事補ならば、裁判官の給源にするのはおかしいと思っているんです。

【山本委員】私は裁判官の給源として判事補制度は必要だと考えているんです。

憲法との関係で言いますと、我々が全部の公務員にそういった罷免権を持っているか、ということですね。何も裁判官だけそういう立場に置く必要が本当にあるのかどうか。例えば行政の分野にこういったアンケートをやったときに、どのくらいの満足度があるか、我々は知らないわけです。言われているような、日本のようなキャリアを中心とした裁判官制度に決定的なダメージがあるような調査にはなっていないんじゃないか。私供の実際の日頃の感覚も、日本のキャリアシステムにはいろいろ問題、改善すべき点がありますが、おおむねいい働きをしてきていると私は考えていますので、さっき申し上げたような議論になります。

しかし、制度をより良くすることについては、決して反対だというわけじゃありませんので、給源はできるだけ多様化していくというのは、さっき申し上げたように、キャリアシステムの中にはどうしても閉鎖性というのはつきまといますから、できるだけ開放的な部分を拡充して、そういった制度として運用していくのがいいのではないかと申し上げているわけです。

【高木委員】一般公務員の世界と同じだと。

【山本委員】住民と直接ね。

【高木委員】国民との関係についても、全く各省庁の自主性に委ねているという仕組みになっていないはずだ。

【山本委員】一つの自己完結性というのがある程度ないと、組織というのは働きませんから。

【高木委員】裁判所だけはそういう面はなくていいとは言わないが、自己完結を律するスコープが行政の世界とは少し違う。

【井上委員】お二人の間だけでこのまま行ってしまおうような観がありますが、その

点は、「公務員の選定」の仕方の問題だと思うのです。確かに、最終的には国民の意思で選定する、それは権利であると書かれているわけですがけれども、公務員の職務の性質によって当然その仕組みが違っているのであって、今の裁判官の選任の仕組みというのは、司法というものの性質から、直接民主制的な形で選ぶのはふさわしくないの、そういうことからかなり遠い仕組みになっている。そのため、高木さんがおっしゃっている問題というのわかるんですけれども、そこは、裁判官の選任について国民の意思を適切に反映させるということを考えたらどうかということで、ここでも検討するということになっているわけです。

ですから、そこから直ちに直接民主制的な形にいくとか、そういうことにはならない、判事補制度の廃止ということにもならないんじゃないかと、私は思うのです。

ついでですので申しますと、私は夏の集中審議で自分の意見は申し上げてありますので、あえて繰り返しませんけれども、私は、判事補制度それ自体がもともと間違っていたというふうには思いません。ただ、裁判官の給源にそれに事実上一本化してしまったために、キャリアシステムのようになってしまった。そこに問題点がある。

もう一つは、竹下先生や山本委員と結論的に一緒なんですけれども、判事補制度それ自体にも問題点が全くないというわけではない。そのところも改めていこうということだと思うのです。しかし、そのことから給源にはならないとまで言うのは論理的に飛躍をしているだろう。

それに、前提として視野が狭いとか、高い質でないという、何というか、ステレオ・タイプのなとらえ方をし、一般化して、それを前提にして議論するのは、余り実り多い議論にならないんじゃないかという感じがするのです。

確かに、判事補というのは、さっき裁判所法に言及されましたけれども、特別

の定めがある場合を除いては単独で裁判できないということになっているわけですが、それでも、裁判と言いましても、いろんな種類、あるいは性質の違いがある。判事補も裁判官の一種であることに違いはないので、位置づけがちょっと不明確になっているのはそのとおりだと思うのですが、それでも、まだフレッシュな人でもできることもあり、それは特に法律で定める。しかし、一番狭い意味の裁判、訴訟手続とその結論としての判決などについては、一定の年数を経て、経験を積んだ人がやるべきだ。これは判事補もそうなら、他のキャリアを経てきた人もそうですが、そういう仕組みになっている。

「補」とされたり、あるいは「単独でできない」とされているところが、ちょっと半人前というふうに見えるかもしれませんが、そういう仕組み自体は、根本的に間違っているとは思わないんです。

また、それがあつたために多様な給源を妨げているということだと問題ですが、事実上多様な給源から取れなくなつてしまつていふのが実情であつて、入つてこなくなつてしまつていふ。そこを改めていくべきだということとは集中審議のときにも申し上げたとおりです。

【高木委員】日本国憲法が想定をしております裁判官、これは具体的には裁判所法で定められるということになっていると思いますが、この日本国憲法が想定している裁判官に、判事補というのが本当に当たっていると、法律の御専門家である井上先生が思つておられるのか、そのことをひとつお尋ねを申し上げたい。

ともあれ裁判所法が、判事補を裁判官の一種というふうに掲げたために、結局、判事補の皆さんは憲法上の裁判官として処遇もされておりますし、身分保障、あるいは任期 10 年等も援用される。ただ、判事補は司法修習を終えられた人の中から任命するということで、任命資格に実務経験というのは要求されていない

わけです。司法研修所の実務研修を言うなら別ですが、そういう意味では実際にはほとんど実務をやっていない形で判事補になられて、それをもって裁判官とするという、その骨格自体が私はおかしいと思つていふんです。

だから、特別の定めのある場合、こういうことをやらせることができるのかといういろいろな話もありますし、合議体の中の一元論についてもいろいろ議論がある。合議体の一元論で、あとの 2 人は例えば正式な合議体の判事だということ。その判事補の職権というものを、あとの 2 人の正式な判事になっておられる人たちの職権によってカバーをされる。それが見習いということ。

そんないろいろなことを考えてみましたときに、本当に今の判事補が 10 年という実務経験を基にし、戦前の大審院の判事の代行ができるくらいのものだという厳しいものに判事を位置付けた。そういうものと同列に扱ひ得るような今の判事補の仕組みというのは、やはり国民にとって好ましいものといえるのか。また、判決を書かれることも 5 年以上経つたらあるわけです。

【井上委員】特例判事補ですね。

【高木委員】ですから、そういうようなことでいろいろ対処療法的に対応してこられたけれども、きちんとすべきはきちんとしなきゃならないと思つています。

さつきから申し上げております質の問題、それから、独立という問題、キャリアシステムというのは独立という意味でも問題だと思つていふので、それからアカウントビリティー、この 3 つは判事補制度の問題を考えると物差しになるだろうと思つていふんです。井上先生と論争してもかまいませんから、最初の質問にだけ答えてください。

【井上委員】法律の専門家としてということほど大げさなことではないのですけれども、現行憲法下で 10 年いろいろな経験をした人が判事になるという仕組みにしたのは、いつか佐藤会長が御指摘になつ

たように、裁判所に違憲審査権を与えたということと連動していると思うのです。つまり、その意味で、質の高い判断を求められることがあるので、ということだと思うわけです。

翻って戦前と言いますか、旧法時代の裁判所制度を見ますと、司法官試補を終わればすぐ裁判をしていたわけです。だから、そのレベルの裁判をできなかったというわけでは必ずしもない。しかしそこも連動して、判決という狭い意味での裁判をするには 10 年の経験を必要としようということにした。

そういう経緯からしますと、インターンに当たる司法修習を終わったばかりの人ができる裁判とできない裁判とがある。一番狭い意味の裁判を 10 年経って初めて一人でできる。しかし、三人の合議体のうちの一人、これはみんな独立で対等ですが、そういうものとしては最初からできる。こういう仕組みというのは、決して不合理ではないと思います。憲法の想定している裁判官というのがどういうものかは、人によっているんなふうに描けるとは思うのですが。

そういう意味で、現行制度について、当・不当、十分・不十分の問題はあるとしても、質的におかしいんだというふうには思わないのです。

【吉岡委員】私はどうしても、裁かれる立場というか、そういう立場にしかならないものですから、そういう立場で裁判官を考えたときに、裁判官の質とか経験とか、そういうことは非常に重要だと思うんです。ですから、司法研修所を出たての、頭は確かにいいでしょうし、限られた知識、司法試験に受かるための知識しか持っていない方も大勢いらっしゃいます。その限られた知識についてはかなり深いものを持っていらっしゃるかもしれませんが、一般社会の常識という点で見たときに、本当に公平に判断ができるかということ、司法研修所を出ただけではできないのではないかと思います。

【井上委員】特例判事補という制度には疑

問があるということは申し上げたつもりです。しかし、弁護士なり検察官なりは、最初から一人で法律家としての仕事をするわけですよ。

【吉岡委員】弁護士の立場と裁判官の立場とは全然違うと思います。判断をするわけですから、判断をするだけの素質を育てた人でなければ、判断される方はたまったものじゃないですよ。そういう意味では、それなりの法律実務、そういう経験をしていただかないと、裁く立場にはなってほしくないと思います。

【井上委員】できる、できないは、裁判の種類にもよるんだということ、私は言いたいのです。

【中坊委員】先ほどからの皆さんの御議論を聞いておっても、高い質とか、非常に抽象的な言葉で言われていると思うんです。しかし、判事補制度のどこに一番決定的な問題があるかということ、皆さん方にも御理解いただきたいと思うんです。それは私が実務を体験してきたから言えることではありませんけれども、まず裁判官というのはどういう仕事をするかということなんです。刑事事件であれば検察官、弁護人、それぞれから出てきた証拠をどう評価するかとか、法律をどう適用するか、そして、裁判、事実認定をするわけです。その仕事に専念されてくるだけなんです。

別の言い方をしますと、一番の問題は、この人は料理を食べてはるんです。料理を食べて、この味がよいか悪いかを判断するのが裁判官なんです。検察官、弁護人、原告、被告の代理人によって事実関係が作られてきますね。その料理を食べるのが裁判官なんです。そして、この料理はおいしいとかおいしくないとか、こっちは料理がいいとか悪いとか判断するのが裁判官の仕事なんです。

しかし問題は、作る過程には全然関与しないんです。判事補を幾ら 10 年間おやりになったって、食べることに慣れるだけであって、食べる素材をどう作ってきたか、どのようにして味付けをしてき

たか、何が入れてあるのかは、裁判官では全然わからないんです。しないんです。10年間1回もしないんです。

確かにおっしゃるように、研修したといっても研修中に弁護士のところの数か月来たというくらいのことです。あるいは判検交流の中において訟務検事として国の代理人を務めたという程度でありまして、だから、裁かれるとか裁くとか、高い質とか何とかいう問題よりも、そもそも裁判官の仕事は何であるのかということなんです。作る過程を知らない人が、味見することだけを10年間訓練しても、どういう素材からどのようにして作るかということになれないんですよ。だから、裁判官というのは、ある意味において判事補を10年間されたとしても、食べることは非常に秀でておりますよ。あるいは舌の感覚はいいのかもしれないけれども、その素材をどうして作ったということは全く経験しない。

現実に、こう言うのは失礼かもしれないけれども、多くの裁判官を経験された方、あるいは検察官を経験された方で、弁護士におなりになる方もいらっしゃるわけです。

私が見て、率直なところを申し上げて失礼ですけども、裁判官を長いことおやりになっても、私に言わせたら逆ですね。長く裁判官をなさっては、いい弁護士にはなりにくいんです。舌がそうになってしまうんです。一旦食べることに慣れる舌になってしまうと、その製品をどうして加工したか。まさに現場の中でどう見てきて、どうしたかということを幾ら教えてもだめです。正直言って裁判官を10年間以上した弁護士がおるわけですが、私も、お前なんだと幾ら言うても、それは悲しいかどうかは別問題として、そういうものになりきってしまうんです。

まだ検事というのは、生の証人を調べてきたり、証拠を調べたり、これはいいとか悪いとか選択してきます。そして、料理としてでき上がったものを裁判官が

食べるわけです。

だから、裁判官と検察官、弁護士とは、仕事が根本的に違うというところがおわかりいただけないと、裁判官に、作る仕事まで習いに行くということは絶対できないんだから、そこに致命的な欠陥がある。判事補制度を10年間やれば、確かに判決書みたいなものを並べるのはできるんです。

だから、さっき吉岡さんが言うたように、判事補はお医者さんのインターンじゃないんです。お医者さんのインターンになるほど同じ仕事をしてお医者さんにならるわけ。ところが、判事補というのは、料理を食べる仕事をするだけであって、その前の作る仕事には全く関与しないんです。そこに今の裁判官としての致命的な欠陥がある。それがそうではないというような論理が成り立つわけがない。私も実際経験してきてみて、それは明らかに言えることなんです。

だから、そこを我々としてははっきり認識しないと、料理を食べる人と作る人が違うということ、まずもってはっきりとここでは認識した上で議論をしていただきたい。そうでなければ私は根本が間違ってくると思います。

【藤田委員】夏の集中審議のときにいろいろと申し上げたことの繰り返しなんで恐縮でございますけれども、法曹一元がキャリアシステムかという言い方はしないということになりましたから、キャリアシステムという言葉は使いませんけれども、判事補制度を含んで、当初から裁判官として採用して養成していくという制度、これは制度自体として欠陥があるかどうかという、先進国のうちの半ばはそういう基本的な枠組みを制度としていくわけですから、比較法的観点からいっても、制度自体に根本的欠陥があるとは思えないわけです。

国民の感覚から遊離したという批判があることは私も承知しておりますけれども、例えばその例として、行政事件で訴え却下、門前払いが多いというようなこ

とが言われますが、しかしこれは、今までにも議論で出ましたように、行政事件訴訟法のみならず、行政実体法についての法制度全般についての問題である。立証の問題についても、立証責任というのは法律で決まっているわけですから、そういうような点を度外視して、国民の感覚から遊離しているというようなことは言えないのではないかと思います。

それと、官僚司法であって、独立性がない、最高裁の鼻息をうかがっているというような批判があることも承知しておりますけれども、これはもう夏に申し上げました。裁判官みたいな職業をなぜ選ぶかということ、それは裁判官の職業としての魅力と使命感です。青くさいとおっしゃるかもしれませんが、そういうことでありまして、裁判官は、会社や官庁に勤めている人と違いまして、自分の信念に反することをしたくなければ、いつでもやめて食っていけるんです。にもかかわらず、裁判官の職にとどまって全国を遍歴しているのは、裁判官としての仕事に生きがいを感じているからであるというふうに既に申し上げました。

それから、経験の内容が違うということ、確かにそれはそうかもしれませんが、そうかもしれませんが、裁判官というのは料理の味がわからなければ勤まらない職業です。ですから、勿論、料理を作る過程については、弁護士とは差があるでしょうけれども、しかし、当事者と直接接触する場もある。民事事件の解決の半ば以上は、和解でありますし、刑事裁判の場合でも被告人と直接接触し、その訴えに耳を傾けるわけにありますから、そういう意味では国民の感覚から遊離しているというのは、やや実態から離れているのではないかと。

夏のときにも申し上げましたけれども、新聞社、あるいは日弁連のアンケート調査とか、菅原先生から先ほど説明がありました調査によりまして、裁判官に対する評価はかなり高い。裁判に対する満足度とか納得度、これも裁判結果を

見ますと、有利・不利、どちらとも言えないというのがほぼ同じくらいのパーセンテージであるにもかかわらず、納得度等につきましては、半ばを超えているという状況にある。そういうことになっています。

裁かれる者の気持ちがわからないということもございましたけれども、これも申し上げたとおり、裁かれる者の気持ちを我が心の痛みとして理解できるかどうかというのは、その人その人の人間性によるわけでありまして、勿論、すべての裁判官がそういう素質を備えているとは申しませんが、一般的に欠けているというのは理由のない批判です。

弁護士として直接に当事者と接触すれば、その庶民の気持ちが理解できるかどうか、これもその人その人の人間性によることであろうと思いますし、中坊さんの評価によると私はだめ弁護士かもしれませんが、幾らかの弁護士での経験によりますと、相手方の代理人が、双方の本人の気持ちがわかっているんだろうかということに疑問を感じずような人もおります。勿論、本人の気持ちを十分に理解する方々も多数おられることではありましようけれども、私が言いたいのは、裁判官についても弁護士についても、裁かれる者の気持ちを理解できるかどうかは、その人の人間性如何であろうということです。

しかし、私も、現在の判事補制度も含めた裁判官の任用制度がすべての点において望ましいものであると言うつもりは全くございません。特例制度ですが、戦前は任官当初から同一の権限を持って仕事をしていたわけでありまして、ある程度の経験を積んだ上で独立の裁判をする権限を与えた方がよかろうということで現在の判事補制度になっているわけでありまして、それをどういうふうに改善すべきかという問題もございまして、それから、給源の多様化、これも、フランスのように、社会経験のある人を直接判事、検事に採用するという制度を導入

するのが望ましいであろうということもわかります。ですから、そういう意味で、裁判官の任用、それからその運用について、いろいろな改善の余地があるということはわかりますけれども、基本的に当初から裁判官として養成していく制度に、制度的な欠陥があるとか、あるいはその結果として、非常に国民の常識から遊離した裁判官となっているというのは、実態から離れた認識ではなかろうか。再度、集中審議のときに申し上げたことを繰り返して恐縮でございますが、以上が私の考えでございます。

【中坊委員】私は、藤田さんのおっしゃるように、人間性があるかないかというのは確かに個々の人によっていろいろ違うと思うんです。しかし、私が言うているのは、裁判官というのはまずもって必要なことは両者を裁くんですよ。率直に言って裁判の中核なんです。双方の代理人、あるいは検察官でも言いつばなしと言うとおかしいかもしれませんが、言うてるだけでまだええかもしれない。しかし、裁判官というのは、眼光紙背に徹して、仕組みそのものを理解した上で判断をしてくれる人なんです。その意味においてはまさに司法の中核なんです。

その人は、その料理ができてくる過程というものの、ネギの1本にしても、ネギの1本がどういう畑で、どうして作ってきて、化学肥料で育てたのか化学肥料以外で育てたものなのかどうなのかということを見て育ててくる人と、とにかくネギはネギとして食べるというのとでは全く違う。そりゃ、舌のいい人もあれば悪い人もあるし、人間性を感じる人もあるでしょう。弁護士を体験したらよくなるという意味ではないんです。まさにその中から一番いい人が裁判官になって裁くということ。

いわんや、ここで非常に重要なことは、そもそも司法とは何であったか。我々はここで佐々木さんから、いわゆる民主主義社会において、司法というのは、暴走とか熱狂に走る者を防ぐのがその本質な

んだという話は聞いたと思うんです。まさに多数にも動ぜず、道理とは何かということを誰よりもわからなければいけない。

勿論、今、藤田さんがおっしゃるように、感受性の良し悪しというのは、人によって様々ですよ。藤田さんだったら、裁判官なさっても良いでしょう。いろいろ例外もありませ。問題は、そういう料理を作る過程、素材、それを知らないで、全く判事補制度のように味を見るだけの訓練をしてきて、それで前のところがわかるわけがないんです。第一、ネギが植えてあるところへ一回も行ったことがないんだから。そこをおっしゃらないと、私は判事補制度そのもので、判事補から自動的に裁判官になれるという制度というのは、根本的な、致命的な欠陥を持っておるということだけは私は絶対間違いないと思います。

【佐藤会長】話は佳境にあります。休憩をはさみまして、35分に再開いたします。

(休憩)

【佐藤会長】再開します。

話が佳境に入ったところで休憩をはさみましたけれども、一見、非常に大きく違うようである、目指すところは共通のものもあるような思いもしないではありません。細かなことを議論すればいろいろありましようけれども、今日はこの給源の問題だけではなくて、任用、人事についても少し御議論していただかないといけません。この給源の問題についてももう少し御議論いただいて、先に進みたいと思いますが、先ほどの議論の延長で御意見はありませんか。

【水原委員】先ほど、大変厳しく対立しているような御議論のように伺いましたけれども、突き詰めてみますと、最初に会長からも御紹介ございましたけれども、国民が求める裁判官をどのようにして得ていくかということで、判事補から直に判事に任用していいのかどうか。社会経験をしておらない者を任用して、それで

いいかどうか。そうすると、社会経験をさせればいいのかという議論にもなるわけございまして、どうしたらいいか、考え方の方向性として私なりに気づいたところをこれから申し上げたいと思います。

私は、「キャリアシステムか法曹一元か」という議論から離れて、夏の集中審議でもおまとめいただきましたが、国民が求める裁判官をどのようにして得ていくのかという共通の認識に立って考えてみたならば、私は判事補制度にも優れた判事を養成、確保するという意義が認められるのではないかという思いを強くいたしております。

さはさりながら問題はございます。それで程度の差こそあれ、中坊委員が先ほど御発言になったこと、これについてもうなずける点がございます。裁判所法は、判事の給源として判事補のほかにも弁護士、検察官など多元的な給源を想定しておりますけれども、実際にはどうだったろうかと言いますと、判事の採用ルートはほとんど判事補からということに固定化してしまっている。裁判官以外の経験をほとんど有しないものが判事の多数を占めておるのが現状でございます。ここにいろいろな問題があるわけです。

これは裁判所法の想定していた事態とは異なる事態が発生しているのではないかという気がいたします。裁判所法は、いろんな給源を想定して規定しているわけでございます。だけれども、弁護士任官がなかなか進まなかった。これといった妙案もないことから明らかなように、現在の制度そのままで解決できないように思います。

それでは、何か解決策があるのか、水原、言ってみるということになるわけございましてけれども、私は判事補制度について、それ自体を廃止する必要はないと思いますけれども、判事の給源の在り方を見直して、改革を加えるべきではないかということを思っております。

少々我田引水になりますが、先ほど検

事は料理を作る人間だから、ある程度のごことはお認めいただいておりますけれども、私の検事経験を交えてお話しいたしますと、法律家として、一つの立場しか、また一つの観点しか持たずに物事を見ようとするならば、物事の本質を見抜く力は養えないのではなからうかという気がいたします。取調べの際に相手の目線で、相手の気持ちで、相手の言葉で、虚心坦懐に物を考えること。それをしなければ真相を聞き出すことはできないと私は三十何年の経験で確信いたしております。

仮に被疑者が真相を語ってくれたとしても、それは取調官自らの力と過信してはならない。むしろ真相を語ってくれるという気持ちになった被疑者自身のなせるわざであるということを考えなければならぬんじゃないかということも強く感じております。

そして権力を背負って、ようやく聞き出したにもかかわらず、己の力であると勘違いする取調官、相手の気持ちや立場を忘れて自白を取ったと慢心する取調官であるとするならば、これは大体任官して3年から6、7年頃にかけてそういうふうになりやすい傾向が多うございますけれども、それは論外でございます。

むしろそういう場合には、得てして本当の真相を語ってもらっていないのだと気づくべきだと思います。私はそういう自分の経験からして、検察での決裁官時代には、部下諸君にも何度となくそういうことを指摘しましたし、機会あるごとに、権力の座にあることを片時も忘れずに、「我以外皆我が師なり」と考えて、被疑者、被害者、その他の参考人から細かく教を請う気持ちに徹して、接しなければならぬと指導してまいりました。

そういう意味で私は、検事というものは、自らの立場に固執することなく、被害者はもとより、被疑者や被告人、それを弁護する弁護人の気持、目線で物事を見るという努力を決して怠ってはならな

いと思うのであります。

今後、さまざまな方法で、検事の経験の多様化ということも真剣に取り組んでいく必要があると考えております。そうしたことを通じて、いろんな経験を検事も積むことによって、人間、そして社会、物事の本質に迫る目を養うことができるように感じます。

当たり前のことですがけれども、検事諸君に被疑者の立場を経験しろと言っているわけではございません。これは大変なことになりますから。

裁判官改革の話なのに検事のことばかり申し上げましたけれども、お褒めをいただいたから申し上げたわけではございません。私どもも反省の念を込めて申し上げているわけでございます。

裁判官の場合も同様と申しますか、むしろ検事とは比較にならないほど、法律家として異なる立場を経験する必要があるものがあると思います。先ほど中坊委員も、それからほかの委員の方々もおっしゃいましたけれども、料理をしたことがない者が、料理の味だけ味わっていて、本当のことがわかるのかということでございます。やはり料理をする経験もしてみる必要があるのではないかと。裁判官は人の生命、身体、財産に関わる重要な、しかも最終判断を独立して行うことが認められております。また、そういうことが求められております。

私はこうした重要な位置にある裁判官に、いかにして望ましい人材を得るかということが、まさに司法の死命を決することになると思っております。

そのために私は、裁判官個人個人が法律家として多様な経験を積むことは、知見を深め、視野を広げるのに非常に有益なことだろうと思うのであります。これは先ほど吉岡委員も、経験の十分でない、一般社会常識のない方に裁判される国民はたまったものじゃないとおっしゃいましたが、いろんな多様な経験を経てきた者に裁いてもらいたいというのは国民の願いだろうと思います。

裁判官として、ずっと裁判所の中で仕事をしているだけでは、これはおのずと限界があるのではなかろうかという気がいたします。判事の職責、権限は非常に重要であって、そういう重要な地位に就く者には、裁判所の中だけではなくて、裁判所の外で、当事者などとして仕事をして、いろいろな経験を積んでもらう必要があるというのが、私の考え方であります。

全く経験がない者がいきなり判事になるところに問題があるわけございまして、先ほど議論がかみ合っていないように思いましたけれども、実はそこまで突き詰めてみますと、経験を積んだならば判事補でも給源としていいじゃないかという議論になるのではないかと気がいたします。

例えば、法律上、判事になるためには、裁判官以外の法律専門家としての職務経験を一定の年限経ていなければならないとすべきではないかと思えます。裁判所の外での法律専門家としての職務経験には、弁護士は勿論、検察官でも、行政庁や民間企業での職務経験も含まれるとしてもよいのではないかと思えます。

私が申し上げたいのは、判事になる人には、みんな全員、裁判所の外の空気を吸ってもらうこと。それも研修ということではなくて、裁判官の身分を離れて裁判官以外の法律家としての仕事を経験してもらいましょうということでございます。そういう制度が何か考えられないだろうかというのが、私の検察官経験を経て、そして、後進を指導したときに、世の中の常識をどうやったら吸収できるだろうか、そういうことをいろいろ苦労してまいりましたし、私自身も苦労してまいりましたが、裁判官にもそういうことを経験していただく必要があるのではなかろうかという思いで申し上げました。

そのことによって、社会の常識を反映した裁判、当事者が納得できる裁判、国民の信頼が得られる裁判を実現すること

ができるようになるのではなからうかなという思いを持っております。

ただ、やはり先ほども議論がございましたように、特例判事補制度につきましては、これはもう少し突っ込んだ検討をしなければならぬことは言うまでもございません。

以上、雑駁な意見でございますが、申し上げます。

【佐藤会長】ありがとうございます。

【北村委員】私は裁判というものは、いかなる政治の圧力にも屈しないで、独立して公正な判決を下せるという点が裁判だと思っているんです。それはここにいらっしゃる皆さんそう思っておられるのだと思います。

今、日本の裁判においていろいろと判決に不備があるというような御意見が出ておりますけれども、私は日本の裁判というのは、比較的独立性というか、公平性という観点から見て、うまく言っているのではないかなというふうに思っているんです。中には変な判決、国民の感覚から見て外れたような判決というものも出ているんだと思うんですが、それは今の判事補制度が悪いからそうなっているのではなくて、はっきり申し上げまして、それは裁判官のイデオロギーに起因しているということが割とあるんじゃないかと思うんです。

私は会計学ですから、イデオロギーに全然関係しない、イデオロギーを持っていない人間なんです。ところが、法曹人と言ったときには、やはりそれが関係してくるだろうと。だから、それを見て判事補制度というものが悪いというふうには言えないんじゃないかなと思うんです。ただ、ここにいらっしゃる方の御意見をいろいろと伺ってみても、判事補制度にはいろんな欠点があるということは承知しているつもりです。だから、今までこの判事補制度をこのままにしてきた最高裁には、責任を感じてもらいたいと私は思っているんですが、しかしながら私としては、裁判というものは、プロに

やってもらいたいという気持ちがすごくあるんです。プロに任せっぱなしにしてしまっただけで、チェック機構も全然置かなかったという点が、今の司法制度で非常にまずい点だったんじゃないかなと思います。だから、そういうようなところをきちっとやっていくというようなことで十分耐えられる制度なのではないか。だから、判事補制度というものをここでなくす、あるいは将来においてなくすというようなことを考えなくても、十分それを修正していくことによって、より公正な裁判が日本で行えるようになるんじゃないか。このように思っております。

【中坊委員】さっきから言っているように、プロの人に裁いてもらうのはそのとおりなんだけれども、まさに裁判官はプロ中のプロでない困るんです。だから、プロ中のプロというものは、先ほど言う料理を作る過程を全部知っている人でないと作れないですよと、これは普通の素直な常識だろうと思うんです。その常識だけは大切にしたい意見を我々が出さないといけない。先ほどから言うているように、両方が言い分を言い、最後にその人が裁くわけだから、まさにプロ中のプロを、裁判官として今我々は要求している。そういうことから言えば、判事補制度のままできて、それで判事になれるというのはおかしい。

判事補制度でなぜ固定化したかということ、これは判決書なんです。結局、判決書の書き方というのは、一つのテクニクがあるんです。論理の運び方、さっき私が言うたように、料理の食べ方、単に食べて味がいいとか悪いとかいうなら行司の軍配みたいに右か左か上げたらいいいだけだけれども、これはこうこうであるのでおいしいとか、あるいはこうこうでまずいんですよということを言わなきゃいかんわけです。その過程というのは判決の理由の中にあるわけです。そうすると、証拠の摘示から論理の運び方とか、それがすべて、裁判官の製品というか作品は、すべて判決書という中に出てきて、裁判

官弁明せず、判決書を見てくださいと言
えるぐらい、裁判官というのは判決書に
非常に精魂を傾けられるわけです。

それも正直言って、かなりのテクニッ
クが必要なんです。そうすると、料理を
作るという過程を経ていなくても、10
年間やるとそのテクニックだけは上手に
なるんです。だから、判決書だけは、形
的にはいい判決のように見える判決を書
くことはできる。だから、どうしても外
形だけを求めてしまう。作品は判決書に
なるんでしょう。その判決書がいいじゃ
ないか。そうすると、言わはるように、
どこか今言う実際を経験していない者の
つくった作品は、同じような形に見えて
も心が通っていないというのが非常に問
題になってくる。今まで我々が言う、判
事補制度というものが致命的な欠陥を持
っているというのは、先ほど水原さんも
おっしゃったように、まさにその体験が
ないとね。

だから、どうしても判事補制度という
ものをそのまま残していくんだ。判事補
から判事になれるんだというルートを認
める限り、その外形だけはそれでできま
すから、どうしてもそういう弊害も考え
ないと、我々は、今抽象論的に言うてい
るだけではあかんという感じがします。
【佐藤会長】時間もだんだん迫ってしま
したので、少し手短かにお願いします。

【吉岡委員】確かに中坊委員のおっしゃ
るように、判決書をきちっと書けるかど
うかということ言えば、判事補 10 年の
経験というのはかなり重いですけど、私
は現在の判決文が本当に国民にと
っていいのかという、文章としてですけ
れども。私たちからすると、判決文を聞
いても、勝ったんだが負けたんだがわ
からない。何を言っているのかわから
ないというのが、むしろ一般の人たちの
見方です。裁判を傍聴していてもわから
ない。そういう状態がむしろ一般的なん
です。

そういうような判決文を書くというこ
とが、本当にいいのかどうかというのも

考えなきゃいけない。もっと国民にわか
りやすいという視点が必要で、国民にわ
かりやすい判決文が書けるというのは、
やはりそれだけ社会的な経験がなければ
いけない。やはり文章として幾ら立派で
も、それだけではいけないんじゃないか
なと思います。

そういう意味で、初めから裁判官に、
判事補から裁判官なんですけれども、判
事になるという前提で教育をされる 10
年間ということ自体がむしろ問題だと思
います。

それから、北村委員が、判決がいいか
悪いかはイデオロギーによるんじゃない
かということをおっしゃったんですけれ
ども、最近はなくなりましたけれども、
かつてイデオロギーによって判事に任命
されなかった、そういう方がいらっしゃ
います。そういう事例は後を絶たないの
ではなくて、いらっしゃますという程度
しかないんですけれども、そういう実態
があることによって、むしろ自分の思想
は出さないという、そういうことになっ
てしまっている。

勿論、判決にイデオロギーを出しては
いけないわけですが、その辺が巷
間言われるような裁判官が判決を書く場
合に、上の方を見て書くんじゃないかと
言われる一つの理由になっているんじゃ
ないかなと思っています。

判事補制度が全面的に撤廃しなければ
いけないとは言えないという意見が他の
委員からも出ているわけですが、私も
判事補制度について、廃止を視野に
ということは書いていますが、ただ、判
事になる前提での判事補制度というこ
とが問題だと思います。

そういう意味では、高木委員がおっし
ゃったロークラーク、そういう考え方も
あっていいんじゃないか。ロークラーク
の考え方というのは、アメリカでそうな
っているわけですが、やはり経験
の中の一つとして、裁判官の補佐をする、
そういう仕事をやっていただくのもいいし、
弁護士をやっていただくのもいいし、

できればいろんな経験をしていただきたいと思います。

そういう経験をした人の中から裁判官が選ばれるということではなければいけない。経験を 10 年やればすべていいと私は思っていません。では、どうやって選ぶのかというのは、これから先の議題になっておりますので、そこで申し上げたいと思います。

【北村委員】私も判事補制度だけで採るというふうに言っているわけではなくて、いろんな人が裁判官になっていくルートというのは確保しておく必要があると思うんです。それが今までなかったというのが一つの欠点でもあるというのは認めているんです。

【佐藤会長】そこは共通なわけですね。

【高木委員】もっと本質的、と言うと失礼な言い方になるかもしれませんが、とにかく判事補としての 10 年の経験が、本当に裁判官の給源たる実質で担保されているのかどうか。その検証は是非やってみる必要がある。

これは藤田さんがおっしゃるんですが、人によるという面がある、それは確かにそうだろうと思います。だけれども、実態は判事補から判事になれなかった人がどれくらいおられるんですか。それはちゃんと人を見て判事補にしているのか。それに研修所有的时候に、判事補にする人をどういう物差しでどのように選択をされているんですか。

かつて私はインフォーマルな形だったが、その辺について研修所の中でのリクルートについて、最高裁にお話をお聞きしたことがあります。私の記憶力の問題もあるのかもしれませんが、余り明確な御返事ではなかったかと思えます。

そういう意味で、個々の問題ではないという意味も含めて、実質的な運用がどのように行われているのか、それがトータルとして給源として内容をきちんと持っているのかどうか、その検証は是非やってみる必要があります。

これは吉岡さんが言われたんで、私が

重ねて言うのはどうかと思いますが、イデオロギーの問題を北村さんが口にされたんですが、勿論、誰もいろんな物の考え方を一人ひとりが持っているわけです。そういうイデオロギーが判決に投影されたからいかんというのは常識以前の問題だろうと思うんですが、そういう常識に照らして、イデオロギー云々の問題が、キャリアシステムだからされている、されていないと私には聞こえたんですが、そういう発想の御議論がもしあるとしたら、これは大変大きな論点だろうと思いますんで。

【北村委員】いえ、私はそんなこと言っていないです。

【井上委員】「イデオロギー」という言葉の意味がちょっと違う、ニュアンスが違うのではないのでしょうか。

【高木委員】あんたがコメントする話じゃないんじゃないですか。彼女の口から出たんで、北村さんに聞いているんです。

【井上委員】私は、そう思うということと言ったんです。

【北村委員】その人の考え方という意味です。

【高木委員】イデオロギーというのはそういう意味ですか。

【井上委員】そういう使い方もあるんです。

【北村委員】そういう使い方です。

【吉岡委員】イデオロギーとおっしゃったら、そういうふうに。

【高木委員】いろんな歴史を日本の司法制度は持っているから、よけいそういうものにセンシティブになる世界もございませよということです。

【佐藤会長】イデオロギーという言葉ですが、会計学ではイデオロギーは無関係だと言われるときの「イデオロギー」の意味は何なのでしょう。会計学でも、この世の中はかくありたいという視点は背景にあるわけでしょう。より良き社会のために仕組みをどうするか。裁判官であれ、どんな職業であれ、いい社会を築きたいという思いと多かれ少なかれ関係していると思うんです。もしそれをイデオ

オロギーと言うなら、イデオロギーのない人間なんて存在しないと思うんです。だから、それは言葉の使い方の問題で、今そういう議論しても生産的でないように思います。

【井上委員】中坊先生の比喻なんですけれども、裁判官というのは味わう人なのか料理人なのか、そこの位置づけによってもまた見方が違って来るように思います。

もう一つ、高木委員がおっしゃった、判事補からの任用制度が本当に質的なチェックになっているのかというのは、おかしい任用をしているという前提に立った御質問ですか。

【高木委員】前提というより、個性による面があるという御議論もあるし。

【井上委員】そういう意味ですか。

【高木委員】それから、制度の仕組み自体として、今の判事補制度、私自身はですよ、いろいろきちんと給源たるに値する10年間を皆さんの的確に過ごした上での判事への任用ではないのではないかという心配、懸念を持っておりますから。

【井上委員】そういう意味ですか。わかりました。

【竹下会長代理】どうも皆さんのお話を伺っていると、夏の集中審議に戻ったような感じがするんですが、今日お配りいただいた夏の審議のとりまとめでも、「制度構築の方向性としては、裁判官の給源、任用方法、人事制度のあり方につき、給源の多様性・多元性をはかることとし」と、また、「少なくとも判事補制度に必要な改革を施すなどして高い質の裁判官を安定的に供給できるための制度の整備を行う」ということになっているわけです。

ところが、どうもお話を聞いていると、そういう改革をするんだという前提がなくなってしまうと、あるいはどう改革しても、判事補制度というのは良くならないんだと言っておられるように聞こえるんですね。

私が思うに、そんなことはないのでは

あって、これは水掛け論になってしまう。かなり多くの先進国で、先ほど藤田委員が言われたように、キャリアシステムというものを採用しているわけなので、それが制度としておかしいんだというようなことは、なかなか客観的には言えないのではないかと思います。

それからまた、個々の事件について社会の常識に合わないような判断をすることになるのだというのも、これもなかなか実際には論証が難しいことだと思うのです。

私はやっぱり、夏の集中審議の結果を踏まえて、一体どう改革をしていくかという議論の方が生産的なのではないかと思います。

その意味では、先ほど水原委員からお話があったように、確かに判事補制度というのは、一つは、非常に若い人が、とりわけ特例判事補になると単独で裁判をやるという問題点がある。もう一つは、10年間常に同じ立場に立っているということなので、これは経験を多様化するという必要があるのではないかと。そうすれば、やはり判事補制度が持っているメリット、つまり、公平さ、廉潔さとか、冒頭に山本委員が言われた判断の安定性とか、そういうメリットを生かしながら、国民が必要とする数だけの、質のすぐれた裁判官を安定的に供給できるということになるのではないかと思います。

ただ、1点、これは微妙な問題なのですが、どうやって経験を多様化するかというところなのです。水原委員は、法律上、そういうふうにするべきだと言われたのですが、裁判官の身分保障ということを見ると、法律上そうやるということが可能なかどうか、そこはもうちょっと幅広く弾力的に考えてもよいのではないかと考えております。

【藤田委員】判決の評判が悪いので、ただ、一言だけ。

日本の判決は非常に精緻を極めていて、精密司法と言われる原因なんですけど、フランス、イギリスへ行きますと、判決

は1枚か2枚です。陪審・参審の関係もあるんですけれども。日本でも昭和62、63年頃から、判決を簡潔にして、かつ、法律家じゃない当事者にもわかるような判決にしようという、「新様式判決運動」というのが東京・大阪両地裁で起きまして、その当時と比べると今の民事判決は非常に変わっているんです。刑事判決も、刑法が口語になりましたし、そういう意味でわかりやすくなっているし、また、そのことを心掛けてやっているということで、第1回のプレゼンテーションにお見えになりましたNHKのOBの松尾さんから大変結構なことだと評価していただきましたので、一言だけ申し上げます。

【高木委員】時間がないのに申し訳ないんですが、今、竹下代理がおっしゃった多様な経験と、ちょっとその辺が悩ましいということもおっしゃられたんだろうと思いますが、判事補としての資格を持ったまま、多様な経験というのは、結局お客さんで研修に行くことになるんですよ。

【竹下会長代理】そこはいろいろ工夫が必要だと思うのです。

【高木委員】その間は、全く身分を全部なくしてしまうということではない、休職の扱いだとかいろんなやり方もあるかもしれませんが、やはり自分たちの飯は自分で食っているんなものを身に付けていくわけです。現在、判事補でおられる人たちのモラルの問題だとか、いろいろございますから、できるだけ皆さんに気分よく力を付けていただけないかという面も必要なことはわかりますけれども、私ども裁判官をお預かりする企業のこと一部聞いたりしておりますけれども、それはお迎えするお客さんです。

【竹下会長代理】私もお客さんであっていいと思っているわけではないので、そこはいろいろ工夫が必要だと思います。

【佐藤会長】時間の関係もあるものですから、まとめるつもりではありませんが、議論の整理をちょっとしておきたいと思

います。

さっきちょっと代理がおっしゃった点ですが、集中審議よりは相当議論の中身が濃密に、しかも収斂しつつあると思っているんです。会長が勝手に思っていることだと言われるかもしれませんが、質の高い裁判官、これについてはどなたも御異論はない。独立性が大事だ、これについてもどなたも御異論はない。

問題は、例えば独立性とは何かです。この点について立ち入って考えるという難しいところが出てくる。中立性、客観性といったことが基本的なんでしょうけれども、それにプラスして強さ、たくましさというようなものも必要なのではないか。さっき中坊委員が佐々木毅教授のここでの話を例に出されましたけれども、多数決に対する抑止力としての司法というものが期待されているわけです。多数に抗して自己の信念を貫くということも、裁判官に求められている重要な資質なんですね。違憲審査権の存在は、まさにそのことを象徴するものです。

そういうことを考えると、独立性とは一体何かということ議論する必要がなおあるとは思いますが、独立性が非常に重要なポイントであるということも、皆さん御異論のないところかと思えます。

そういう質の高い、独立性の高い裁判官を得るためには、多様な経験を積んでいただくのは決して悪くない、悪くないというよりむしろ必要である。多様な経験を積んだ人から裁判官になってもらうということが非常に重要だということも、御異論のないところかと思えます。

先ほど水原委員から具体的な御提言があって、私もそれについてある種のシンパシーを持ったわけですが、これまでの議論に出ていますように、日本の裁判所法は、もともとは多元性、多様な裁判官を得ようというところから出発していると思うんです。

けれども、結果として、一元化というか、一つの給源が固定化してしまった。

それを問題であるか考えるか考えないか、それ自体が議論の余地のあることかもしれませんけれども、裁判所法から見ると、やはりそれはあるべき姿ではないんじゃないか。

そうすると、さっき申し上げたような多様な経験をもった裁判官を得るために、どういう制度的仕組みを考えるべきなのか。水原委員から具体的な御提案がありましたけれども、今日、どれでなければいけないということは言うつもりは全くありません。ただ、そういった観点から問題をとらえて、中間報告後に議論を深めていただきたいというのが、今日の御議論を伺った上での私の考え方です。問題の整理としては、今日の段階ではこんなところでよろしゅうございましょうか。

【山本委員】改善すべき論点としてはいいと思いますけれども、ユーザーとして裁判に求めているのは安定性とか予測可能性とかであり、これらは非常に大事なことです。これを十分踏まえていただきたい。

【佐藤会長】勿論です。ただ、安定性とは何かということを議論し出すと、相当難しいんです。

例えば、ドイツの裁判官について、いろいろ言われていますが、一方では自由な民主的基本秩序を維持するという枠をはめながら、他方では裁判官の独立性、市民的自由を強調しているところに特徴があり、そこには、裁判官が一枚岩だと、体制がおかしくなったときには脆く、すごい危険があるという発想があると私は理解しています。

ですから、安定性とは何かということについていろんな議論をする必要があると思います。

【山本委員】だからといって、ばらばらでいいということではない。

【佐藤会長】御趣旨はよくわかります。ただ、そこはもっと広い視野でというと、生意気なことを言っていると怒られるかもしれませんけれども、安定性とは何か

ということも掘り下げて考えるべき論点があるんだということを申し上げたいのです。

では、この問題については、今日の段階では、この程度に整理させていただいて、あと時間も余りないんですが、任用と人事のところについても議論していただければと思います。あと 15 分くらいしか取れませんが。

【中坊委員】1点だけ。今おっしゃったことと、先ほど少し出ていたアカウンタビリティというところから、そういう多様性を持っているということが、客観的に誰の目から見てもわかるということが必要なんです。

だから、私も内部的にそう思っているというだけではないし、まさに制度として説明責任がつくということが必要だということもちょっと考えていただきたい。

【佐藤会長】アカウンタビリティの問題は、先ほど井上委員と高木委員との間で議論がありましたけれども、これももう少し掘り下げていつか議論する必要があると思います。高木委員も、アカウンタブルだから公選だということをおっしゃっているわけじゃない。アカウンタブルであるとはどういうことなのか、通常の行政の公務員の場合と裁判官の場合とで、具体的にどういう違いがあるのか、あるべきなのか。

【井上委員】高木さんがそう言ったということじゃなくて、私もいろんな出発によって選定の仕方があるだろうということをおっしゃったんです。

【鳥居委員】次のテーマに入ったときに申し上げようと思ったんですが、大変申し訳ないんですけども、私、あと 10 分くらいで失礼しなきゃいけないので、今お話ししていいですか。

【佐藤会長】どうぞ。

【鳥居委員】大事なことが今日はまだキーワードとして出ていないと思うんです。それは任用のところでも申し上げてもいいんですけども。1 番目は、今日配られ

た資料にもありますように、今、私たちが使っている制度のほとんどはGHQがつくったんです。そもそも憲法がそうなんです。そのGHQの遺産から一体いつ日本は決別して次の新しいステージに入るのかということが問われているんです。GHQが与えてくれた憲法をはじめとする制度が、余りに長い間固定化されていたということが大きいと思うんです。その固定化されたものから脱却しなきゃいけないから、私たちは今いるんな改革をやっているんだと思うんです。

2番目は、では、なぜ脱却しなきゃいけないか。制度それ自体にいろいろ問題が出てきたことと同時に、時代が変わってきたということだと思うんです。この問題を考えるとき、特に裁判というものを考えるとき、どこが変わったのかというと、心の変化じゃないでしょうか。

ジャッジするときが一番基準になる座標軸、それが例えば人によっては聖書であったり、人によっては経文であったりしたはずのものが、日本は戦後55年の中でほとんど消えていますから、頼れるものは唯一法律の条文、その条文に鏡のように照らすものは、先ほど来、中坊先生おっしゃっているように、調べて調べて調べ上げた証拠、それしかないわけです。でも、実際にはそれでは必ず恨みや不満が残るのは、実は人間に心があるからで、正と邪とか、愛と憎しみとか、そういうものについてどう扱うのかという座標軸、それがどんどん消えていく時代にちゃんとジャッジできるかという問題、これが2番目だと思います。

3番目は、藤田先生がさっきから言っておられるように、人は様々なんで、例えば判事補にせよ判事にせよ、能力、質、考え方、みんな様々ですから、判事補10年という制度を、どうしてもっとフレキシブルに考えられないのか。ある人は3年、ある人は5年という考え方だって、我々はしてもいいと思うんです。そういうような発想にもう一回立ってみると、私は最終的には判事補制度というのは論

理的におかしいと思うので反対なんですけれども、過渡期として、10年、20年残すにしても、フレキシブルに残せるのではないかと。

それから、4番目なんですけれども、この法曹三者の三職というのは、私はオープンじゃないと思うんです。やはり弁護士と検事と、これはジャッジに向かって訴える立場であって、ジャッジは裁く立場であって、法曹三者の中でジャッジの占める位置というのは非常に重要だと思うんです。

ですから、私はアメリカの制度のように、本当にシニアの人がいるんなところから選ばれてジャッジになるというのはとても納得できます。あるキャリアを踏んでいったらジャッジとして最高の極みに到達できるというのは、本当にジャッジの選び方としてよいのだろうかという感じがします。

最後に、さっきから判事補とは何かというのは何度も質問が出ましたけれども、日本に定着してしまった判事補とはそもそも何なのかというのを考えてみますと、練習生なんではないでしょうか。私はこれはある種の訓練期間中だと思うんです。

そうしますと、司法試験をパスした人たちが3つの分野に進もうとする。第一のグループは弁護士になっていこうとする。第二のグループは検事として働こうとする。これは明らかにここでも違いが出てくるのは、検事は国家権力を背負って事実を明らかにすることが仕事ですから、国家権力を背負いますから国家公務員、あるいは公務員です。そして、判事の道に進む人も、今の制度の下では国家権力を背負ってジャッジしますから公務員です。このところが私は引っ掛かるんです。もしそうだとすれば、司法試験を受かってから判事になるまでの期間というのは、ある種の訓練期間であり、見習い期間であるということをお互いに認めてこの議論をし、任用について議論に入るのか、それとも、いや、これは国家公務員の一つの通過の段階なんだという

ふうで議論するかで全く違ってしまおうと思っております、この5つの点を申し上げたいと思います。

【佐藤会長】今御指摘の点は重要な視点として、中間報告後、具体的な仕組みとしてどういうものを考えるかというところで検討させていただきたいと思っております。鳥居委員の御意見を含め、皆さんの御意見を踏まえて、更に議論していただきたいと思っておりますが、今日の段階では、給源の問題については、先ほど申し上げたようなところで、一応整理させていただきたいと考えております。(略)

第47回審議会(平成13年2月13日)

(略)

【佐藤会長】だからもう、御自由に御議論をいただければと思います。とは申せ、藤田委員もおっしゃったように、中間報告という取りまとめはあるのですから、それを踏まえて御議論をいただければと思います。

【中坊委員】最初に、高木委員の方から文書が出ていますが、これはどうなりますか。

【佐藤会長】そうですね。今日開始直前に高木委員の方からペーパーを取りまとめたので配付してよろしいかというお話がございました。どなたから御発言いただいても結構ですが、もしよろしければ高木委員から。

【高木委員】どうもありがとうございます。

今、藤田委員からレジユメのつくり方について御発言がございましたが、このレジユメはまさに中間報告に至る過程でいろいろ出された意見が、多分議事録から抜粋されて、整理されたんだろうということで、どう受け止めるのかは、確かに藤田さんが言われたように、それぞれ皆お考えがあるわけですから、冒頭で会長が整理をされましたように、中間報告を踏まえての議論だということで申し上げたいと思います。

お手元に出させていただいた意見も、基本的には中間報告で出された方向性等

を前提にして、私の意見を整理をさせていただきました。1ページの「改革の基本的方向性」、この辺は、中間報告の内容をそのまま敷衍しているだけでございますので、お読み取りいただきたいと思っております。

それから給源の多様化・多元化論につきまして、いろいろ御意見があるわけですが、法曹一元という言葉はどうするかという8月の集中審議のときの議論がございまして、給源の多様化・多元化という表現で、具体的には裁判所法に書かれております給源として想定されております各チャンネル、いわゆる任命資格それぞれについてどういう多様化・多元化の対象になるのかということが、これからの論議だろうと思っております。そういう中で今、藤田委員も触れられましたが、判事補制度への疑問点、あるいは特例判事補制度への疑問点は憲法制定過程、あるいはその後の裁判所法の制定過程、あるいはその後の、今日までの運用がされてきた仕方等々を見ましても、幾つかの疑問点がまだまだ私には消えないわけございまして、そういった疑問点等をその2ページに書かせていただきました。

そういう認識に立ちまして、判事補制度につきましては、勿論一遍にヨーイドンで廃止ということは、とても無理だと私も認識いたしておりますが、どう考えても判事補が司法研修所を出て、すぐ裁判官として位置づけられ、国民に期待される裁判官像にそぐう裁判官ということで受け容れられるということは、国民は納得できないだろうと思っております。そういう見方が私は正当ではないかと確信をいたしておりますので、判事補をいきなり裁判官と位置づける判事補制度は、一定期間を定めて廃止をしていくべきではないかということをお二ページ一番下の方に書いております。

ただ、廃止したら現在判事補の方々がこなしている仕事はどうなるのだというお話もあるでしょうから、そうならないために他の給源からの、いわゆる任用、

任官といったものが、一方できちんと担保されている前提がなければ、この話は空理空論になってしまいかねません。特に日弁連は法曹一元を長い間主張してこられたわけですし、そういった議論を展開されてきた責任は当然あると思いますので、きちんと担保があるのかないのか、その辺も見極める必要があるのではないかと思います。

判事補とはどういう性格のものなのか、従来からいろんな議論がありました。3つの要素があり、1つは裁判官の代行と言うんでしょうか、いま1つは、いわゆる調査官的な仕事、さらに、訓練を受ける 트레이ニー という立場、その3つの立場があるようですが、例えば、トレーニーという立場を裁判官という位置づけの下で続けることの正当性が、他の給源との関係でのバランスという意味も含めてあり得るのかないのか。

また、どう考えても裁判官代行というのは、これはまた判事補10年のなかで、修習生から上がって、直ちにそういう権能を持つ、あるいは、特に後半の5年間は、ほぼ自動的に特例判事補ということになるようですが、本当に単独で裁判をなしうるような実態、具体的に言えば国民の求める裁判官像のレベルに達しているかいらないか、そういったことも含めて疑問が呈されているところであります。そういう意味では、先ほども申し上げました3つの中で、強いて言えば残るのはロークラク的な仕事で裁判官の仕事を補佐し、その補佐を通じて将来判事に任用されるベーシックなポテンシャルティーを培うという意味で、調査官的な位置づけが一番そぐうのではないかと思います。そういう脈絡の中で本日、先ほど藤田委員が縷々述べられましたし、レジюмеの中にも「判事補等の裁判官に多様な経験を積ませる仕組みの整理拡充(例えば、判事補研修の充実など)」といった記述があると捉えるべきではないでしょうか。

また、2月8日付けの朝日新聞に出て

おりましたが、これについても判事補研修という内容が書かれておりました。新聞の記事は不明確なところもたくさんありましようが、例えば研修で1年間というような期間の記載があったりしておりますが、こういう研修の充実論だけでは、それがたとえ過渡的な期間をしのぐ対応策であるとしても、とても国民の期待する裁判官像といったものを、こういう研修の一部付加が担保してくれるとは私には思えません。そういう意味で3ページから4ページにかけまして、その辺の研修の充実論の空虚さの怖さ、あるいは問題性を幾つかの観点から指摘をさせていただいております。

それから、判事補のそもそもの採用についても、今までごく当然に行われてきたわけですが、採用の時点から将来判事に任用することをほぼ想定して対応する形になっておるんだらうと思いますが、本当に今のような形でいいのかどうか吟味が要るのではないかと思います。

勿論、弁護士なり検察官、あるいは大学教授等から裁判官に任官される方々にも、それぞれ司法の社会でのお仕事を専門にされているとは言え、微妙に仕事の実務の中身は違うはずですから、たとえば弁護士は弁護士実務には御堪能かもしれませんが、裁判官実務にどこまでお詳しいかと言えば、多分そうではない面もおありになるでしょうから、その辺の研修等は必要ではないか。むしろ当然のことだと思います。

(略)

【藤田委員】ちょっと戻りますが、先ほど高木委員から判事補制度についてお話がありましたので。判事補については、今までも何遍も申し上げてはいますが、裁判官の代行とおっしゃいましたが、判事補は憲法上の裁判官であることは間違いのない。そうでなければ、憲法上の裁判官でない者が裁判をしていたということになるわけで、憲法上は80条で下級裁判所の裁判官は最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣でこれを任命する

としか規定しておらず、その資格や任用については、法律で規定されているわけですが、裁判所法で判事補制度ができた。

この判事補によって今の日本の裁判制度というのは支えられている部分があるわけです。裁判官の転勤が非常に問題になっていますが、全国的に同じレベルの司法を維持するという点で、どうしても転勤が必要になってくる。これがドイツやフランスなどと、社会構造で決定的に違うところで、それが裁判官制度の難しい1つの原因にもなっているわけです。私は九州管内の裁判所に2回勤務しましたが、九州で離島裁判官協議会というのが昔ありまして、対馬の巖原と、五島の福江、奄美大島の名瀬、これらの裁判官は、大体みんな特例判事補ですが、離島で勤務して司法を支えている。特例判事補によって支えられている離島・僻地の支部が、かなり全国的にあるわけです。判事がやればいいじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、判事になると、子供の教育の関係もあり、負担が過度に重くなるのを避けるという意味では、若い特例判事補を活用するという事になっているわけでありませぬ。

戦前は、前にも一度お話ししましたけれども、裁判官になると権限の制限はありませんでした。直ちに裁判長にするようなことはなかったんですが、戦前の東京地裁の例を見ますと、判事になって5年くらいで部長判事、つまり裁判長をやっているんです。十数年で東京控訴院部長、今で言う高等裁判所の裁判長の仕事をやっていた。戦後、判事補制度というものを設けて、職権の制限を設けたのは、アメリカのような陪審を前提にした法曹一元的なことを念頭に置いて、いきなり最初から単独で裁判する、あるいは裁判長としてやるのは適当ではないということで判事補制度を設けたということだろうと思うんです。

そういう意味から言うと、判事補制度を何らかの形で改善していかなければいけないということはあるかもしれませぬ

けれども、諸外国の例を見ても、ドイツでは試用裁判官は3年ないし6年というような時期がありますけれども、裁判官に任官して、職権の制限があるわけではない。実際の運用では試用ということで、70歳までの最終的な任用を試用期間を過ぎた後でやるということでありませぬし、そういう意味で日本の判事補制度というのは、世界的に見ても余り例のない制度でありますから、果たして今のままでいいかどうかということではありますが、現在、そういう形で日本の全国の司法が支えられているということです。

判事補制度が今問題になっているのですが、現在の判事補を経由して判事になっている人たちがどうかということにもつながっているわけでありまして、判事補制度によって養成されて、判事として裁判長、あるいは右陪席としてやっている人たちがどうなのかということです。前にも申し上げましたけれども、我田引水と言われるかもしれませんが、新聞社などのアンケート調査でも、相対的に公平性、信頼性、廉潔という点では高い評価をいただいている。今日の菅原先生の説明を伺って、先ほど質問しました中立的であったとか、言い分を聞いてくれたとか、信頼できたというところで、55～59%という高い評価をいただいている。もちろんよく見てみないとわからぬということでありませぬけれども、いいことばかりではなくて、法律外の知識も有していたか、十分な準備をしていたかについての積極的評価は30%台でありますから、これはやはり改善しなければならぬ面はあろうかと思ひますけれども、国際的にも相当程度の評価を得てきたという前提で考えると、判事が通ってきた判事補制度が根本的に改めなければならぬような基本的欠陥のある制度であるとは思ひませぬ。一生懸命やっている判事補の心情を思ひますと、かわいそうだという気がするわけでありませぬ。

それから、任命手続と人事制度、これは国民の意思を反映すべきであるという

ことは、先ほど会長がお話になりましたように、中間報告等と言わばコンセンサスでありますから、いかにしてそのような国民の声を反映し、かつ手続を透明にするかという具体的な方法論であろうかと思えます。そういう意味でいきますと、任命も人事評価もいずれもそうでありませけれども、価値判断の基準が非常に多元化しておりまして、社会の中での対立が激しいという時代になりますと、評価ということは非常に難しいことになります。

例えば労働事件の判決を挙げれば、労働側から言えば労働者敗訴の判決をするような裁判官というのは、労働関係に対する理解が不十分だということになりましょうし、労働者側勝訴の判決に対しては、使用者側から言うと、あっち側にばかりひいきしていきからぬということになるわけでありまして、消費者訴訟、あるいは環境・公害訴訟、これについても同じことであります。

そういう意味で客観的に正当な評価ができるかどうかが大変難しい時代でありますので、誠実さとか思いやりとか言いましても、前科前歴、逮捕歴があるかどうかは調べればわかります。しかし、それ以外の人柄の善し悪しというのは、面接したり、調査したりしても、すぐにはわからないからこそ不祥事も起きるんですが、そういう意味で言うと、これまた非常に難しい。裁判の結果によって評価されるということになると、これは裁判官の独立という、良心と法律のみに従って判決すべきであるということにも影響してくるわけでありまして、そういうプレッシャーを受けて判断を自分の信念と違う方へ持っていくような裁判官はいないとは思いますが、そういうプレッシャーを受けたのではないかと疑われるというだけで、やはり裁判の公正さということが問題になってくる。そういう意味で、具体的な判断要素に踏み込めば踏み込むほど、微妙な問題が出てくる。したがって、制度構築については慎重な

検討を要するし、諸外国の例等も調べた上で判断するのが適当ではなかろうかと思えます。

【高木委員】心情論とか、頑張る論とか、清廉潔白論、そういうものについてとやかく申し上げるつもりは全然ないんです。藤田委員も自分も判事補を通過してきたと言われました。そういう意味で、ある種自分を振り返られての回顧、愛着もあるんだろうと思えます。そういうお話をお聴きするのは別に結構なのですが、私が申し上げたいのは、ロジックと言いますか、確かに裁判所法には判事補も裁判官と書いてあり、それであるがゆえに憲法、あるいは裁判所法で身分も処遇も保障をされているわけです。

一方で裁判所法は、判事補は他の法律に特別の定めのある場合を除いて、一人で裁判をすることができないと書いてあるんです。また、判事補は司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。任命資格としては、実務経験というのは求められていないわけです。研修所の研修を称してそう言うのか私は存じませんが、実際にほとんどの判事補の人たちは修習を終えてそのまま任官されており、実務経験をお持ちでない。

一方で 10 年という期間をほかの給源の方たちの実務等の経験の期間として課す。この 10 年間の期間の経過、あるいはその間におきます実務的な意味での研鑽、そういった意味での資質能力を充実させるための経験がない形で判事補というのは採用される。そういう方々に一人で裁判をすることはできないと規定されるのは、ある意味で正しいことだと思うんです。しかし、もっと素朴に申し上げれば、一人で裁判をすることができない者が、合議体に入れば裁判ができるんですか。その場合、合議体を組む他の判事の人たちの裁判官という能力によって、一人でできない人の能力が補われるとすれば、そういう趣旨ならば、他の判事の職権によって判事補の職権は補われている。判事補には、そういう意味では独立

した職権が担保されていないということになるのではないか。独立した職権のない判事補に、憲法 76 条 3 項のような、独立してその職権を行うことを求めるのは、やはり論理矛盾だろうと私は思います。

そういう意味で、おっしゃられるように裁判所法では原則論として判事補は一人で裁判できないと書いてあります。竹下先生の書かれたご本の中にも、戦後の裁判官は戦前より非常にグレード・アップしたんだという趣旨のことが書いてあったように記憶しています。竹下先生がおっしゃられたのは裁判官ですが、しかし、そのような判事補が、憲法が本来意図した裁判官といえるか。そういうことを無視して、あるいは一方で弁護士任官について、弁護士側がきちんと応じられないから、やむにやまれずということで、本当にこれからの 21 世紀の司法を考えていくときに、今のような判事補の仕組みをそのまま維持し続けて、日本に本当によい裁判官、国民が求める裁判官像に沿った裁判官というのはできるのでしょうか。

そういう意味で、もっと本質に根差した裁判官の在り方、あるいは現在持っている判事補制度の問題点、あるいは特例判事補についても別途の議論がいろいろあるわけですが、そういったものは、これから直すべきものは直すべきではないかということをおは先ほどから申し上げているわけです。

【藤田委員】御意見はよくわかります。私も判事補制度を回顧と愛情だけで言っているわけではありません。

結局、諸外国の例を見ても、そうした職権の制限というのはいないんです。任官した裁判官が法律上はすぐに単独で裁判できるようになっている。けれども、實際上、ドイツやフランスのようにこのようなシステムを取っているところを見ても、いきなり裁判長にしたりということはない。ある程度の経験を積んだ上で単独裁判官、あるいは裁判長をやら

せるのが適当であろうということを利用してやっているんですね。アメリカ的な考え方を導入して、裁判所法で規定を設けて、判事補制度というものをつくったわけですが、単独でできないから、合議体の構成員としても勤まらないと決め付けるのもいかなものか。やはり合議体のメンバーとして事実認定をし、法律の適用を考える。しかし、裁判長なり右陪席の意見も聞いてみて、それなりに自分の考え方について反省するところもあるでしょうし、そういう経験を積んでいくことによって、より確実な判断ができるであろう。そういうふうな養成していかうということによって判事補制度をつくったわけで、それを法律で 10 年間も単独で判決ができないということにしているのが、そもそもいいのか悪いのかという問題もあります。

私は昭和 32 年に判事補になりまして、新潟の長岡支部に行きました。そこで少年事件全部と、民事の保全事件全部、それから民事合議事件と刑事合議事件の左陪席をやりました。

ですから、そういう民事、刑事の陪席をやりながら、民事事件のものの見方とか法律の適用を学んだわけですし、少年事件と保全事件を一人でやらされたのは大変でしたけれども、一生懸命勉強し、先輩に問い掛けながら、どうやらやっていったというようなことで、そういう過程を通して、判事になったわけです。振り返ってみて、その過程に欠陥があるとは思えない。

むしろ弁護士である年限の経験を有して裁判官になった場合、もちろんいきなり修習生から裁判官になった場合とは違うでしょうけれども、弁護士としての仕事の内容と裁判官の仕事としての内容はぴったり重なるわけじゃないんです。やはり物の見方にしても何にしても違うし、職人的な判決の書き方というのはそんな本質的なものではないとは思いますが、中坊委員もかつて名弁護士必ずしも名裁判官ならずとおっしゃった。名裁

判官必ずしも名弁護士じゃないんですけれども、そういう意味でちょっと違う。弁護士で経験を積んで裁判官になったからと言って、すぐ裁判官として活躍できるというものではなくて、やはり裁判官としての経験を積みながら成長していくということだろうと思うのです。だから、判事補についてもそれは同じことではないかと思うわけです。

【中坊委員】これは夏の集中審議でも言いましたけれども、裁く立場ばかりをやって、修習生を終えたら裁く立場の経験を幾ら重ねるということではなくて、裁かれたという立場を経験し、先ほど言うように、その中からその人の誠実さとかいうものが実証的に裏付けられて慎重な任命手続の中で行われていくべき職ですから、どうしたって裁く立場ばかりを何年間継続してやったとしても、それだけでよいということにはならない。

名弁護士の中でも名裁判官になれない人もいるわけです。弁護士という性格と裁判官の性格とは違う。そういう大勢の裁かれた立場をやっていく中において、まさに選ぶ者として、名前が有名だって、実は裁判官としては必ずしも適当ではない人もいます。こういう人がだんだんわかっていくわけですから、今まさに我々が求められているのは、単に人間性が個別にあるとかないかという問題ではなしに、まさに国民が信頼したり、その人を支持する制度的な担保である。確かに藤田委員のおっしゃるように、藤田委員は一生懸命やったし、数多くそうした裁判官もいらっしゃるかもしれない。しかし、裁かれる者から見たときに、今日も言われたように、2割司法と言ったけれども、結局、裁判制度に対する満足度というのは2割を切っていたじゃありませんかというのが今日の結論でも出ておるわけです。

だから、我々としては、そこを抜本的に直すという姿勢がなければ、私は今回の司法制度改革審議会の本来の意義が失われる。確かに藤田委員の言われるのは

私はよくわかるよ。しかし、かつて水原委員もこの審議会でおっしゃったように、立場が違うということが一番基本にあって、そこでどのような実績を得てきたかということ客観的に、徹底的な調査をしてこそ初めて国民からみて、それならもっともだと信頼したり支持するんだということは、私は基本としてわきまえないといけないと思います。

【佐藤会長】今、裁かれる立場といわれたけれども、裁く立場の経験も貴重なものかもしれません。アメリカの場合、連邦裁判官の中には、弁護士をやり州の裁判官をやって連邦の裁判官になる人たちもいる。さまざまな経歴の持ち主がいると思うんです。中間報告で我々がとりまとめたことは、1つは、今の裁判所法は多元性ということ前提にしているにもかかわらず、いろいろな事情で事実上ほとんどが判事補から判事になっている、ここはちょっと考える必要があるのではないかということ。もう一つは、判事になるためには、多様な知識、経験が必要であり、それを制度的に担保する仕組みを少し考えるべきではないかということ。こうした点について具体的にどうしたらいいかに関し御議論いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【竹下会長代理】中坊委員は裁かれる立場、裁く立場とおっしゃるのですけれども、要は判事に任命される。つまり判事補の途中の特例判事補の問題は別としまして、判事に任命される者は、法律家として成熟していなければならない、多様な経験を積んだ成熟した法律家が判事になってもらいたい、そのために、裁判所法はいろいろな階層から判事を任命できるということになっているわけです。

そういう立場から見たときに、裁判所法の中に、判事の給源として書かれている判事補、弁護士、検察官、大学教授というのを比べて、10年の経験を積んで、判事補の経験では検察官や弁護士の経験よりも人間的に成熟しないのだということとは言えないと思うのです。まして、私

どもとしてみると、大学に 10 年いた人間が判事となるような人間的な成熟性を当然に持っているかと言われると、これはかなり疑問だと言わざるを得ない。

そういうふうに考えてみると、今までは確かに判事補から判事になる人が大部分であったために、専ら判事補制度に焦点が集まって、判事補制度がおかしいのだというようにいわれていますが、実はそうではないので、多様な経験が必要であるということであるとすれば、どの出身者についても、多様な経験を求めるということでないとは不徹底だし、不公平だと思うのです。判事補については多様な経験でなければいけない。しかし、弁護士は弁護士だけでよい、検察官は検察官だけでよいというのは、理由がないと思います。なぜ判事補は判事補だけではいけないのかということになると思うのです。私は判事補制度が現在何も問題がないということを言っているわけではありませんから、いろいろな面で改革をすることは結構だと思うのですが、それは弁護士や検察官から判事になる者についても同じだと思います。

【中坊委員】繰り返しますが、料理をつくる人と味わう人と、そこが違うんですよ。国民から本当に信頼され、支持されるというのは、同じ裁かれているという国民の中から実績のある人が選ばれるというのは、皆が納得するんですよ。自分たちと同じ仲間から裁判官が出ていくんだから。ところが、最初から裁く側の立場だけを幾らやっても、しょせんあなたたちは最初から料理を食べる人ばかりをやっつけて、つくった経験は一回もないでしょう。おっしゃるように、弁護士だって大学教授だって、その意味では一般市民なんですよ。裁かれる立場をずっとみんなやってきている。その中でよい人が選ばれていくという制度でないと、国民自身が、自分たちの国民的基盤に立った、自分たちが本当に信頼し支持するというためには、同じ国民の中から裁かれている経験を持っている者、同じ目線で立っ

ているものからよい人を選びますという制度にならないと、最初から裁く立場ばかりを見習っていたら、10 年経てばそれで当然になるという論理は私は成り立たないと思うんです。

【水原委員】1 点だけ教えていただきたいのです。中坊委員は、大学教授、助教授は当事者経験がないんですけれども、それに判事の任用資格を与えているのは、これはどういうことになるんでしょうか。

【中坊委員】大学教授というのは、裁いた経験はないんですよ。裁判官はよほどのことがない限り、裁かれる経験はない。裁く側だけの仕事で四六時終えられている。弁護士は代理人としてやっていますよ。大学教授も基本的には生徒を教えているのであって、裁く立場を経験しているわけではない。だから、裁く立場ばかりを経験することによって 10 年経てば判事に自動的になれるという制度はおかしいということを言っているわけです。

【水原委員】そうしますと、判事補を判事の給源の一つとすること自体はよろしいのですね。

【中坊委員】違います。

【水原委員】問題は裁いた立場だけで、裁かれる立場がなかったという、それが問題だとするならば、問題はその者が判事として適正であるかどうかの任用の問題のところまで引っ掛かってくるわけです。判事の任命をどのようにして行うかという問題でしょう。それは裁いた側だけでやっているものだから、しかもこれは法的な技術は知っているかもわからないけれども、人間性が豊かではないとか、社会経験が不足しているとかの可能性があるので、これは任用しませんということもありうる。その段階でふるい落とすということも方法としては考えられるんじゃないだろうか。

問題は、我々が今まで議論したことは、給源としては、いろんなことを法律は予定しているわけでございます。その給源の 1 つに判事補もある。それから、検事

も弁護士も大学の教授もある。その方々の中で判事に適任なものはだれかというのを選ぶ方法こそが問題であって、それぞれを給源として考えるべきだ。

判事補であっても、裁判というのは、いきなり裁判所に入ったからといってできるものではない。判事に求められる資質は何かというと、社会経験も必要でありましょうし、それに裏付けされた洞察力だとか、常識的な判断も必要でございましょう。人間的な温かみも必要でございましょう。それと同時に、裁判官というものには、裁判を主宰するものとして、争点の整理もやらなければいけない、証拠の整理もしなければいけない。裁判実務、これは竹下代理が夏の集中審議のときに、私どもが申し上げた裁判官の適性は何かと言ったときに、後でおっしゃったのは、それだけではなく、やはり法的な技術の問題も必要でございましょうとおっしゃったことを考えますと、今の判事補というのは問題はございましょうが、その問題を補うことを考えれば、給源の1つとして判事補というものがあってもいいのではなからうか。そのように考えます。

【高木委員】今の議論は、裁判所法 42 条 1号での給源の一つとしての判事補の特異性は、ヨーイドンで、経験ゼロでも裁判官だということになっていて、藤田委員のようにいきなり長岡へ言って全部うまく処理できたすばらしい判事補さんもおられるでしょうが。

【藤田委員】いや、並みです。

【高木委員】そういう意味では、先ほどの竹下先生の議論もそうなんですが、大学の先生でも 10 年経たないと、という要件が入っているわけです。だけれども、経験ゼロ年でヨーイドンで、裁判官という身分を裁判所法で担保されている。給源はいろいろ並べてありますが、判事補だけ特別扱いになっていて、現に今言われたように令状審査やら仮処分事件やら少年法やら、若いうちからいろいろやっておられるわけです。レベルがきちんと

担保されて、本当に国民が信頼できるならいいんですよ。判事補だけ特別扱いというところに不合理がある。論理的にははっきりいっておかしい。

そういう意味で、判事補とそのほかの皆さんとの関係では、10 年ということの担保のされ方の意味が全然違うんです。そこを混同した議論をすると、本質がどこかでおかしくなってしまう。だから、もしそういう論理を徹底するなら、判事補制度などとせずに、研修所を出た人をいきなり判事にしたらいい。

【藤田委員】その方が論理的ですね。

【高木委員】そうならないとおかしい。

【藤田委員】運用上どうするかの問題はありますけれども。

【高木委員】藤田委員がさっき言われたように、ドイツなどはそうなおるといっわけです。そのところを混同して議論してはいけません。

【竹下会長代理】それは別の問題ではないでしょうか。

【吉岡委員】若干ダブるのかなと思うんですが、私たちから言うと裁判官という、判事補も入れた感じになりますけれども、国民から見て信頼できる、公正中立な判断ができる、そういう人を期待するわけです。それで訴えるわけです。その場合に、どういう資質を求めるといって、社会的な経験を積んで、常識的な判断ができるということが求められるわけです。最近あった不祥事を見ていまして、それがすべての裁判官であり、検察官であるとは思いませんけれども、かなり非常識なことがされています。そのような方々が特別の囲いの中にいらっしゃる。だから、そういう中で常識では考えられないようなことが起こるのだと私たちは見るわけですが、そういう問題を見ても、もっと社会的な経験を積んでいただきたい。そのように考えます。

その社会的な経験で、これ新聞記事ですべて正しく報道されているのかどうかというのはわかりませんが、先ほど高木委員がおっしゃった 2 月 8 日の朝日新聞

に、最高裁の意向が書かれておりました。最高裁判所は判事補の経験を豊かにするために、1年くらいは弁護士事務所に行って勉強させるとか、そういうことが書いてありました。私がそれを見て思ったのは、判事補の資格で弁護士事務所に行って、本当の経験ができるだろうか。これはお客様でしかない。やはり社会的な経験をするという意味では、裁判官という資格を持って、それで商社に行ったり、スーパーに行ったりということではなくて、資格のない状態で、全くそこで働いている人と同じ身分で経験をさせていただかなければ困ると思いますし、弁護士についても、お客様で1年くらいやって、本当のところわからないのではないかと思います。そういう意味では、やはり相当の年数を本当に弁護士として働いていただく。そういうことをしないと社会的な経験を積んだと私たちからは見えません。

それから、アメリカでいろいろお話を伺ってきたときに、弁護士を10年以上くらいやって、それで裁判官に応募したという裁判官もいらっしゃいましたし、それから、ロークラークの経験をしたという方もいらっしゃいました。少なくとも裁判官として身分が保障されているというよりは、むしろロークラークの経験は、社会的な経験の1つという考え方もできると思うのです。ただ、ロークラークだけを10年やったらとか、そういうことではなくて、幾つかの職種を経験するというのも考えていいんじゃないかと思えます。少なくとも被告人なり、原告の代理人となって実際の市民に一番近いところで働くという、それは経験の中に必要事項として入れなければいけないんじゃないかと思えます。

【山本委員】先ほどの菅原先生のレポートにもありましたけれども、裁判官に要求される資質というのは、公正・中立なんです。私たち企業側からしますと、それに更に予測可能性と言いますか、判断の安定性がそろえばこれで言うことはな

い。一方、弁護士さんは、弁護士としてのスキルを持っているかどうか。要するに、それぞれの専門家に対するユーザーの要求というのは違うわけです。それだけではなく、もう少し多様性を持ったいろんな常識だとか、社会の実態ということが加われば鬼に金棒だというのが今の議論だと思うのです。

ですから、混同していけないのは、料理人と食べる人が全く一緒になって、どっちが料理人だか食べる人かわからないというのはいけないわけですから、あくまでも料理人と食べる人、弁護士さんと裁判官、検事というのは、それぞれのセクションで専門的なスキルを持つ必要があるわけです。

そういった意味で、現在の判事補制度というのはまさしくオン・ザ・ジョブ・トレーニング、高木さんがおっしゃるように判事補の定義が少しうまくないねということがあれば、これはきちんとすればいいわけです。たとえば研修中という扱い。

恐らく弁護士さんだって、事務所に入ったばかりの人にいきなり大きな訴訟を自らやれとか、大きな企業の顧問をやれということにはならないと思うんです。最初はオン・ザ・ジョブ・トレーニングをやらせながら力を見つついろんな仕事をやらせる。これはどこの世界でもある話だと思うんです。

そういった意味で、私は少なくとも現在までの日本の判事補を中心とする裁判官養成制度というのは、国民の期待をそんなに裏切っているものではないと思っています。でも、できるだけいいものにするという努力は必要ですから、そのような枠の中でいろいろなことを考えればいい。あるいは多元化していけばいいということだと思います。更に言うならば、国民の司法参加で裁判員がいるようになりますから、そういった面の改善もあると思うのです。

そもそも今の世の中というのは極めて複雑多岐にわたりますので、経験という

ものをどこまで積み重ねればいいのか。実際に現場の経験と申しますけれども、これはなかなか難しいものがありますね。裁判官としてたくさんの訴訟を経験するということだって、むしろ弁護士事務所に行って5年も6年も代理人だけやっているよりはるかにこっちの方が裁判官としてのスキルは磨かれる可能性だって否定できないわけですから、物事というのは余り一面的にとらえることはまずいのではないかというのが私の考えです。

【鳥居委員】先ほど水原委員のおっしゃったことに、結論としては近くなりますが、私は本当にすばらしい裁判官が最高裁、高裁、地裁におられるという状態をいかにしてつくるか。また、検事の話は後でやるんでしょうが、すばらしい検事がいる、すばらしい弁護士がいるという状態を最後につくるのが司法制度改革の目標だと思うのです。

すばらしい裁判官というのはどういうものかという話については、大体議論が出尽くしたと思いますが、個人的な資質として誠実さであるとか、公平さであるとか、あるいは礼儀正しさとか、あわゆるそういう個人的な資質がしっかりしているということは、これは子供のときからずっとスクリーニングを受けてきて、どこかの段階でスクリーニングされているとは思いますが、なおかつ裁判所法第5条で言うところの裁判官になる段階でもう一回スクリーンされる。同時に、それに加えてさまざまな法律的な専門的知識を持っていることと、もう一つは、できるだけ広い人間の問題についての処理の経験を積んでいることの3つが重要だと思うのです。

そのために、裁判官の任用の給源の多様性というのを今議論しています。この法律の何か所かに書いてある判事補、それから検事、弁護士とか書いてありますが、このいずれも給源としてよいという考え方は1つ取れると思います。ただその際、裁判官というデフィニションの中

に最初から入っている判事補というのを考えるのと、そうではなくて、全くオープンな立場で、まだ見習い中あるいは修業中という立場の判事補というのを想定するので話は変わってくるのだと思うのです。大変勝手な夢を言わせていただければ、私はむしろ司法試験をパスした段階で、判事補という立派な職業がある、ただしそれはまだ裁判官ではない。どちらかという、アメリカ流の表現をすればロークラークという形で徹底して裁判所の仕事、裁判官の調査などの手伝いをし、見習いをし、場合によっては判決文の書き方までも見習い、時にはほかの仕事も経験する。

一方、弁護士の方にも、司法試験を通じて一緒に研修所を卒業した仲間の何人かは弁護士になる。けれども、最初のうちは、何という名前と呼ぶかわかりませんが、昔の言葉で言うイソ弁かもしれませんが、半人前の見習い期間があり、それがどこかの段階でスクリーニングを受けて、ある人はローファームの経営者として自立する人がいるでしょうし、ある人は裁判官に任官する人もいるという、そういう世界を考えてはどうか。そうすると、問題は意外にすっきりしてくるんじゃないか。

それをすっきりさせませんと、これから法律問題の範囲がどのように広がっていくかわからない時代であるのに、本当に狭い経験しかしていない人たちが、あたかも弁護士だから何でもやれるのだというような顔をしてみたり、何でもやれる裁判官のつもりになってみたりということが起こるのではないかと思うんです。

これは大変言いにくいのですが、裁判所法第5条のところに、判事補という言葉が書いてあるのを、このまま行くのかどうかという、本気でそこを改革するのかどうかということにかかっているように思います。また、裁判官分限法という法には、実は任免の任の方は一切書いていないという状況が、私にはちょっと理

解できない。この辺りのことが全部整理がつくようにしていただけると、私は全く法律は素人ですからわかりませんが、問題ははっきりするのではないかと思います。

【佐藤会長】まだ議論は尽きないと思いますが、今、鳥居委員の方から、私個人としてもよく理解できることをおっしゃっていただいたように思います。

最初の方で確認しましたように、現行の裁判所法は多様な裁判官、多様な給源を想定している。しかし、現実問題として、判事補が給源のほとんどになっているという状況は、今の裁判所法の下でも、具合が悪いのではないかという辺りは、皆さん大体共通の御認識だろうと思います。

今の判事補がだめなのかどうかといった評価は、人さまざまでありまして、私はこの審議会として、いいとか悪いとかいうことは必ずしも簡単に言うべきことではないと思います。むしろ審議会の設置法にあるように、21世紀のあるべき司法は何かという観点、そして中間報告でも打ち出しているように、これからよりよいものをつくるためにどうするかという観点、こうした観点から考えようということであり、そのために、知識、経験等の多様化というものを制度的に担保する仕組みを考えようということであり、その具体策としてどういうものが考えられるか、これが肝心なことかと思えます。今鳥居委員が御示唆なさいましたけれども、そういう角度から判事補の問題を考える。さらに、弁護士が裁判官になるという場合についても、それなりの過程というものを考える必要があるかもしれません。その辺については更に次回にヒアリングをしますので、それを踏まえて議論を深めたいと思います。

それから、中坊委員がおっしゃったことですが、今までの状況で考えるのではなくて、判事的大幅な増員を図るという中でこの問題を考えていこうということですから、従来とは考えるべき基盤が

なり違うように思うのです。

さらに、多様な経験を有する判事を得ようとするれば、任命過程、指名過程も従来とは違った工夫が必要であろう。その点、既に今日もいろいろ議論が出ております。具体的な仕組みとしてどういうものを考えるかについては、今日はまだはっきりした線は出ておりませんが、多様な経験を有する判事を得ようということであれば、方向としては、従来と違った何かを考える必要があるだろう。そうすると、任命の基準をどう考えるかの問題が出てきます。

思いつきなのですが、去年の7月頃だったと思いますが、最高裁の人事資料の様式が出されましたが、あれなども参考になるかもしれません。アメリカ、イギリス、あるいはドイツなどの基準と付き合わせることによって、案外、任命基準について考えるべき、あるいは人事評価の在り方について考えるべき手掛かりが得られるかもしれません。今日はそこまで議論したかったのですが。

【高木委員】会長が極めて融和的・政治的な御発言をされましたが、私はこだわらわけではないのですが、よりよいものをつくる時に、便法に更に工夫を加えるということには限界があるということをしつこいようですけれども、申し上げておかなければいけないと思いました。そんな意味で、要は、よりよいものということについてはコンセンサスがあると思います。だれもこのことには反対しないと思うのです。そういうことも含めまして、経過的にはいろんなことを考えなければいけないとは思いますが、21世紀の本質的なことを考えたら、言葉の滑りついででお許しいただくと、接ぎ木をしたものはやはり接ぎ木なんですよ。

【佐藤会長】何の接ぎ木ですか。

【高木委員】接ぎ木にも立派なものもあるかもしれませんが、今の接ぎ木の例が適当でなかったら別の例を考えてきますけれども、我々は本質的なしっかりした

議論をして、そうは言っただけで一遍にはいかないよとか、いろんな論議があるよというなら、その中で最後のデッサンはこうしようというのをお互いに議論をしていけばいいんだと思います。これは会長に失礼かもしれませんが、余り融和的・政治的にお考えにならないでください。

【佐藤会長】そのようなつもりではないのです。鳥居委員がおっしゃったことは私なりに理解しているつもりです。判事補制度の在り方の本質についても、3つの面がある、すなわち補佐、トレーニー、代行という面があるという議論が出されました。判事補の在り方を考えるときに、この点を詰めて議論していくと、もう少し我々の理解が深まるのかもしれませんが。その辺も含めて、次回にもう少し立ち行って御議論いただきたいと思っておりますが、今日のところは先ほど言ったようなところでして、裁判所法からみても現状には具合が悪いところがある、これはかねてから我々が理解していたことではないか、そこはよろしゅうございませぬ。

【竹下会長代理】ちょっと待ってください。

【佐藤会長】事実上判事補が判事の大半の給源になっているということは具合が悪いと申し上げただけです。

【竹下会長代理】その原因の理解については必ずしも一致していないのではないのでしょうか。

【佐藤会長】その話になりますと、さっき中坊委員がおっしゃったように、今後我々は判事の大幅増員ということを一方向の視野に入れて考えていくということではないかと思っております。もとはといえば判事の数不足で、増員しようとしてもなかなか簡単にできなかったというような事情があったかと理解していますが。

【山本委員】現状が具合が悪いというわけですか。

【佐藤会長】大半が、いやほとんどが判事補出身であることです。

【山本委員】よりよくするということがわかるけれども、具合が悪いというのはちょっとどうかと思います。

【佐藤会長】それは表現の仕方ではないのでしょうか。

【竹下会長代理】なぜそうなったかという、その原因の理解についてはどうなりませぬのでしょうか。

【佐藤会長】その原因についての理解はさまざまあると思いますけれども、今のままでいいとは言えないでしょう。

【竹下会長代理】高木委員のおっしゃった接ぎ木論、便宜論なんですけど、判事補特例法は確かに後からできたものですが、裁判所法は憲法と同時につくられたものですから、裁判所法に書いてあることが、憲法と矛盾しているとかいう議論はありえないのです。

【佐藤会長】そこを議論すればまたいろいろあると思います。現行の憲法を施行するために作られた法律は、裁判所法や内閣法を始めいろいろあります。行政改革のときに、閣議が全員一致を要するかどうかの議論がありましたが、それは複雑な憲法解釈論とかかかっています。従来の制度運用は、全員一致を前提にできていたのですけれども、そこはしかし違った解釈や考え方もありうるのではないかとということで、憲法解釈論から演繹的に結論するというアプローチはとりませんでした。

憲法との関係については、さまざまな理解がありますから、改革を考えようとする場合、解釈論としての在り方自体について議論するというよりも、実質的にどうかということが重要ではないかと思っております。

【竹下会長代理】私も解釈論を言うつもりはありません。

【佐藤会長】時間ももう5時を回りましたので、今日のところは、先ほどのようなまとめ方にしておいて、次回、ヒアリングを踏まえて、更に意見交換をし、27日に結論を出さないといけませんので、そこはそうした前提でそれぞれの委員に

もお考えいただきたいと思います。
(略)

第 48 回審議会 (平成 13 年 2 月 19 日)

(略)

【高木委員】最高裁の方に二、三点お尋ねしたいと思います。一つは、別紙の 10 ページの人事評価の現状と問題点というところに、「誤解」という言葉が 5 回も出てくるわけです。その辺、最高裁の方もお気になさって「これまで詳しい説明がなされてこなかったこともあって」ということは書いておられますが、まさに説明もしないで「誤解」という言葉を 5 回も使うという神経はどういうことなのでしょう。実際には、誤解という二文字は 4 か所で、もう一か所同意義で「理解しないもの」という表現を含めて 5 回ということですが、こういう感覚が大変問題なんじゃないかなと、私はこれを読ませていただいて感じましたので冒頭それを申し上げました。これは感想でございますから、お答えは要りません。

二点お尋ねしたいんですが、一つは特例判事補の問題で、裁判所法は判事の任命資格について、10 年の法律家経験を要求しているんですが、特例法は 5 年の経験で判事とほぼ同等の権限を認めている。こうした判事補制度が、裁判所法本来の趣旨に合致しないのは明らかじゃないかと私は思っているんです。そしてまたこの制度は、判事数の不足に対応するために、まさに当分の間特別に設けられた例外的措置、という位置づけになっているとも聞いておりますが、それにもかかわらず、これまで必要な判事数を確保するために必要な方策を講じるといったような、この例外措置を何とか早くやめようという努力が、これは法曹三者皆さんの責任だと思いますが、なされないままに、また最高裁は判事補として 5 年経った時点で、それぞれの方をどういう審査をされて、特例判事補にされているのかよくわかりませんが、ほぼ自動的に特例判事補に指名していると聞いておりま

す。こういう特例判事補制度をキャリアシステム維持のための装置として位置づけてきたんじゃないか、これは私の受け止め方ですが。

今回の最高裁の金築局長のいろいろなお話、今お聞きしますと、特例判事補制度が例外的な制度であり問題があるということについては御認識がどうもあるようです。しかし、特例判事補が實際上裁判所の大きな戦力となり、機能を果たしてきたということを大変強調され、単独事件を担当する時期を若干後倒しにするというような、運用面で対応するということは書いておられます。裁判所の立場から言われたら、特例判事補の皆さんも一生懸命やっているんだし、裁判内容にも問題はないというふうな御認識なのかもしれない。勿論、実際には極めて優秀な特例判事補としての仕事をなさっている方もおられるんだろうと思いますが、今、我々審議会が議論しているのは、個別の人がどうのこうのということではないはずだと思いますし、あるべき制度はどうかということを我々は議論しろと求められているんだろうと認識しております。

裁判所法で、一人前の裁判官である判事の任命資格、先ほど申し上げましたように 10 年の法律家経験を要求しておられる趣旨、あるいは、裁判所に違憲立法審査権まで認めていること、あるいは裁判官独立の観点、そんなことを色々踏まえて 10 年というのが決まっているんだろうと思います。この点を、やはり重く受け止めていただく必要が当然あるんだろうと思います。我々一般の国民、市民からすれば、やはり 10 年の法律家経験で担保された人に裁かれないと思うのは当然のことではないでしょうか。

ちょっと長くなって申し訳ありませんが、ここで今すぐ特例判事補をやめると言ったらそうはいかぬ面もあることは承知をいたしておりますが、日弁連の児玉副会長もおっしゃいましたが、法曹三者で協力いただいて、定員増、人員増と

いう面でアプローチしていけば、この廃止に向かって色々努力していくことは十分可能なはずだという認識を持っておりまして、運用面でこの制度を維持しているという発想からはもう離れるべきじゃないかと思います。例外措置を更に複雑にするようなアプローチはもうなしにさせていただきたい。そういう意味で筋を通すべきじゃないかなと思っております。つまり、判事を増やして特例判事補を廃止すればいいんじゃないですかということです。私は、何も乱暴なことを言っているという認識では全くありませんので、その辺について御見解をいただきたいというのが一点です。

もう時間もありませんので、もう一点だけ、研修で経験の多様化を図るということですが、「少なくとも1年間」ということなんです。自主的にみんな行きなさいという仕組みでおやりになると言われる。現在の判事補としての身分をどうするかという辺りが余り明確には書かれておりませんが、私ども民間で色々仕事をしてきた者の経験から言いましたら、この程度の内容で経験の多様化が実質的に図られるというふうにはとても思えません。ですから、少なくとも身分の問題もはっきりさせて、年金だとか退職金の影響もあると言っておられますが、また現在整理回収機構なんかにも行っておられる方々をどういうふうに扱っておられるのかよく知りませんが、その辺は幾らでも知恵があるはずだと思います。そういう意味では、経験の多様化について、色々言われるからとりあえずこんなことで、というレベルを越えていない発想でお考えになるとこういうことになるのかという、そんな感じがしてならないんです。

例えば、裁判所法 42 条を変えてしま
って、そもそもこういう経験がなければ
任命しないというふうに直せば簡単に済
む話なのではないか。この程度で経験の多様化、他職経験と言えるのでしょうか。こういうアプローチではもうほとんど実

質的なことにならないと私はと思いますが、その辺について御見解を聞きたいと思います。

以上でございます。

【最高裁(金築人事局長)】まず、第一点目の特例法の問題でございます。これは、裁判所法に対する特例という形になっておりますので、おっしゃった御趣旨はわかりますが、実質を申しますと、いわゆるキャリア国のドイツ、フランスなどでは、最初から権限の制限のない形でやっておるわけでございますし、意見書にも書きましたけれども、特例が付くころというのは年代的にももう 30 代になっておりますし、経験も5年を超えますと相当なものだと思います。

もう一つは、これは使い方といいますか、仕事のしてもらい方が非常に影響してくると思います。単独事件を1人でやるということについては、先ほど弁護士会からも、「こういう若い人が裁判官ですか」というお話がありましたが、そういう抵抗感といいますか、そういうものが出てくるということはよくわかります。ただ、合議体の構成員として裁判に当たるということならば、やはり少し違うのではないかと。そういう面もございまして、特例判事補の問題点は、その仕事のやり方等を離れて一律に考えることは、どうだろうかと思っております。

それから、もっと現実的な問題を申しますと、例えば先ほども申しましたが、全国に裁判所がございまして、離島とかだいが田舎もございまして。そういうところに行っていただく方は、現実問題として家庭事情の制約等も少ない人でないとなかなか行っていただけないという問題がございまして。特例が付きたての人ではございませぬけれども、特例クラスで割合判事に近いような人をお願いして行っていただいております。ですから、いわば特例判事補がそういうところの裁判所を担っているわけでございます。これをずっと上の方のクラスにしますと、なかなか人が得られないという現実問題もござ

います。第一点につきましては、そういう実情等を御理解いただきたいと思えます。

第二点の研修の関係でございますが、これはしっかりした制度をつくりたいと思っております。ただ、その方法として裁判所法 42 条を改正するという事は、判事補も憲法上の裁判官で 10 年の任期を保障されておりますし、そういう点からも色々問題があろうと思えます。

身分の問題は、いわば一つの技術的な問題でございます、行く人に不利益を負わせない形で派遣するのにどういう形があり得るかという、法制的な、技術的な問題が色々ございますので、今後十分色々検討してやっていかなければいけないと思っております。

とりあえず以上でございます。

【高木委員】身分を保証されたままで他職経験、なんていうのは、いわゆるお客様であり、お勉強に行かれるのは結構なんだけれども、経験、それも他職を経験するという事にはならないというのが、民間の常識だと私は思います。

それから、失礼な言い方もかもしれませんが、例えば 3 年、5 年と弁護士事務所等に行かれたら、判事補で行かれたそのときの扱い方等によっては、判事補あるいは将来の判事という世界に戻ってこないんじゃないかという心配をされておられるかなと思われそうですが、もしそうだとしたら、判事補の人たちに大変失礼な発想じゃないでしょうか。この辺は、私のうがった見方かもしれませんが、その辺はどうなんですか。

【最高裁(金築人事局長)】戻ってこられるかどうかということのを特に心配しておられるわけではございませんが、これはより多様な経験をした裁判官を育てるという問題でございますから、帰っていただくということは当然前提の話だと思います。その際に、身分があるから気持ちが入らないというようなことは、私はないのではないだろうかと思えます。現に、外部に行っております者に時々来てもらって

話を聞いたりする機会もございますが、本当にその会社の人間になり切っているようなところがございまして、私もある電気メーカーに行った人に、危うくクーラーを売り付けられそうになったことがありますけれども、その会社に気持ちの上でも一体化しようと、その企業の、民間の効率性でありますとか、顧客本位の考え方でありますとか、色々なそういうよいものをできるだけ吸収しようと、その中に溶け込まなければそういうものは吸収できないわけですから、そういう気持ちでやっているように見えております。

【井上委員】時間も無いということですが、あと 10 分なので。

【佐藤会長】場合によってはもうちょっと配慮しますから、どうぞ。

【井上委員】それぞれの方にお聞きした方が、公平かと思えますので、まず弁護士会には、推薦委員会の関係なのですが、その意見を最高裁としては尊重すべきだとされているのですが、これは拘束されるということなのかどうなのかということと、尊重ないし拘束だとして、憲法で最高裁に与えられている指名権との関係は、どういうことになるのかということをお聞きしたいと思います。

また、各高裁単位に設けるということなのですが、高裁をまたがった、別の高裁の管内に異動を認めるということはお考えになっていないのかどうかということです。

もう一つ、弁護士任官なのですが、これも、弁護士会が責任を持ってもっと弁護士任官を推進したいということですが、これは非常に心強いお言葉なんですけれども、その担保をどうするのかということなのです。なってもらいたい人というのは、なりたい人とは必ずしも限らないので、あなたがなってくださいと言った場合に、嫌だと言う人は出てくるだろうと思うのですが、その辺の制度的担保というのをどういうふうにお考えなのか。特に、判事補制度の廃止ということがうたわれるならば、どんどん応募してくる

だろうというふうに言われるのですが、私はむしろ、業務に伴う問題とか事務所をどうするのかとか、そういったことの方がむしろ大きいんじゃないかなという感じがするものですから、そうだとすると、やはり何らかの制度的担保ということをきっちりしないと、責任を持つと言われただけでは、ちょっと大丈夫かなという感じがするわけです。

法務省には、諮問委員会は中央に置くのだけれども、資料とか情報は地方から集めると、これは裁判所のペーパーにもちょっと触れられておりますけれども、その趣旨をもう少し御説明いただきたいと思います。

裁判所には、弁護士会の方では「推薦委員会」ということになっているんですが、推薦委員会じゃなくて「諮問委員会」とする理由は何かということをお聞きしたい。

もう一つは、それに関連して、諮問をする場合の候補者のリストというのは、どういうふうにして用意するとお考えなのかということです。

短くと言いながら、色々聞いてしまったのですけれども。

【佐藤会長】それでは弁護士会からお願いします。

【日弁連(児玉副会長)】はじめに弁護士会からお答えいたします。まず、第一点の、指名委員会について憲法上にある指名権との関係はどう考えるのかという点でございますけれども、指名権を最高裁が持っていることは、その通りでありますし、それは尊重しないとイケないと思います。したがって、この指名委員会が自ら積極的に掘り起こしまして、ないしは応募によりまして掲げました名簿については、拘束力を持つところまでは日弁連は考えておりません。

しかし、尊重はされなければならないということです。尊重される根拠は、最高裁自らが指名委員会を設置するわけですから、そこで出された結論について自ら拒否されるということは、やはり大き

な問題があるんじゃないかということになります。そういう意味で、是非尊重していただきたいということをおっしゃるわけでありまして、拘束力までは考えておりません。

二番目に、各高裁単位で指名委員会をつくりましても、異動等は認めるのかという点であります。まず任官と再任については、その地の高裁単位の推薦委員会がこれを審査いたします。そして、いわゆる異動というのは、途中であちらに替わりたいというときは、応募という形になるんだと思うんです。応募するときには、ポストを決めて応募をするという方法を取ることを前提にしておりますので、そのときには例えば東京高裁管内から大阪管内に移るときには、大阪管内の方に応募していただいて、そして大阪高裁管内の推薦委員会で適当かどうかを判断するということになるんじゃないかと思っております。

三番目に、弁護士任官について担保制度をどう考えているかということですが、まずいわゆる資質・能力を持った資格上の担保としては、弁護士会の「適格者選考委員会」で十分な調査をして、それに応えるようにしていきたいと思っております。

それから、現実的には業務に伴う問題の方が大きいのではないかと御指摘がありましたけれども、日弁連としては、確かに業務に伴う問題があることは事実と認識しております。事務所を閉鎖し、また帰ってきたときにどうなるのかという点は、大きな問題ではありますけれども、これまで弁護士任官がはかばかしくなかった原因については、そういう面もありますけれども、やはり裁判所が魅力ある存在になっていないということに対する反発があったということも否めないと考えますし、私はその方が比重としては大きかったのではないかと思います。

そういう意味で、判事補制度についての検討と、これから特例判事補制度の、例えば一定時期から廃止というようなものははっきりされますと、大きく裁判所は変わるんじゃないかという期待がインセンティブになりまして、任官する人は増えるんじゃないかというふうに考えております。また、そういう形での説得をしていきたいというふうに考えております。

ただ、言われました業務に伴う問題につきましても、改善しないといけない点もたくさんあると思います。前から言っておりますけれども、そのために弁護士会では、まず、しかるべき人材の発掘を、弁護士会の責務として組織的に行う。それとともに、その人が任官しやすいような支援事務所をつくりまして、一定の段階からは一緒に仕事をしてあって、それでもし仮に任命、採用されたとしたのなら、あとは後顧の憂いなく事件をやっているという体制をつくるとか、更には申し出て指名が決まります間にちょっと時間が掛かりますので、その間に事件を受けるのはどうするのかという問題等については、これは東京弁護士会なんかも考えていますが、一定の基金をつくりまして、そこから貸与ないし援助するというようなシステムも考えたいというふうに思っております。

以上です。

【佐藤会長】どうもありがとうございます。それでは、最高裁お願いします。

【最高裁(金築人事局長)】井上委員の方から諮問と推薦の違いという御質問がありました。名前の違いで実態がどこまで違ってくるかということは一概に言えないのかもしれませんが、一つは、この下級裁判所の裁判官の指名は最高裁判所の権限でございますけれども、同時にそれは最高裁が責任を持って裁判官の指名をしなければいけないという責務でもあるわけでございます。主体としてはやはり最高裁判所の方にあるわけでございます。

諮問委員会という名でも、この人は適当であるという場合は、推薦という内容の答申になることがあるかもしれませんが、他方、この人は適当でないという形で御意見を述べられるということもある。事柄の実質は、結局、最高裁判所が指名の適否を決めるために意見を聞くということですから、実質から見れば諮問ということではないかと思えます。

それから、候補者のリストの用意の仕方、これは、今後色々検討しなければいけない面があると思います。裁判所内部の人、ずっと裁判官できた人については最高裁の方から名前をリストアップするというに当然なりますし、それ以外の弁護士任官等の方で、希望している方については、これをルートを通じて諮問するという形になるのではないかと思っております。

【法務省(但木官房長)】私への御質問についてですが、次の時代、法曹人口が飛躍的に多くなりますと、法曹資格を持っているんな分野で御活躍の方が出てくるだろうと思います。それで、いずれにしてもそういう人たちが10年間いろんな分野で活躍されて、その中で優れて裁判官に向いているという人達、この人に国民の権利義務について判断させていいのではないかという人達を選び出そうというのが、今度の判事採用の方法であるというふうに思っております。

したがいまして、ある地域で採用するとかしないとかいうことではなくて、全国的な規模でこの人は判事にふさわしいかどうかという判断をする、そういう機関だろうというふうに思っております。そういう意味では中央においてその人に判事としての資格があるかどうかということ判断する唯一の諮問機関ということではないかと思っております。

ただ、そうは言いましても、中央の機関に何にも情報がなく名前と住所だけで決めると言われても、これはたまたまもんではないので、その人がどういうふう

に活躍してきたのか、それは自己申告も必要ですけれども、しかし同時にそれに対するいろんな評価があるでしょうから、それについてもその人が活躍していたところから情報を吸い上げて、中央の諮問委員会が的確な判断が下せるように工夫しなければならないというふうに思っております。そういう情報を汲み上げる工夫というのは、いろんな形で考えなければならないし、かなり細かい考慮を働かせないと、諮問委員会をつくっても、単なる事後的なオーソライズ機関になってしまうと、それをやはり避けなければならないので、何か考えなければいけないというふうに思っています。

判事補の問題についても、やはり観念的には、10年間で法曹資格を有するすべての人たちが一旦、判事になれるかなれないかというところでは平等な資格があるのではないかというふうに思っております。やはり中央における諮問委員会に判断してもらわなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

【佐藤会長】ありがとうございました。藤田委員どうぞ。

【藤田委員】児玉先生に質問させていただきましても、判事補制度に対する厳しい批判がございました。全国の判事補のために代弁をいたしますと、判事補の仕事は判事の補佐、代行、見習いというふうにおっしゃいましたが、確かに仕事を通じて成長していくということではトレーニング的な要素もあると思いますけれども、必ずしも判事の補佐、代行にとどまるわけではなくて、独立して裁判官としての仕事をしているわけでございます。私もかつて未特例判事補の左陪席当時、合議事件で最後まで裁判長と右陪席と意見を異にしたことがございます。意見を異にしたといっても、結局は2対1で少数意見になったんですけれども、そういうこともございますし、裁判長になりましたから、両陪席と意見が違いまし

て、結局自分個人の意見とは違う判決をしたこともございます。高裁で取り消されたんで、それ見ろと言ったんですけれども。

そういう意味で、独立した裁判官としての仕事をしているという実態を是非御理解願いたい。先ほどからお話がありましたが、判事補は昔、特例を付くのを待ちかねるようにして右陪席あるいは単独を担当させられて、最近はかなり判事の増えてきたということもありまして、そういうことにはならない。東京地裁での右陪席はほとんど判事でございます。

それと、前回私は、任官早々に少年事件と民事保全を単独でやったと申し上げましたが、現在では任官早々そういう仕事を単独では担当しない方向で運用しているようであります。しかし裁判制度というのは、現在、特例判事補によって維持されているという面がございます。島谷六郎先生、弁護士から最高裁判事になられて、定年退官後現在、弁護士をやっているらしいんですが、この方が日本法律家協会の機関誌「法の支配」、あるいは学士会報にお書きになった判事補制度についての見解として、先生は、基本的には法曹一元的な考え方に賛成していらっしゃるんですが、性急に判事補制度を廃止すると司法制度の維持が困難になるのではないかとおっしゃっているんですが、その点についてどういうふうにお考えかということが第一の質問です。

二番目は、裁判官の選任、あるいは人事管理、配置等について、国民の意思を反映し透明化する。それは、大変結構なことではあるんですけれども、場合によっては世の中の一般的な考え方に反するような判決をせざるを得ないようなこともあるわけでありまして、最近世の中から批判された判決の例を挙げれば、銀行の経営者に対して何百億円という損害賠償を命じた判決があります。非常識という批評もありましたが、現行の法律制度の下では、あのような結論しかあり得ないというふうに考えます。また業務上過

失致死の事件で、子どもさん2人が亡くなったという、大変気の毒な事故についての量刑について、軽過ぎるという批判がありました。新聞の特集記事によると、高裁の裁判長も大変悩んだ末に控訴棄却をしたそうですが、そういうような意味で必ずしも世の中の一般的な意見に合致しないような判決もせざるを得ないようなことがあり得るわけですから、そういう意味で裁判の独立との関係をどういうふうに考えたらいいかということが二番目の質問であります。

三番目は、裁判官の増員についてです。これはもう確かに増員しなければいけないと私も思いますけれども、飛躍的な増員ということになると、これはやはり今のようなキャリアシステムを前提にしての話でありまして、矢口元最高裁長官が大阪弁護士会で講演されたときに、法曹一元と同時に裁判官の飛躍的増員ということをおっしゃっている方は、本気で法曹一元の実現を目指しているんじゃないか、つまり、法曹一元というのは、非常に優れた先輩の裁判官に裁判してもらふことによって納得するという制度であるから、そういう意味では法曹一元という制度を取れば裁判官の数は減るはずなんだというようなことをおっしゃっているんですが、その点についてどうお考えになりますか。およそお考えはもうわかっておりますので、結論だけ伺えば結構でございます。

【日弁連(児玉副会長)】まず第一点の判事補制度についてでございますけれども、先ほど申し上げました三つの判事補の機能のうち、現在は特例判事補がありますので、いわゆる単独審の裁判官をなさっているという意味で、まさに判事の代行をされておられるわけです。と同時に、判事補はいわゆる教育訓練の対象、見習いとしての面もお持ちだと思っております。その辺が、現在の憲法上の裁判官制度の中で矛盾する形になるのではないかというふうに私たちは考えております。

したがって、現実的に判事補の方々が

過疎地、僻地等を含めて頑張っておられることは否定いたしませんけれども、制度的に問題がある以上は、やはり変えていかなければならないんじゃないか、変えていくとしたらどういうふうに変えたらいいのか、ということで、やはりその判事補の機能のうち、いわゆる補佐的な面、独立した裁判官を側面から援助するという、これも大きな尊い仕事だと思っておりますが、そういういわゆるロークラックとしての面を主としてお考えになっていただきたいというのが弁護士会の意向であります。

現に未特例判事補も、委員がおっしゃいましたように保全とか少年事件は独立してされております。しかし、私たちよく保全処分で感じるんですけれども、保全処分こそ、非常に紛争の発端における尖鋭な争いがあるときになされるものであるだけに、やはりこれは是非とも判事の方に担当していただきたいという声が強いわけであります。そういう意味でやはり未特例判事補に1人でできる事件として軽易なものということで、保全処分が入っているということには大きな疑問を持っておりまして、その辺も含めての意見だということを御理解いただきたいと思っております。

選任の透明化と裁判の独立の関係はどうかということですが、この推薦委員会が裁判の独立を侵すようなことがあってはならないと私も思います。したがって、推薦委員会の資料として評価の問題があるわけでございますけれども、そこには裁判の中身についてのものは出すべきではないというふうに、また考慮すべきではないと考えています。先ほど、委員がおっしゃいました代表訴訟などの判決等につきまして、それをしたからといってマイナスに評価するというようなことはあってはならないというふうに考えていますし、また選考そのものが公正、中立であるような委員の構成にしていかなければならないと考えています。

その次に、3番目の質問についてです

が、ちょっと今聞き逃してしまいましたので、申し訳ありませんがもう一度おっしゃっていただけませんか。

【藤田委員】元最高裁長官の矢口先生が大阪弁護士会で講演された折に、これは失礼な言い方かもしれませんが、矢口先生一流の表現であります。法曹一元と同時に裁判官の飛躍的増員ということを中心されている方は、本気で法曹一元を実現しようと思っておられるわけじゃない、なぜならば、法曹一元というのは非常に優れた先輩を選んで、その人による裁判だから納得しようというものなのだから、そういう制度を取る以上は裁判官の数は減るのが当たり前であり、法曹一元を取れば裁判官数は、現実にも減るだろう、というようなことをおっしゃっています。私は裁判官の増員はしなければいかんと思うんですが、それは今のキャリアシステム、色々改革を加えるにしても、そういう制度を前提としてでなければ実現不可能ではなかろうかと思うんですが、その点についていかがお考えでしょうかということなのです。

【日弁連(児玉副会長)】矢口元長官がおっしゃるとおり、法曹一元になると、これが理念的に機能するとすれば、条件にもよりますが、今よりも裁判官は少なくてもいいということもあると思います。例えば、いわゆるアメリカ的なロークラークのようなのが付いて、補助者が付きましたならば、裁判官そのものは今よりも数が少なくて済むということになるのではないかと思います。

しかし、弁護士会が今言っております裁判官の大幅増員は、一面的には弁護士任官を含めました、良質の裁判官をいかに増やすかという面もありますけれども、現在の裁判所に裁判官が少ないということも前提にしてペーパーに書いております。当面早急に 3,000 名ということをおっしゃっているわけでありまして。これは、現在の民事裁判、現在の刑事裁判でも、やはり裁判官が足りないために、大変時間が掛かり、そのことに対する批判

が起こっているわけでありまして、そういうものも含めて言っておるわけでありまして、弁護士任官との関係だけで増員を言っているのではないということ、是非御理解いただきたいと思っております。

【藤田委員】ありがとうございました。

【佐藤会長】それでは、石井委員どうぞ。

【石井委員】以前、弁護士制度について私がレポーター役をさせていただいたときに、悪徳弁護士という言葉が常々耳にしていたものですから、ついつい弁護士さんの倫理教育ということについてかなり強調させていただきましたが、今度みたいな事件を見ておりますと、残念ながら裁判官についてもやはり同じことを考えなければいけないのではないかと思っただけであります。法務省の方でも最高裁の方でもどちらでも結構でございますので、その点についてどうお考えになっていらっしゃるかお話しただけだと思っております。

【法務省(但木官房長)】誠に申し訳ないんですけれども、現在捜査が開始されておまして、脅迫罪の捜査及び国家公務員法違反で告発が出ましたのでこれについての捜査、そして調査もやっておりますけれども、これらの捜査の途中でございまして、現在の段階であれこれ申し上げるのは、ちょっと御勘弁いただきたいと思っております。

ただ、冒頭に申しましたように、捜査、調査が終了いたしました段階で、皆様方に報告を申し上げ、そして我々の改善すべき点があるとすれば、つまりこれが単に個人の検察官の問題にとどまらず、検察全体の問題として受け止めるべき事項というのがあられるやに思われますので、その点につきましては皆様方に御報告申し上げ、御指導をいただく機会を設けていただければと思っております。現段階におきましては、その途上で色々中途半端なことを申し上げるのは、かえって信頼感を損ねるようなも思いますので、御勘弁いただきたいというふうに思っております。

【石井委員】今私が御質問申し上げた内容

とちょっと違うお答えになったように感じましたが、確におっしゃることもわからないわけではないのですが、それでは質問のやり方を少し変えさせていただきます。すなわち現在はどういう倫理教育をなさってらっしゃるのか、これは今度の事件と全く関係なくお考えいただいております。

それから、これからどのような教育方針を取っていくおつもりなのか、その点も今回の捜査、調査の結果等がある程度踏まえてからというのもわからないでもありませんが、やはり基本方針というものを、法務省としてお考えいただく必要があるのではないかと考えておりますので、そういう見地からお答えいただけたらと思います。

【法務省(但木官房長)】勿論、検事の基本的な倫理、職業倫理につきましては、一番大きなものは、自分の職務遂行を通じての倫理観の研磨でありますけれども、それだけでなく勿論、多種多様な研修をこれまでも行ってきております。検察官としてあるべき姿というのは色々な角度から、つまり一つは、権限を行使する者として最低限守らなければならない倫理、例えば贈収賄のような事件を検事が起こしたら、これはもう世の中が本当にもたなくなる。それはもう最低限の倫理であります。それから、権限行使ということは、ある意味で人権を侵害するわけですから、そうした人権を侵害するような権限を行使すべき人間として心得おくべき考え方というものも教育しますし、あるいは勿論一番底に流れている正義感、そういうものも育むようにしてまいります。ただ、今回の案件というのは、単にそれだけでは済まされない問題をはらんでいるようにも思えるのであります。したがって、今後どのような形で検察官を育てていくべきかということについて、やはり今回の事件を通じて、どういう問題点があるのかということ、きちっと把握した上で考えていきたいというふうに考えております。

す。

【最高裁(金築人事局長)】今回の件につきましては、裁判官自身にどういう問題行動や責任があったのかということについて確定されているわけございませんので、今日の件は別といたしまして、裁判官の倫理、正しい姿勢を保つということにつきましては、これは紙の上だけで学べる、身に付いていくという問題ではない。先輩の背中を見て、その警戒に接して自分のものにしていくということが、従来それが基本であったと思いますし、今後もそうだと思います。ただ、それだけではなくて、色々な面で、研修等を含めまして、そういう自覚を促すきっかけを与えるということは、やはり必要ではないかと考えております。

【佐藤会長】では、吉岡委員どうぞ。

【吉岡委員】できるだけ手短かにいたします。

今の石井委員の発言とも関係するかもしれませんが、今回の福岡の事件については個々の判事、検事の問題だけではなくて、私はもう少し構造的な問題があるのではないかと考えています。これは後に機会をというお話がございましたので、もう少し明らかになったところで言及したいと思っております。

それで、特に最高裁判所のペーパーについて意見を申し上げたいのですが、土曜日にこの書類が自宅に送られてきました。拝見した第一印象としては、最高裁判所も随分変わったのかなという印象を持ちました。やはり、世論が変わってきたので、世論を考えて変えなければいけない、そういう御認識があるのかなというふうに思ったんですけれども、二度目に読んでみますと、実はそれほど変わってはいらっしゃらない。むしろ、手直しのことをおやりになっているという印象を持ちました。その中の一つ、二つ申し上げます。まず、3ページの特例判事補制度の見直しについて、これは今、5年経ったらほとんど自動的に特例になると言われておりますけれども、ここでは

7年目ないし8年目と後倒しにするということが書かれておりました、これも7年とか8年という年限を切って決めるのではなく、判事補の特質を見ながら決めていこうという意思の表れだと思われるので、そこのところは大変評価したいと思うのですけれども、ただ、注書きのところを見ますと「こうした施策をとるためには、相当大幅な判事の増員が必要であり」云々と書いてありますので、条件が整わなければできないというように読むこともできます。これは、もしかすると私の読み方が間違っているのかもしれないけれども、そんなふうにも読めます。

もう一つは、素直に読んで、大幅に判事を増員していくと、これは弁護士任官も含めてですけれども、大幅に増員していくという中で後倒しに考えていく、それで8年になり9年になり、やがては特例判事補は廃止していこうという、そういう基本的な考えがあつての記述であれば、大変結構なことだと思います。

経験の多様化について、同じページですけれども、経験をさせなければやはり一般からは信頼が得られない。そういうことで、色々な経験をさせようというところは非常に評価できるところです。ただ、この文書を見ますと「留学を含むこれら外部派遣制度のいずれかに参加する機会を持つことができるように検討したい」ということで、今は特別な方だけが行っている外部経験を全体に広めるという意味かもしれませんが、1年程度外に出たという、その経験だけで多様な経験を積んだと言えるのでしょうか。私は言えないと思います。判事補だけではなく、一般の市民の場合もそうですけれども、学校を卒業して企業に就職した場合、1年で企業が期待できるほどに育つかどうか、恐らく一般的な企業の場合ですと、2年は教育期間ということで見ていると思います。そういうことからしますと、判事補という資格を持った人が1年ぐらい民間企業に行ったからといって、先ほ

どは随分企業の人になり切っているというお話がありましたけれども、幾ら判事補が優秀であったとしても、それはおのずから限界があることであつて、それをもって経験の多様化というのには、少しお粗末ではないかと思ひます。

4ページ目の、人事の透明性、客観性の確保、これについて裁判官指名委員会を設置するということが書いてございまして、私は推薦委員会ということは何回か申し上げているのですけれども、そういう委員会を設けるということは非常に前向きだとは思ひます。ただ、最高裁判所に委員会を設けるということと、それから「諮問」という言葉が入っています。「諮問委員会」という場合は、最高裁判所の諮問があつた場合に会議が開かれて、それで結論を出すという、それが一般の審議会の考え方と一致するところだと思います。そうしますと、諮問をしなければ開かなくてもいいという見方もできます。やはり、裁判官指名委員会、諮問をちょっと取りますがけれども指名委員会として、それで諮問だけではなくてもう少し主体的に委員会が動けるという、そういう姿勢が必要ではないかと思ひます。

まだ、このペーパーの中では言ひたいことはありますけれども、時間もあまりございませんので、とりあえずそこまでにします。

【最高裁(金築人事局長)】時間の関係もございまして、少し簡略に述べさせていただきますが、まず第一点の、特例判事補についての方策の関係で増員が条件になるかどうかということですが、これは増員していただかないと、現に戦力として働いているわけで、それだけ減るわけですから、ほかの要因での増員ということも勿論ありますが、それ以外に、特例判事補に単独訴訟事件を持たせないということにすると、その分はやはりここに書きましたような増員がどうしても必要になってくると思ひます。そういう意味では、条件でございまして。

経験の多様化については、十分にやればやることに越したことはないと思います。「弁護士事務所へも少なくとも1年間」ということにしてございます。この点については、一つには受け入れ先の色々な問題もあると思いますが、できるだけことはしたいと考えております。

三番目に、「諮問」ということでは、諮問しないこともあるのではないかというお話ですが、任命、再任するときには、必ず諮問いたします。その点は御安心をいただきたいと存じます。

【佐藤会長】次は、山本委員と中坊委員ですね。一応そこで打ち止めにさせていただきたいと思います。まだ色々御質問があるかと思いますが、すみません。

【山本委員】日弁連に二点ほどお伺いしたいんですが、まず一点目は、弁護士からの裁判官への任官というのは、ある一定年齢に達してからの方がよろしいというふうにさっきお伺いしたんですけれども、どのぐらいの年を考えていらっしゃるのか、もし具体的なイメージがあればの話ですが。それから、任官されてすぐに裁判官の実務ができるのかどうか、多少の研修みたいなシステムをお考えになっておられるのかどうか、これが一点でございます。

二点目は、日弁連のお考えによると、これから大多数の裁判官が弁護士から任用されて、かつその選任等に日弁連が絡んでいくというふうに関与していただくわけですが、私どもユーザーの方から見ますと、多少不安感があるわけでございます。と言いますのは、裁判官の一番大事な属性の一つに、中立性というのがあると思うんです。さっきの吉岡さんの話じゃありませんが、どこかに研修に行って企業の人になってしまったんじゃ困るわけで、そういう意味ではやはり中立という属性は非常に大事だと思うんです。そういう意味で考えますと、お考えになっている大多数の裁判官が弁護士から任用されていくということになりますと、その弁護士は長いこと多数の訴訟を手掛

けているわけでございますから、どこかで原告、被告双方の代理人という形で活躍されているわけでございます。勝ち負けはトータルとして見れば50:50になるわけですが、ユーザーから見ますと、相当数の裁判官が実はかつて利害関係人であったというふうなことになるわけで、そういったことについて、果たしていいのかどうかというのが疑問として一つあるわけでございます。その辺はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

それから、これから弁護士がだんだん増えていくわけですが、今でも1万7,000人いますが、将来はフランス並みとか、6万とか10万とかたくさんの数になっていくわけですが、そういう中で弁護士会がきちんとした候補者の選定を果たしてできるのかどうか。また、弁護士の活動領域もかなり広がっていきますから、これも適切な候補者選定を難しくすることになるのではないかと。そういったことが、私どもの疑問としてあるわけでございます。今でも弁護士会はいろんな社会的な運動をされており、これはある意味で任意の活動だというふうに理解しておりますけれども、これからそういう意味で裁判官の選任にも大きな力を持っていくということになると、現在認められている弁護士会の自治ということと、かなり性格的に違うことをおやりになることになってくるわけで、そこら辺についてどんなふうにお考えになっているか、お考えをお聞かせいただければと思います。

【日弁連(児玉副会長)】何点かお聞きいただきましたけれども、端的にお答えいたします。まず、任官の年齢についてですが、判事に任官するということになると、10年以上の経験ですから、やはり35歳以上ということになります。ただ、現在の任官制度は判事だけでなく判事補の任官もありますから若い人も行っておられますけれども、判事の任官ということになると年齢的には

そういうことになると思います。

それから、任官した後すぐ実務ができるのかという点ですが、これはよく言われますように、判決が書けるのかということに、究極にはなると思いますけれども、それはやはり、研修等をやるということと、判決そのものの在り方をまた考えるということが必要だと思います。

現に、大阪等で議論されていますのは、民事事件であれば弁護士が最終準備書面をきっちり書く、刑事事件であれば最後の弁論要旨をきっちり書くという訓練を弁護士がしていけば、判決は割合書きやすいんじゃないか。現に、現在の弁護士がそこまでやっていないという段階で即判決となりますから難しいんで、そういうトレーニングを弁護士会の方できっちりやるということも必要じゃないかというふうに考えております。

三番目に、中立性の問題をおっしゃいました。確かに小さいところで、一つの企業についての事件が出てくると、必ず小さい町にも顧問の弁護士がおられますから、そこから任官されたときに利害関係ということになるんじゃないかと思えます。それは、やはり忌避とか回避とかいう形で、処理していかざるを得ないんじゃないか。そういう事件が出てくるとそういう制度が、今以上にきっちりと機能していかなければいけないんじゃないかというふうに考えております。

更には、弁護士が選任に関与することによって、何か裁判官制度を牛耳るんじゃないかという趣旨のお話をされましたけれども、決してそういうことにはならないと思います。推薦委員会にも法曹三者が入りますから、弁護士のみが多数で入るわけじゃありませんから、しかも弁護士会にはその前に、選考委員会というのがありまして、そこでもって適格者を推薦するという制度を取っておりますので、特定の方がそこに入って行って牛耳るというようなことを起こり得ないと思っております。

その次に、弁護士がたくさんに人数が

増えたときに、果たして適切な選考ができるのかという点でありますけれども、そのためにも各单位会、各ブロックの適格者選考委員会がきっちり機能するということが必要ではないかと思えます。現在大阪は 2,400 人ぐらいですが、このレベルであれば、各期との交流ないしはそれぞれの日常の付き合いの中で、「この方は裁判官に適する」という選別はできると思えます。ただ、これがもっと増えて、5,000 人とか 1 万人になったときにどうかと言われると、そこまではちょっとはっきり申し上げられませんが、今のところは、各单位会が大阪ほどになるのには大変な人数だと思いますから、そのぐらいの人数までは可能であるというふうに思っています。

【佐藤会長】お越しいただくにつき、11 時ちょっと過ぎまでとお願いしたにも関わらず、時間も大分オーバーしております。あと中坊委員と水原委員ですか、簡潔をお願いします。まず、中坊委員どうぞ。

【中坊委員】私は、法務省と最高裁の方にそれぞれお尋ねしたいと思いますが、私は今回お出しいただいたこのペーパーについて、根本的な点についてお尋ねをしたいと思えます。

まず、今回法務省は、この裁判官の改革問題に関して、今日のペーパーにも出ていますように、「現在の裁判官制度では国民からも大きな信頼を得ていると考えられる」ということがすべての前提になって、それなりの意見が出されておるわけでありませう。

それでは、「国民から大きな信頼を得ておる」ということは、何をもって判断されたのでしょうか。少なくとも、そのことに関しては、つい最近我々が行った民事訴訟利用者調査でも、「裁判官について満足しておるのか」という問いに対して、半数以上の方が満足していないと回答している。あるいは、公正性、信頼性についても半々ぐらいというふうに、既に客観的なデータが出ておる。それが

既に明らかになっているのにもかかわらず、なおかつこのように、「国民から大きな信頼を得ておる」ということを前提にしてすべての論拠をお始めになっているというのは一体なぜなのか、それが、今言うような福岡の事件を起こしたような判検の交流や、あるいは刑事事件の有罪率の異常な高さとか、いろんな問題を起こしているんじゃないかと私は言いたくなるんです。そういう点に関して、法務省側の今回の裁判官問題に関する認識は、私は基本的に非常に誤っておるというふうに考えるんですが、その点に関していかがお考えでしょうか。法務省にお尋ねします。

【法務省(但木官房長)】現在の裁判官が公平である、あるいは裁判が公平に行われているということについては、国民の間でそれなりの評価をもらっているのではないかと。それは例えば、法曹三者に対する信頼感についての国民の意識調査等においても、やはり裁判官については国民からそれなりの信頼を受けているように思います。

ただ、おっしゃるように、それでは現在の裁判制度に国民が不満を持っていないのかということになると、それはまた別の話でありますし、まして裁判の中に現実に身を置いた人たちにとって、勝ち負けがまず半分ずつあるわけですし、その中で色々な経験をされた人たちが、その立場から見て今の裁判の実情に満足できないという回答をされるのは、これも現実のことだろうと思っております。

言ってみますれば、戦後できた新しい裁判制度が、今日まで曲がりなりにも機能してきて、大きな意味で言えば、日本の裁判制度については、それなりに公平に行われているという国民の信頼感は得てきただろうということです。しかし、その一方で制度的疲労の面もありますし、21世紀に向かっての在り方としては、極めて色々なところに不十分な点があって、大きく変革しなければならないというふうな状況下に、現在あるのでは

ないかというふうに認識しております。

ですから、それをすべての前提で書かれているところに非常に問題があるという中坊委員の御指摘につきましては、決して全般にわたって現在のままでいいんだと私たちが考えているわけではなく、中坊委員が言われるように、国民各層、あるいは現に訴訟に参画した人々の中には、大きな意味での裁判制度については、これには勿論、裁判官だけではなくて検察官や弁護士の問題も含んでいるかと思えますけれども、かなりの不満を持っている方々がおられる。それから、国民は、現行の裁判制度はやはり21世紀に向けて抜本的に改革が必要だと思っておられるということについては、私どももその立脚点に立っているものでございます。

【中坊委員】それでは、続いて裁判所の方に三点ほど尋ねたいと思うんですけれども、まず、非常に基本的なことをお尋ねするようですが、裁判の本質というものを、そもそも裁判官は、金築さん個人でも結構ですが、何とお考えでしょうか。裁判官あるいは裁判の本質というものは一体何だとお考えでしょうか。これを私はまず聞きたいと思うんです。時間が長いこと掛かりますから、私の方が一方的にしゃべりますけれども、私はかねてから、裁判の本質は「納得」であると考えています。当事者、関係者、全国民をどうやって納得させるかという作業こそが裁判の本質であるということ、私は言い続けてきて今日に至っております。

納得のためには「説得」ということが必要なんです。ところが、私たち裁かれる立場として40数年代理人をいたしてまいりましたけれども、裁判官は主としてそうではなしに、納得させるという作用よりも、むしろ権力により、それは裁判所の職権である、裁判官が決めるんだ、という姿勢でこられたところに一番の問題点があったんじゃないかと思えます。そうすると、納得させる前提として説得をしようと思えば、現場の経験もない方がどうして説得できるんですかというこ

とになります。今日ちょっと出た研修みたいなものでは、そんな、1年間弁護士を見習いに行って、そんなものができるということじゃないんです。やはり基本は、自分の生活もかけ、そして依頼者をどう獲得していくのか、依頼者の言うことは必ずしも本当のこととは限りませんよ。それをどのようにしてやっていくのかということによって、初めてその現場の体験を踏んで、そして初めてそれに基づいた自分の得られたものによって、人が説得できるものなんです。そして、その説得によって納得ができると思うんです。

ところが、今の言われるような判事補制度にしても、いわんや特例判事補制度にしても、全くそういう経験がない。私が前回言った例で言えば、山本委員は、裁く立場は食べる場合であって、調理する立場と一緒にあってはいけない、と言われたけれども、調理というのは生の物を見て、それでなければ本当のことはわからないということを私は意味しているのでありまして、まさに裁判官というのは司法の中核だと言っているわけでしょう。法曹の中の法曹でなければいけないんです。その方が、現場の体験というものをせずに、ただ「私も一市民でありますから、市民の経験はあります」とおっしゃる。それで、どうしてそういうことがおありになるのか、私は疑問でございますので、その点についてはそもそもどうお考えですかということをお尋ねしたいと思います。

第二点目といたしましては、今度はこの4ページの「人事評価」のところにお書きいただいております。要するに人事の評価の前提として、憲法が裁判所の指名した名簿によるということは、下級裁判官の任命等の判断は裁判所が最もよくなし得るという見地に立たれている。これがまたすべての前提になって、今回のペーパーもお書きいただいております。しかし、何をもちょうおっしゃるのか。裁判所がこのような任命権

あるいは評価権を持っておるとするのは、その前にも書いてあるように、「独立」ということと実は関係があると思うんです。まさに「司法の独立」のために裁判所に指名権を与えているというのは、これは我々もよく聞いております。しかし、独立ということは、まさに立法、行政からの独立ということをおっしゃる。政治権力からとか、あるいは行政権力からとか、そういうものが三権分立の中において独立しないといけないということをおっしゃっているにすぎないのであって、それからもって裁判所が最もよくわかっているということをお導くことはできない。それにもかかわらず、最高裁の裁判官会議ですべてのことを決めておとされている。年間200人も300人にもなるような人の人事評価ですら、全部最高裁裁判官会議で決めておとされる。このようなことをお言ったって、誰もが、それではそういう資料は誰がお出したんですか、何時間おそういうことを審議したんですか、とおっしゃるでしょう。そんなものは全部形だけですよ。それで、裁判官のみがよくわかっているという前提、今回の人事制度あるいはその任命制度そのものについて、私はかねておっしゃっているように、司法の独立を履き違えて、独善に終わっておいている、自分たちがひとりよがりになっている、ということをおっしゃるんですけれども、そういう点に関して、それでは裁判所は今、本当にこのような司法制度改革審議会がおあって、21世紀の司法をお考えなければいけないときに、そこまで本当にお考えになっているのかどうか、その二点についてお尋ねしたいと思います。

【最高裁(金築人事局長)】裁判の本質という、大変難しい基本的なお尋ねで、私に答える力があるかどうか疑問に思いますが、私はやはり裁判というのは、公正・中立の立場から法的紛争に解決を与えていくということが重要な使命だと思っております。「納得」ということが一番大事じゃないかというお話がござい

ました。私も非常に大事な要素だと思えます。日々の裁判で裁判官は、当事者の納得を求めて努力していると思えます。判決中の理由の説示でも、和解の過程での当事者に対する説得でも、やはり納得を求めて努力していると思えます。

権力的姿勢というお話があったわけですが、この関係で一つだけ申し上げさせていただきますと、この間この審議会に出されましたアンケート調査を拝見いたしました。私は思ったんですが、裁判所職員もそうでしたが、弁護士が付かないときの評価の方が高いんです。これは、御本人が来たときには親切にしているんだと、これは私の感想ですから、当たっているかどうかわかりませんが、そういうことを思ったということの一つだけ言わせていただきます。

二番目の点ですが、「裁判所が最もよくなし得る」というのは、一般に書かれているところでございまして、任命権は内閣つまり行政が持っているわけでございます。しかし、行政よりもやはり司法の方が情報が多いという趣旨で恐らく書かれているのだというように私は理解しております。

【中坊委員】司法の独立からじゃないんですか。

【最高裁(金築人事局長)】司法の独立という意味は勿論でございます。意見書に書いてあるとおりでございます。

【佐藤会長】では水原委員で最後にいたします。水原委員どうぞ。

【水原委員】それでは簡単に。最高裁判所に、お教えいただきたいというよりもお願いがございまして。それは、この意見書を拝見いたしますと、先ほど吉岡委員もおっしゃいましたけれども、私は非常に裁判所が柔軟に対応されるようになられたなと思えます。実は、ちょっとびっくりしたぐらいの改革意見をお出しになられたなと思っておるのが、率直な意見でございます。

ただ、そこでお尋ねしたいことは、先ほど来、高木委員、吉岡委員それから中

坊委員からも御意見が出ましたけれども、色々な経験を踏ませると言うけれども、実効ある方策をお考えなのかということ、これは私にとってもやはり多少、というよりは大変気に掛かるところでございます。

色々なところに出向させる。出向といましようか派遣させる制度を考えると。これは研修制度というお言葉じゃなくて、派遣制度という言葉に変わってまいりました。しかも原則としてすべての判事補がということになってまいりました。非常な大きな進歩だと思えますけれども、しかしながら問題は、なぜそういうことをやるのかと、なぜそういう派遣制度というものやるのかという趣旨をよくお考えいただいて、そして我々が求めておるような、やはり色々なこと、裁判所の中だけじゃなくて、外に出向いていて、その中に入り込んで、そして色々な経験、知識、体験、こういうものを経てこられるような制度設計を是非お考えいただきたいというふうに思っております。

これは、非常に長い目で見なければいけないと思えます。憲法上の身分保障されている問題もございましょう。それから、法律の改正に絡むこともございましょう。しかしながら、それが必要であるということはまず最高裁判所でもお考えだと思えますので、是非そういうふうな制度設計をおやりになる際には、このように最高裁判所は考えたぞ、もう少しやはり前向きに考えているぞ、ということ、長いスタンスでお示しいただけるようお願いできればと思っております。

【最高裁(金築人事局長)】おっしゃるとおりだと思っております。

【佐藤会長】各委員におかれては、まだ色々お聞きになりたいところがおありかと思えますけれども、時間をかなりオーバーしてしまい、金築人事局長、但木官房長、児玉副会長には、御迷惑をお掛けしまして本当に恐縮でございます。本日はどうもありがとうございました。以上で

ヒアリング及び質疑応答は終わりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。
(金築最高裁人事局長、但木法務省官房長、児玉日弁連副会長退室)

【佐藤会長】予定では 10 分ぐらい休憩をはさんで意見交換をと思っておったんですけども、かなりずれ込んでしまいました。いかがでしょうか。12 時も近いですね。

【井上委員】今日は何時までですか。

【佐藤会長】そうですね、やはり少し意見交換をしておきたいので、12 時半ぐらいまでお願いできないかなと思うんですけども。いかがでしょう。それぞれ御予定ありましようけれども。

【山本委員】私はちょっと。12 時から用事があります。

【佐藤会長】御予定のある方には誠に申し訳ないんですけども、継続するというにいたします。引き続き意見交換の方に移らせていただきたいと思います。

【竹下会長代理】もう時間がない方は、早目に御意見を述べていただくことにして。

【山本委員】意見はもうずっと一貫して同じことを言っておりますので。

【竹下会長代理】北村委員はお時間大丈夫ですか。

【北村委員】はい。

【佐藤会長】12 時半にはぴしっと終わりたいと思いますので。それでは、ご意見をどうぞ。レジユメに従いますと、「給源の多様化・多元化」、「任命手続の見直し」それから「人事制度の見直し」という順番になるんですけども。今の質疑応答でも既にかなり色々な御見解あるいは問題についての御指摘がありました。それを踏まえながらどの点からでもよろしゅうございます。鳥居委員どうぞ。

【鳥居委員】全く違う観点からなんですけど、日本の役所について、どんな役所にも設置法というのがありますね。司法の仕事に関してなんですけれども、法務大臣権限法というのがありますが、法務省設置

法を六法で引いてもないんです。

【佐藤会長】全部あります。

【鳥居委員】検察庁法というのは六法に載っていますけれども、法務省設置法というのは載ってないと思うんです。

【佐藤会長】各省設置法は六法に余り載っていません。

【事務局長】設置法は、基本的に行政組織を決めているだけですので、六法にはどの省についても載っていないんです。

【鳥居委員】私何を質問したかったかという、そういう論理でいくと最高裁判所設置法というのはあるんでしょうか。

【竹下会長代理】それにあたるのは、憲法と裁判所法です。

【鳥居委員】裁判所法が最高裁判所設置法をかねているわけですか。

【井上委員】内閣などもそうですね。内閣設置法というのはいないわけです。

【鳥居委員】中途半端な読み方かもしれないんですけども、裁判所法をずっと読んでみますと、例えば簡易裁判所判事選考規則なんていう後ろにぶら下がっている部分が、下級審に関してはたくさん出てくるんですけども、最高裁の判事の分限とか任命の仕方とか選び方とか、そういうところになるとほとんど書いていない。それで、下の方にいくと非常に詳しく書いてあって、選考規則までぶら下がっている格好になっていますね。これはなぜなんですか。

【竹下会長代理】最高裁判所裁判官につきましては、憲法に基本的なことは書いてあるわけでございます。長官は内閣の指名に基づいて天皇が任命する、それ以外の最高裁裁判官については内閣が任命する、というように書いてあるわけでございます。その最高裁判所に任命される資格については裁判所法に書いてある。そういう仕組みになっているわけです。

それで、鳥居委員が考えておられたことに対するお答えになっているのかどうか分かりませんが。

【鳥居委員】つまり、内閣総理大臣の選び方とよく似ていて、国民が一番よくわか

らないところですね。

【竹下会長代理】実際にどうしてこの人が選任されたのか、ということですか。それはおっしゃるとおり、公表されていませんので一般には分かりませんね。

【中坊委員】裁判官の任命手続にしても、それから評価の手続にしても、高木さんが文書で紹介されて、裁判所の方から御返事があったところによっても、それはすべて最高裁の裁判官会議で決めているということなんですね。ところが、実際上今日私も時間がなかったから聞けなかったけれども、一体どれぐらいの時間を掛けて、どういう審査がなされているのか。これは、しかし想像が付くところ、ほとんど原案どおりということで、結局は事務総局がやっている。そこから先が今、鳥居さんのおっしゃるように目に見えない形でやっていることになっている、というところがやはり非常に大きな問題点ではないかと思えます。

【佐藤会長】今の鳥居委員のお話ですけれども、最高裁判所の裁判官の選び方の問題と下級裁判所の裁判官の指名・任命の問題とを分けてお考えいただいた方がいいと思います。

【鳥居委員】私が言いたかったのは、その次の段階で、高等裁判所以下の判事の任命というのが、今どのように行われているかということ自体が余りはっきりわからない。少なくともこの制度を見る限り、法律化されている制度を見る限り、わからない。

しかし、今、提案されている色々な形の任命委員会制度とか、諮問委員会制度とか、2種類ぐらい提案されていると思うんですが、それですと具体的に見えてくると思うんです。何かの形で実行していくとすると、それはやはりこの法律の上での書き換えになるんでしょうか。先ほど最高裁の御説明の中では、最高裁判所が持っている現在の与えられた権限の中で行うという趣旨を強調されたように思うんです。

【佐藤会長】今のお話ですけれども、下級

審の裁判官については、憲法 80 条で、「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。」となっているわけです。資料的な説明によると、この指名のときには、1名プラスして内閣に提出して、そして内閣がその名簿に基づいて任命するということなんですが、先ほど来問題にされていますのは、その指名の過程に何か国民の意思を反映させるような工夫の余地がないのかということ、色々な御議論があるということではないかと思うんです。今までの指名の過程は、最高裁自身が司法行政としてやっているわけで、外からはなかなか見えにくいんじゃないかという批判もあり、それをもっと可視的にできないか、何らかの形で国民の意思を反映するようにできないか、というような趣旨で色々なアイデアが出されているんじゃないかと思うんです。

【中坊委員】可視的にというだけではなしに、だから今回の裁判所の出されたペーパーの任命権なり評価権の基は、最高裁判所がやはり一番よく知っているという、その見解ですね。私はそこがやはり一番大きな問題であると思っており、実際よくわかるのは、裁判を受けている者がわかるわけですからね。国民だろうし、その国民の代理でよく法廷へ出ている弁護士が、ある意味で一番よくわかる。ところが、そういう人の意見は全然聞かずに、裁判所が一番よくわかっているということで、裁判所だけが判断してきているというところの任命手続、再任手続、それから評価手続というものには、やはり根本的に問題があったということではないか。

だから、その意味で言えば、そもそもなぜ最高裁判所に指名権を与えたかと言えば、まさに司法の独立、独立は何ぞやと言えば、まさに立法、行政からの独立であったはずだと思うんです。

それから、まさに我々が言っている国民的基盤の確立という意味における、その中でも一番国民と接しているのは弁護

士であると思うんですけれども、よくわかるというか、その場面に遭遇していますからね。だから、そういう人を含めた審査でなければならない。

また、加えてどういうふうな基準を設けて審査をするのが必要かということになってくると思うんです。

【佐藤会長】おっしゃるとおりでして、今日の法曹三者のヒアリングでは、最高裁もその指名の過程に諮問委員会というものをつくってはどうかと提案されている。法務省も弁護士会も、それぞれ中身に違いはありますけれども、何らかのそういう仕組みをつくるべきじゃないかと提案されており、その点では今日、三者とも一致しているわけです。

ただ、問題は、その仕組みを諮問委員会と呼ぶのかどうかはちょっと別にして、その委員会が実質的に機能するように考える必要があるのではないかと。法務省の但木官房長は、情報というような面に言及されましたが、委員会が名目化せず実質的に機能するように考える必要があるのであって、その辺を具体的にどう考えるかというところが一つのポイントであるように思うのですが。

高木委員、どうぞ。

【高木委員】例えば任用にしても、評価にしても、あそこまで総合判断だとおっしゃる。それも内部によると言われる。外部の者はわかりっこないんだから、裁判長が最もよくなし得るとい論理、評価基準さえもつくるのは難しいというような論理で。今日の日弁連の資料、詳しくは私も見ていませんが、例えばアメリカの各州のいろんな制度、勿論公募制であるかないかの違いはあるんですが、その辺の、今最高裁の方がおっしゃったような、ああいう御主張が一方であるのを踏まえて、ではこのアメリカなんかはそういうことがちゃんとできていないのかどうなのか、その辺のことがどうということなんだということについて、ちょっと詳しい方にクラリファイしてほしいなと思うんですが。

【竹下会長代理】今、中坊委員から御発言があって、それを受けて会長が言われたのは、任命諮問委員会か推薦委員会かは別として、その委員会で判断をするときに、それが実効性のあるようなものにするためにどうしたらいいかということで、最高裁もその任命基準については、場合によったら諮問委員会で決めることも考えられるということを書いていたのではないのでしょうか。

【高木委員】そんなところまで言っておられたというように、私は受け止められないんで。

【竹下会長代理】そうですか。

【高木委員】だから、例えば転勤は従来どおりだ、あるいは公募制なんていう発想は全然ないんだ、それで評価なるものも言われたってできっこないんだ、というわけですか。

【佐藤会長】そこまでは、どうでしょうか。

【高木委員】何のために議論しているのかなと、ちょっとげんなりしてしまっ。

【佐藤会長】その受け止め方については、委員それぞれのお立場もあるかもしれませんが、我々としてどう考えるかという角度で議論したらよろしいんじゃないでしょうか。

【高木委員】それはそれで、そういうふうにとって構わないんだということなら仕方ないんですが。そうでないと、こういう審議会をつくった意味がないということになります。

【中坊委員】少なくとも最高裁の今日のペーパーによっても、その諮問委員会というのは最高裁に一つつくるといことですね。そうすると、今までの最高裁裁判官会議と同じような形であって、実質上の判断はそこがしなくて、下部機関がするということになる。そうすると、例えば日弁連の意見のように、少なくともブロック別につくらないと、審査にしても調査にしても、すべてそれを実効ならしめるには限界があるのではないかと。全国のを、簡裁の判事までやれば大体3,000人をちょっと超すわけですね、そ

ういうものすべてを中央集権でどこかで一括してやるということになれば、それはどんなやり方をしても限界があるのではないか。しかも最高裁裁判官会議が決めるんだという。それが、今、言うように裁判所が一番よく知っているという誤った前提から来るとなると。

この前提が崩されない限り、私は形だけの諮問委員会をつくって、一応そこで意見を聞きましたというような格好だけになってしまって、これはもう実効性がないままに終わるんじゃないかという気がしますね。

【井上委員】3,000 人とおっしゃるのはちょっと誤解だと思うんです。3,000 人全員について、毎年任命とか指名をするわけじゃありませんので、もう少し数は少ないと思うのです。

【中坊委員】いや、そうじゃないですよ。ただ裁判官の人事評価というのはやはり 1 年に 1 回ぐらいはやっていることになっているから。

【井上委員】異動とか、そっちの方の話ですか。

【中坊委員】異動に関してとかじゃなしに、今まで出たデータを徴する限り、大体 3,000 人を、一応は対象としているんですよ。

【井上委員】高木委員の御質問にも、その 2 つが一緒になっているのかなという感じがしたのですけれども、10 年ごとに任命したり再任したりするという際の話と、平常の、例えば部総括にするとか、あるいはどうやって動かしていこうかという場合の評価とは違うのじゃないかと思うのです。

後者の方は、例えばアメリカなんかは転勤ということはありませんので、その評価じゃないと思うんです。この資料で盛られているのは、そこに盛られているのは、任命のとき、あるいは選挙をする場合の候補になるときについてのことだと思うのです。ですから、そこはちょっと違って来る。

【高木委員】私も少しは勉強したから、今、

先生のおっしゃる違いはわかっているつもりです。だからそれぞれ吟味して区分けして議論しても、それはそれで結構なんだけれども、根本的なコンセプトとして、評価を透明化して客観化するというのをこれだけみんなでお願いしたにもかかわらず、こういうことが、ということなんです。その辺のとらえ方は、色々だとおっしゃるんで、私にはそう聞こえたという話かもしれませんが。

【井上委員】だから、ここの基準の問題も…。

【高木委員】そもそも、アメリカでは、任用以外のところに評価の結果を使う余地がない。何のために評価するのかという目的という面で、任用後に欠格者を排除するという、そんなニーズがあるかどうかです。

だから、そのようなこともあるので、アメリカではどういうことなのかということをお聞かせくださいと、先ほどお願いしたわけです。

【井上委員】そっちの方のことですか。

【高木委員】日本ではこういうふうに最高裁は色々言っておられるが、ではアメリカのものを拝見すると、例えば“Integrity”以下、色々な評価の要素があると書いてある。最高裁はこんなものをやるのは難しいと言うから、なぜアメリカではできて日本はできないのかということなんです。

【佐藤会長】ちょっとよろしいですか。7 月の審議会で最高裁が提出した人事評価についてのペーパーの中にもありました人事評価項目、これは本日皆さんのお手元に「裁判官の人事評価項目の概要」と題して改めて配付されていると思いますけれども、平成 10 年度まではこういうものでやっておったという話なんです。こういうものを基にして、あるいはアメリカの例も参考にして、我々としてこの任用・任命の基準というようなものを具体的に何か考えられないかという議論をやってみたらいかがでしょうか。

【井上委員】その前に、きちんと分けない

といけないですね。中坊委員がおっしゃるような平常的な評価の問題と任命の際の評価の問題とは。

【中坊委員】今井上さんがおっしゃった任命という問題までくると、今日、日弁連もちょっと言っていた応募制ということも関係してきます。応募制で決めていこうというものの発想を我々が取るのか、取らないかということのを考慮しないと、そこもまた非常に変わってくるんです。

だから、司法の独立というのは、立法、行政からの独立と同時に、今大きな問題になっているのは、裁判所内部における独立、個々の裁判官の独立を裁判所の事務総局が侵しているのではないかということ、何人かの裁判官が色々おっしゃっているわけです。だから、その辺の司法の独立というものが、立法、行政からの独立と、それから司法の、いわゆる官僚制度の中における独立が侵されていませんかという問題が出てきているんだから、その三つをちゃんとここで解決しないと、そういう意味における透明性と客観性とかは出てこないと思います。

【竹下会長代理】ただ、具体的に任命制度の在り方ですが、先ほど会長が言われたことと同じですけれども、法曹三者とも何らかのそういう仕組み、従来のように最高裁判所の裁判官会議だけで誰を指名するかを決めるのではなくて、そこへいく過程に法曹三者並びに国民の代表も入った委員会的なものをつくろうということは一致しているわけですから、そうしたら、それを実効をあらしめるために、そのときの審査の材料なり、最高裁判所に対する答申の材料なりをどう集めましょうかという議論ができるのではないのでしょうか。

【佐藤会長】人事評価は、確かに井上委員もおっしゃるように、二面があり、通常の日常的な評定者、誰がどうやって評価するのかという話とも議論がつながって来ますけれども、一応、任用という問題に絞って意見を交換していただけないでしょうか。そして、今代理も言われたよう

に、任命のところで、要するに今まで最高裁だけで指名名簿をつくっておったのに対して、その指名の過程にある機関・委員会をかませることにより、一種の国民的な基盤をつくろうではないかという点では三者とも一致しているわけです。問題は、その実効性を持たせる中身という方策です。日弁連は、各ブロックごとに推薦委員会のようなものをつくってやったらいいんじゃないかという御意見、法務省は、今日のお話だと、中央に諮問委員会をつくる、ただし、有意的な情報を吸い上げる何らかの仕組みや工夫を考えないとだめなんじゃないかという御意見だったように思います。

【中坊委員】それともう一つ前提として、どこへ行くのか、どこで仕事をするのかという点で、応募制を取るのか、また今と同じように転勤はさせるのかどうかというのが一つは絡んできているわけではないですか。だから、今おっしゃるように、諮問委員会か推薦委員会か名称はともかく、そこでやればいい。そこが複数あるというだけじゃなしに、そもそもその人の任命のときに、あなたは宇都宮地方裁判所へ行くという希望を判断するということ、任地はどこに行くかはわかりませんよ、とにかく今やっているのと同じように、あとは裁判所が人事権を持ってやるということとは、やはり根本が違うわけで、だから、やはり司法の独立、裁判所内部の、事務総局か何かそういう上からの独立という意味の裁判官の独立を守るという意味から言えば、やはり応募制というのは一つの大きなものの考え方じゃないかとは思いますが。だからそれを採用するかしないかということ、ここでもう少し考えないと、単に委員会をつくるというだけにはいかない。

【佐藤会長】確かにそういう問題がありますね。高裁ブロック単位で公募するという話、今、中坊委員が言われたような、個別的にどの裁判所に、という話です。

【中坊委員】それはどうやるか、だから。

【井上委員】日弁連の御意見は高裁単位で

の応募制なんですか。

【中坊委員】それはちょっと日弁連から出ている人に聞いてもらわないと。

【日弁連(斎藤氏)】ブロック単位で決めまして、応募する人はどこどこ地方裁判所に行きたいということブロック単位の裁判所に設けられる推薦委員会に応募する。推薦委員会は、色々な複数の応募者もおられるでしょうし、そこがいいかどうか、いろんな情報を集めて、この人はこうした方がいいかどうかを決める。当面、とりあえずは、ブロック制にしようとして提案しております。もっと発展した段階では、中坊先生がおっしゃったのかもしれないませんが、地方裁判所ごとだとか、裁判所ごとにしたらいいんじゃないかということですけども、今回の日弁連の案はブロック制ということになります。

【井上委員】そうすると、応募制というのは、「ここここは空きがありますから、手を挙げてください。」と、そういうことを考えておられるのですか。

【日弁連(斎藤氏)】徹底した情報公開ということ今回意見書で申し上げて、裁判所時報だとか、いろんなところで、弁護士だとか国民にもわかるようにして、それに応募していくというイメージをしたつもりでございます。

【佐藤会長】藤田委員が前から手を挙げておられます。藤田委員どうぞ。

【藤田委員】関連がありますから、判事補制度についても言及させていただきますが、先ほどの質問で申し上げたとおりでありまして、判事補制度に対して批判が厳しいんですけども、まず、理念としてどうかということと、それから現実の実効的な制度としてどうかという両面から考えますと、理念として、もし判事補制度がおかしいというんだしたら、それは判事補にとどまらないので、それを經由して出てきた判事もおかしいということになる。お前みたいなひょっとこ判事が出てくるから困るんだと言われれば一言もないのでありますけれども、しかし新聞だの、それから日弁連の調査でも、

相対的にプラス評価とマイナス評価を比較すればプラス評価が結構高い。この間の説明を見ましても、裁判官に対する批判がないわけではないんですが、よくわかりませんが、標準偏回帰係数による分析によりますと、勝敗の結果が評価に対する影響というのはかなり大きいという分析結果が出ていて、そしてこの要旨の方の 76 ページを見ますと、この本件の調査対象になった人は有利グループが 153、不利グループが 187、中間が 145 と不利グループが一番多いんです。にもかかわらず、19 ページの裁判官評価については中立性、信頼性、非権威的、丁寧さということで、かなり高い評価をいただいています。法律外知識と準備のよさは悪いんですけども、そういうようなことを考えれば、今の判事補制度から判事になってくるという制度に基本的な欠陥があるとは思えないということが一つ。

それから、実際にそのような制度の実現が、それは実行可能かどうかということです。今、ブロック単位とか地裁単位の人事という説がありましたけれども、地方の実情を知る私といたしましては、大都会ではともかく地方ではそのようなことはもう実行不可能であろうと思えます。

かって私は、広島高裁管内の人事に関わりましたけれども、広島は関西との人事交流が非常に多いんです。判事クラスになりますと、妻子を関西においての単身赴任が多い。そうすると 4 年も経てばそれは妻子のいるところに帰してやらなければならないという、人事上の配慮をしなければならぬのでありますけれども、その人たちが言いますのに、大阪では高裁、地裁、家裁の各本庁には弁護士から任官した方がある程度おられるので、自分たちが入る余地がせばまれている。だから、本庁は無理にしても、支部でもいいから向こうの方へ帰りたくと申します。非難するという意味ではなくて、できるだけ弁護士任官制度を盛り立てな

ければいけないという前提でありますけれども、そういうようなことを言っているわけでありませう。

弁護士任官が拡張されれば、先ほど最高裁の金築人事局長は現在以上の優遇措置は不可能だと言いましたけれども、弁護士任官が多くなれば、私は現在の優遇措置を維持することはまず不可能だろうと思えます。そういう前提で考えると、ブロック単位といたしましても、九州では離島裁判官というと対馬の巖原、五島の福江、奄美の名瀬とありますし、沖縄では石垣、宮古もあるわけでありませうし、私のおりました東北管内では、陸の孤島と言われる宮古、釜石、大船渡もあるわけでありませうから、そういう意味で、判事補制度を廃止してそういうところを果たして埋められるのか、その地方での司法のレベルを維持することができるかと言えば、裁判所の設置状況を見ましても、支部が 203 庁、家裁が出張所が 77 庁でありますから、現実的にいっても私は不可能なのではないかというふうに考えるわけでありませう。

先ほどの裁判官に対する評価の関係であります。具体的に自分が関係した訴訟の結果が、大きな影響要素としてあるという分析からいいますと、裁判官の選任、あるいは人事、配転というようなことについて委員会を設けるにしましても、やはり直接の利害関係のある方が入るといことは望ましいことではないと思えます。

先ほど、裁判の独立との関係ということをおし上げました。そういう意味では、ある程度客観的に、距離を置いて、その適否を判断できるような機関を設けるべきである。そういう意味では、中央に設けてその情報は地方から吸収するにしましても、そういう客観的な判断をできるような構成、手続にする必要があるのではないかと。

福岡におりますと、鹿児島島の裁判官あるいは沖縄の裁判官がどんな裁判官かということをお判断するのは、やはり情報が

なければ不可能であります。そういう意味で、ある程度情報の収集ということに留意して、その上で客観的な評価ができるような構成にするべきではなからうかというふうに考えます。

以上です。

【佐藤会長】鳥居委員と吉岡委員が手を挙げておられます。中坊委員、今の御意見への直接のリアクションですね。では、中坊委員どうぞ。

【中坊委員】藤田さんのおっしゃっているのも、それはそれなりにわかるんですけども、今我々が必要なことは、弁護士に關しても、この前から言うように弁護士の改革というのを根本的に考えて、その公益的責務について考え、人口増についても考える。それらは御承知のように、それはものすごい、私自身に対しても、弁護士会の内部において反対はあるわけなんです。しかし、まさに 21 世紀のあるべき姿というのを求めて我々はやっている。しかも、日弁連という組織そのものは、例えば公設事務所、確かに今言うように奄美だとか石垣島だとか、そういうまさに僻地だと言われてるところへ弁護士を応募して、何とかしてやろうとしているときですよ、それを頭から任意にはそういうところへは行かないということをお前提にして話をするとおところ、やはり一つの大きな問題点があるのではないかと。

二つ目には、例えば、予想以上に東京と地方とでは物価の感覚なども全然違うんです。九州の八代の辺に行ったら、私は旅館の商売しかしていないからわからないけれども、東京の 1 割程度ではないかというひどい表現をする人があるぐらい、物価そのものに関する一つひとつのものに対する感覚が違うわけなんです。だから本当に、先ほど言ったように、納得のいく、みんなが公正だと思ふことが重要なんです。今日も話が出たように、結局満足度が半分だというのは、やはりそういうところについて、東京から来られた人が自分の月給だけを根拠において判断され

るということに対する地方の人たちの問題意識もあるわけでしょう。

だから、そういういろんな問題点を考え合わせるときには、やはり地方に密着したということは非常に必要な一つの要素なんです。だからこそ、今、国家全体として地方分権と言っている最中に、中央1箇所やって、あとはその事情をきくための制度でよいということには、基本的に問題がありはしないか。だからやはり問題は、今おっしゃるように、良き裁判官を得るため、任命手続に特に限定したとしても、その人を得るためにはどういう人たちがよいのか。それは確かにそういう意味では応募制を取れば、「いや私はそこでよい」、「そこに行きたい」、「そこに住んでいきたい」ということになる。私だったら、今おっしゃるように、みんなから笑われても、どうして京都に、今晚も帰りますけれども、とにかく帰るでしょう。やはりそういう人間も数多いです。京都と言うか、関西は関西でない生きにくいという人間も多いわけです。だから、裁判官が地方に行くとなると途端に希望者がなくなるとか、そういう中央指向があるのは事実です。しかし、21世紀を考えたとき、日本国全体を考えたときに、地方分権なくしてはやっていけない。本当の意味の統治主体意識を持たせると言うんだったら、そのような議論を乗り越えないといけない。私は今の藤田さんのおっしゃっているのには、あえて反論するわけではないけれども、やはりそれは今までの現実を前提とした議論であって、今我々が考えなければいけないのは、理念先行型のあるべき姿ということです。これを我々は想定して今やっている。少なくとも、弁護士改革については、そのような大変大きなショックを受けつつも、一挙に3倍に増えるんだから、そういうことですら、今、我々はやっているんだから、やはり裁判所の方も、そういう意味では但木さんでさえ、やはり抜本的に直さないといけないと言っている意味の抜本的な意味をお考えい

ただ必要があるんじゃないかと思いません。

【佐藤会長】お待たせしました、鳥居委員どうぞ。

【鳥居委員】私は、やはり日本という国の地理的な構造、それから発展段階が地域によって違うということ、それを踏まえて、色々な職種の公務員、広い意味で公の仕事をする人たちがどういうふうに分散されていくか。職務命令で転勤をしていく、その構造ですが、その全体を個々の体系として考えてみる必要があると思うんです。僻地にでも何でも行ってもらわなければならない職種の典型的なのは自衛隊ですけども、これで見ると自衛隊法の第55条で、自衛隊員は内閣の指定したところに住まなければいけないことが定められていますよね。それから、検察庁法17条で支部勤務命令が出せるようになっています。しかし、判事については判事補も含めて、勤務命令を出すという話はどこにもない。なぜないかと言うと、それは性格が違うものだからだと考えるべきだと思うんです。

一方、だからといって、ここへ行ってください、ここの勤務をお願いしますということが何かの仕掛けでできなければ、やはりこれは話が成り立たないわけで、そのときに今までの私たちが行ってきた議論は、従来の転勤命令あるいは配属の決定ということだけを前提にして考えていて、行き詰まりになっているんじゃないかと思うんです。

例えば、これからの時代は、高裁管内をいろんな人が異動分担するというやり方も考えられるわけです。なぜならば判事というのは、刑事で言えば検事が挙げてくる調書に基づいて判断をするわけですから、いつもそこに住んでいる必要は必ずしもないかもしれない。必要に応じて、そのときだけで、裁判所が開設されるということだっていいんじゃないかということです。

そういうことも含めて柔軟に制度を設計し直せばいいんであって、ここのこと

だけで何か我々の議論がデッドロックに乗り上げてしまうのはよくないんじゃないかと思います。まして、今後は色々、ITの情報の技術も変わっていきますし、いろんなことがあるんで、まさに21世紀のそういう新しい方法を考えるべきなんじゃないでしょうか。

【中坊委員】ちょっと具体的なことで申し上げて失礼ですけども、私、昨年警察刷新会議の委員をやりまして、そこで具体的に提案されたことは、正直に言って、これは今の裁判所でも大変やはり抵抗があると思います。というのは、私たちは警察の不祥事がどうしてこれほど多く発生するのか、やはりリーダー、キャリアの在り方に一つ問題があるんじゃないか。それで、本部長と局長、それがどの程度の単身赴任なのか調べたか、実に4分の3以上が単身赴任なんです。そこにやはり大きな問題があった。それだったら私らのときに単身赴任をやるように言ったら、私ら警察の長官の前で、次長以下全部おりますから、何人かが当たって、そんなことをしたら我々家族の生活が困るんだとか、色々出ましたよ。そうしたらどうするのかということで、やはり署長は地域として官舎に入れと、本部長も妻帯をして官舎に入れということを決めたんです。だから、今おっしゃるように、その僻地とか何だかという問題になりましたら、それぞれに大きな痛みというのは大なり小なり伴うというのは事実だろうと思うんです。しかし、まさに利用する国民の立場に立ってどうするかということを考えなければいかんことですから、そこはやはり私は基本的にそういう視点に立たないと、今おっしゃるように個人のことを言い出していたらやれませんが。

【佐藤会長】吉岡委員どうぞ。

【吉岡委員】何か予定の時間を超えてしまっているんで。

【佐藤会長】もうちょっと議論をしていたきたいところがありますので、よろし

ければ。

【吉岡委員】私が言いたいことはペーパーで出しておりますが、一つだけに絞って申し上げます。

裁判官の任命の問題ですけども、やはり任命方法というのは、国民主権にふさわしい、そういう形にしなければいけないと思います。そういう意味では、やはり国民の中から選ばれたということが客観的に納得できるような制度として設計する必要があるのではないかと思います。

最高裁のペーパーの中で、転勤があるからというようなことが書かれていたと思いますが、転勤を前提として裁判官を選ぶという、それは国民の側から見てどうなのかという、そういう視点も必要だと思います。というのは、実際の裁判の利用者の立場で、せっかく色々立証したり、証明したりしてきているにもかかわらず、裁判官が代わってしまうということが余りにも頻繁に起きる。そういうことが裁判に対する信頼性を薄めてしまうという、そこにもつながってきています。絶対転勤してはいけないというところまでは申しませんが、海外の裁判官の様子を見たり、読んだりしておりますと、やはり地域に根差しているという、そういう裁判官が外国の場合には非常に多いということが言えると思います。アメリカの場合であれば欠員があったことが公開されて、それに対して応募して審査を受けて、それでその裁判官になっていく。その裁判官は、ある一定年齢、10年目ぐらいですか、そこでもう一遍再審査される。その場合にも審査の方法としては、国民の声、これは他の法曹の方の声も勿論入っておりますが、そういうことで審査され、再任されていくということで、最初のころに中坊委員が“ Our Court ”というような表現でおっしゃっていましたが、やはり法廷自体が非常に地域に根差している。そういうことが非常に国民の信頼にもつながっていたように思います。

そういうことから言うと、あくまでも利用者である国民の立場から考えるという、そういう視点で、裁判官の任命方法はどうするのかということを考えていく必要があると思いますし、そういう意味では「諮問」という名前を入れるかどうかは別としまして、その裁判官指名諮問委員会か、あるいは推薦委員会、そういうような仕組みをつくっていくことがまず第一だと思います。

その仕組みをつくった場合に、判断が不公平になってはいけないと思います。そういう意味では公平性を確保するような人事評価の項目、これは昨年7月に最高裁から出していただいておりますけれども、客観的に出せるような人事評価の項目というのを検討する必要があると思います。そして、その場合は誰が評価をするのか、そこのところを検討しないといけないと思います。最高裁が評価をするというよりは、もう少し違った形での評価、これは推薦委員会とも関わってきますけれども、そういうことを考えなければいけないと思います。

それから、評価の項目自体が、裁量でどうにでもなるような、そういう項目は本来はなくすべきだと思いますが、少なくとも、裁量で評価されるという項目は、制限的に考えるべきではないかと思えます。できるだけ客観的に評価をしていく。評価された裁判官自身にとっても納得ができるような、そういう項目を考えていく必要があるのではないかと思います。そういう意味では、7月にも出ていたこの項目ではとても不十分だと思います。

以上です。

【佐藤会長】ありがとうございます。それでは水原委員どうぞ。

【水原委員】地域密着型の裁判官選任か、それとも全国異動を対象とした裁判官が望ましいのかという問題ですけれども、これはやはり国民の立場から見たならば、どこで裁判を受けても均質・平等な裁判が受けられるということが、一番基本でなければいけないと思います。民事

のことは私はよくわかりませんが、刑事事件でかつて調べたことがございます。ある高裁管内で、業務上過失致死傷事件、道路交通法違反事件について、各高裁単位で処罰をした統計を取ってみますと、某高裁管内だけは、全国平均よりも1割から2割低かった。他のところは大体全国平均と同じであった。どうしてそうなっているのかということなんですけれども、私もよくわかりません。これは検察官の立証が悪かったのか、それとも裁判官の判断が間違ったのか、弁護人の立証がうまくいったのか、それはわかりませんが、その低いところで裁判を受けた者は得をします。けれども、高いところで裁判を受けた者は損をします。それから、被害者の立場から立ってみるならば、どれが公平なのか、やはり均質な裁判を受けるということが一番国民にとっては求められることではなかろうか。そういう意味で、全国的に配置、異動というものが、これがより望ましいものではなかろうかという気がいたします。

それから、審理途中での転勤、これはまさに吉岡委員の御指摘のとおりだと思います。そういうことがないようにしなければいけない。そういう意味で、審理の促進、短期で結審をするような、刑事裁判でも民事裁判でも、訴訟の促進ということが、今言われておるわけですから、そういうことを併せてやるならば、やはり国民が求めておる均質、平等な裁判という点から、全国的な異動が望ましいと私は考えます。

【石井委員】今日、色々な御意見が出ましたが、最近慶應の医学部出身の弁護士とか、東大の原子力学科出身の弁護士とか、そういう色々な専門分野を学ばれた弁護士が出てこられているということで、大変力づけられているところです。やはりそういう方々はその部門の専門の裁判官に登用されるという道を今後考えていったらよいのではないかと考えております。

それからもう一つ、裁判官に弁護士か

ら任官された場合、また弁護士に戻るとい話がありました。先ほどからの話を伺っておりますと、弁護士の中でもより抜きの弁護士が裁判官になるというコンセンサスになっているようですので、そういう方々が弁護士に復帰されたときに、裁判官をやるといことが非常に良いインセンティブになるような、そういう制度をお考えになられたらいかがかと思っております。例えば、こういうのは良いのかどうかわかりませんが、広告の中へ裁判官を何年やりましたとか、主に担当した事件は何々ですとか、そういう広告ができるように考えたらどうかと思っております。これは、単に一つの思いつきの案ではございますが。

もう一つだけ申し上げますと、最高裁の方で学者を裁判官に登用する案が出ておりましたが、ここにいらっしゃる先生方は別として、世の中の平均的な教授の像といのは、どちらかといえば、視野の狭い方がかなりおられるとい世間の評価が多いことから考えて、学者さんから裁判官に任官される場合には、裁判官の質を維持するため、裁判官任官研修特別コースを設定して、それを必ず受講しなければ任官されないシステムを考える必要があると思っております。そこら辺のことも十分御配慮賜りたいと、念のため申し上げさせていただきます。

【佐藤会長】どうもありがとうございます。北村委員どうぞ。

【北村委員】今の、給源の多様化に関連して、今日の法曹三者の方のお話の中で給源の多様化と言うときには、司法試験を通過している方とそれから大学の先生といっても、恐らく法律関係の大学の先生といようなことだと思うんです。ところが、社会的常識があるとか、公平性とか何とかといようなことになると、私は逆の考え方もあっていいのかなと思うんです。法律も何も知らないけれども、そういう人格的にすごく優れている人、法律を勉強する以外のところで公平でいらっしゃるといったような人を裁判官に

して、後から法律の勉強を、要するに裁判官となるために必要なものを勉強していただく。そうすると裁判官の中でお互いに非常に刺激し合っている関係になるんじゃないか。じゃないと、何か給源の多様化・多元化といいましても、余り多元じゃないなという感じがします。法曹人以外から見ますと、裁判官であっても検事であっても弁護士であっても同じような、要するに同じ船に乗っている人といふふうに見えてしまうんです。そうすると、それ以外の方から入れていくといことが本当に給源の多様化・多元化になるんじゃないかなと、ひとつそこところを考えていただくと、ありがたいなといふふうに思います。

【佐藤会長】ありがとうございます。もう少し御議論いただきたかったですけれども、この辺で終わりと思いたいと思いません。今日の御意見で、繰り返しになるかもしれませんが、指名の過程に何らかの委員会を介在させるといこと、そして、それに実効性を持たさせるためにはどうすべきか、実効性を持ったものにしなければいけない、とい点については、大体コンセンサスがあるのではないかといふように思います。

具体的にどういう方法があるのかとい点については、地域のことをどう考えるかで、今日色々な御意見を開陳していただきましたけれども、その辺は次回にもうちょっと整理した御審議を賜りたいと思っております。

それから、人事評価の点、判事補に關してのいわゆる研修の問題も残りました。最高裁からは研修の充実によってといお話が出されましたけれども、高木委員や吉岡委員が言及なさいましたが、研修とはどういう意味なのか、研修といことで果たして十分なのか、何かいい方法はないのかとい辺りの問題も、重要な課題として残りました。

今日の議論がもうちょっと先に進むことを前提に、議論の材料としてレジュメとしてまとめて次回にお諮りできるんじ

やないかと思っていたんですけれども、今日は少し残りが多くて、それができるかどうかちょっと今の段階では自信がございません。代理とも相談して、その辺もしょうまく整理できれば、議論の材料として次回お示しして、御議論いただきたいというように思っておりますが、そんなことで今日の段階ではよろしゅうございますか。

ではこの問題については、以上で終わらせていただきます。(略)

第 49 回審議会(平成 13 年 2 月 27 日)

(略)

【佐藤会長】それでは、時間もきましたので、審議を再開したいと思います。

次に御議論いただきたいのは、給源の多様化、多元化についてでございます。もういいとおっしゃるかもしれませんが、先ほどと同じように、中間報告と法曹三者ヒアリングのことについて、最初に少しお話しさせていただきます。

中間報告の 28 ページですけれども、裁判所法は給源の多元性を予定しているけれども、判事補のほとんどがそのまま判事になって、判事の主要な給源となり、しかも、従来、弁護士からの任官が進まないなど、これを是正することは困難であったという現行制度運用の経緯、現状を踏まえ、国民が求める裁判官としてふさわしい人材を、いかに安定的に確保していくかという観点から、「給源の多様化、多元化」(裁判所法の趣旨)の実質化を図ることはもとより、更に進んで判事となる者一人ひとりが、それぞれ法律家として多様で豊かな知識、経験と人間性を備えることが必要であり、知識、給源等の多様化を制度的に担保する仕組みを構築することが改革の方向であります。

法曹三者からのヒアリングで、それぞれのお立場から考え方を明らかにしていただいたわけですけれども、最高裁判所

も、提出されたペーパーの中で、裁判所法 42 条が多元性を予定しているにもかかわらず、「裁判官の給源が事実上単一化していることは、裁判官となった者が互いに切磋琢磨して成長していく上でも、また、裁判所全体としての組織の硬直化を防ぐ意味でも、決して好ましいことではない。そこで、裁判官の給源の多様化・多元化を図る方策を進めていきたい」ということを指摘されているわけがあります。

弁護士会、法務省の御主張については、この間のことですので立ち入りませんが、最高裁判所の方も、この現状は決して好ましいことではないという認識を示しておられることが注目されるわけです。今日は、これを踏まえて、いろんな論点にわたっておりますけれども、これから御審議いただきたいというように考えている次第です。

皆関連し合っているもんですから、どこからでも結構でございますが、御議論をちょうだいしたいと思います。

いかがでしょうか。どなたか口火を切っていただけませんか。論点としては、判事補のとらえ方と申しますが、そういう問題、弁護士任官の問題、特例判事補制度の問題、様々な論点にわたっているかと思えます。

【竹下会長代理】恐らく論点は三つぐらいあるであろうと思えます。一つは裁判所法の趣旨を実質化するというので、これは皆さんも余り御異論がないのではないかと申す。そのために、裁判官に多様な人材を確保するために、弁護士任官を、日弁連及び最高裁がそれぞれプレゼンテーションの中で、推進するための方策というのを示されたわけですので、そういう方策を一層推進していただきたい。さらに、検察官、大学教授からの任官を促進する方策も考えていただく必要があるだろうと思われまます。

2 番目の論点は、判事補の知識、経験の多様化というところでありまして、これは私の意見ですけれども、現在の判事

補研修と呼ばれている制度を、より充実させて、ここは最高裁も言っておられたように、原則としてすべての判事補が、その在任期間中に弁護士事務所、あるいは行政各省庁、民間企業等に派遣されて、そこで少なくとも1年以上勤務して、派遣先の職務を行うようにすることが望ましいのではないかと思います。

その際、前々から問題になっているのは、判事補の身分を離れるかどうかという点でございますけれども、これは本人の同意が必要であるということと、年金等の処遇上不利益を受けることがないような措置が講じられるというのであれば、判事補の身分を離れるということも十分検討に値するのではないかと思います。

第3は、特例判事補の問題だと思えます。特例判事補制度というのは、元来、臨時的な措置として導入されたものであって、判事補の権限は裁判所法の原則に戻すのが本来あるべき姿であるということについては、大方の委員がそう考えておられるだろうと思えます。

ただ、最高裁判所のプレゼンテーションにおいても述べられていましたように、この制度がこれまで現実に果たしてきた役割、それからまた現に果たしている役割というものを、一概に無視することもできないのではないかと。

また、私としては、もし判事補の権限を裁判所法の定める原則に戻して、そのまま10年間その地位にとどめるということにした場合に、果たしてすぐれた人材を安定的に確保できるのだろうかという疑問も払拭できないように思います。ですから、その辺りについては、何らかの検討が必要なのではないかと。最高裁のプレゼンテーションでは、単独事件を担当する時期を7年目ないし8年目と後倒しするということが言われておりましたが、それも一つやり方ですし、あるいは判事補の知識、経験の多様化が担保されるということになれば、場合によってはその段階で判事に任命するという道を開

くことも検討する値打ちはあるのかと考えております。

要するに、裁判所法の趣旨どおり、判事の給源の多元化を実現するという問題と、判事補の知識、経験の多様化の問題、特例判事補の問題というぐらいに分けられるかと思っております。

【鳥居委員】初歩的な質問をしてもよろしいでしょうか。日本の法律と制度の上で、判事というのは、公務員としての身分を指しているのでしょうか、それとも、裁判官と同義なのでしょうか。

【竹下会長代理】公務員としての身分だと思えます。

【藤田委員】判事は、官でありまして、裁判官というと、判事補も簡易裁判所判事も最高裁判所長官も最高裁判事も全部入る総称になっています。

【鳥居委員】それを前提として議論していいわけですね。だから、裁判官の給源というとき、その裁判官の給源として、判事とか判事補とか弁護士というふうに並べて考えていいわけですね。

【竹下会長代理】今、議論しているのは、判事の給源ですね。

【鳥居委員】そこが質問したかったんです。裁判官の給源と言いながら、実は判事の給源かと。

【佐藤会長】判事の給源です。

【竹下会長代理】今まで主として議論してきたのはそうです。言葉を正確に使えば、判事の給源です。

【鳥居委員】そうしますと、私の解釈は間違っているわけですね。裁判官の給源を我々は議論しておいて、例えば弁護士、例えば判事が、裁判官になるという、この構図ではないんですね。

【竹下会長代理】はい。

【鳥居委員】分かりました。

【佐藤会長】どうぞ。順番は、どの論点から入られても結構ですから。

【中坊委員】私は、竹下会長代理がおっしゃっていただいた中で、判事補の身分を持ったまま、他の経験をするんだという考え方ですね。それは、ちょっといかが

なものかと思えます。確かに、おっしゃるように、判事補において公務員であって、そして他の職、例えば、弁護士というものをやると、そのこと自体は基本的にやはり問題があるんじゃないかと思えます。

私の経験でも、既に言いましたように、やはり弁護士というのは、弁護士として本当に依頼者との関係において、その生活がそこにかかり、そうしておって初めて弁護士経験というのが分かるわけでして、自分の身分は公務員であって、それでそのときだけ何年間か他の職業へ行くというのでは、それはしよせん、まさに見習いに行くというか、ちょっと外側から見て、我々側からすればお客さんということになるわけであって、それは決して多様な経験をしたことにはならない。特に、私が強調しておるように、裁く立場になるためには、まず裁かれる立場を経験した者がなってもらいたいという意識からすると、ほど遠いものじゃないか。

確かに、竹下さんのおっしゃるように、強制するということは法律上も裁判官という概念になっていると、身分保障というのが伴いますから、その点で確かに一つの問題があると、しかし判事として任命するときには、それはならないよということとは可能なんです。

だから、まさに判事として採用する前には、その判事補以外の職務を何年かやってきなさいよということとして制度化するということは可能なことだし、やはりあるゆる意味において高い質ということが、しかも制度的に保障ということになります。単に運営上でどうだこうだという問題じゃなしに、判事の給源としての判事補を 10 年間すれば判事になれるんだと、そこを基本的に直さない限り、今まで行われてきた、判事補が主たる給源になって、事実上判事補からのみになってきて、弁護士任官が進まないというところにもつながっているように思うんです。

だから、要するに竹下会長代理のおっしゃっていただくように、経験の多様化というのは必要であり、経験の多様化としてそういう裁かれた立場の経験は必要だ。これは大体みんな主な考えになって、同時にそれを一定の年限やらないといけないこともおおむね一致していると。問題は、それを強制できるのか、強制できないのかというのが確かに大きな問題で、その強制は私も、法律上も第一難しいんじゃないかという気がするんです。

しかし、同時に判事になる任命の、判事として採用するときには、そういう経験の多様性を持っていることが前提ですよと言うこと自体は、別に構わないわけですからね。そこで、今おっしゃっていただいている、どなたも恐らく判事補とか一種の公務員の身分を持ったまま、いわゆる弁護士のような民間人のような立場になるのは、やはりどこがおかしいだろうという点です。そうすると、どうしてもならなければいけない。その身分を離れないといけない。離れることが実際上担保されないといけない。我々は、制度的に、単にこの判事補問題というものを運用によって賄うんじゃないし、制度的にどう保障するかということが問題だと。そうすると、判事になるときは、さっき言ったように経験の多様化が必要だから、裁く立場ばかりを 10 年やったからといって判事にはなれませんよということにすれば、今おっしゃっていただく問題は、それなりに解決するのじゃないかというような気がしているわけです。

【竹下会長代理】私も、判事補が外部に派遣されて弁護士事務所に行く場合に、2 年なり 3 年なりやって戻ってきたときに、制度の本質的な事柄ではないかもしれないけれども、その個人にとっては重要な、例えば、年金であるとか、そういうようなことについて不利益を受けないような保障ができるのであれば、やはりそれは判事補の身分を離れて弁護士として登録をした方がよいだろうと考えては

- いるわけです。ただ、それができるかどうかということ、直ちに判断する材料がないものですから、そういう留保付きのようなことを申し上げたわけです。
- 【水原委員】一つだけお尋ねしたいんですが、それは弁護士事務所勤務するのに、判事補の身分を離脱するという点について同意がない場合でも、年金制度等ができればよろしいということですか。それとも、飽くまで前提は、同意がなければいけないということですか。
- 【竹下会長代理】やはり身分の保障がありますから、本人の同意がなければ、それは無理ではないかと思えます。
- 【佐藤会長】さっきの議論ですけれども、判事補も裁判官である、裁判官としての身分は保障されるという考え方ですね。
- 【井上委員】1点、竹下先生に御質問ですが、弁護士事務所というのが、恐らく実際上は主になると思うのですけれども、例に挙がっていますように、企業だとか行政官庁に行く場合はどうなるのですか。身分とかは。
- 【竹下会長代理】それも同じです。
- 【井上委員】しかし、弁護士の場合は後で通算できますけれども・・・。
- 【竹下会長代理】行政官庁の場合は、今までは検事になっていっているわけですね。これはつながっていると思います。
- 【井上委員】わずかな数だとそれで済むのですけれども、もしそれもお客さんだから身分を離れてということになりますと、通算のところで保障も考えておかないといけないのではないですかね。
- 【竹下会長代理】そうです。
- 【井上委員】通算については、その辺も含めて10年と通算する。
- 【竹下会長代理】それは民間の場合ですね。
- 【吉岡委員】保険の話は、空白期間ができてしまうという御心配なんですか。弁護士事務所に行っている間に。
- 【竹下会長代理】はい、そういう年金や退職金の計算の基礎になる期間がそこで切れてしまうのでは、その個人にとっては不利益ではないかということです。
- 【吉岡委員】それは、何か工夫のしようがあるのかなという気がいたします。今の年金制度自体が、日本の国はかなりもう破綻に近い状態までいっていますね。それで、全部国民年金に一本化しろというような話も出ていますので、心配する前に、否応なしに一本化してしまうのかなという、そんな気もいたしますけれども、そこまで悲観的に日本の国の経済を見なくてもいいのかもしれませんが、そういう中で、どう考えるかということですし、やはり年金とか身分保障の問題ができるかできないかというのは、工夫すること、ちょっと別問題として考えた方が、この制度改革の中では前向きではないでしょうか。
- 【佐藤会長】付随的な問題だろうと思えます。重要ではあるけれども、一種の付随的な問題なんで、ここでは本体の本来あるべき姿がどうかという観点から御議論いただいたらいかがでしょうか。
- 【高木委員】もっと単純化して考えるというか、他職経験というか経験の多様化というか、だから要は本当の意味で弁護士としての仕事ができるばいいんだろうと思えますが、そういう意味で身分を離れるかどうかは関係ないと言ったら関係ないかもしれません。本当にできるんならですね。だけれど、そもそも弁護士さんの仕事は、依頼者といろいろお話をして、ある種委任契約を受けて、依頼者の利益のために法律事務を執行されて、その対価として報酬を受けて生活するというか、職業にされている訳です。それが弁護士さんの職務の一般的な姿だとしたら、そもそも裁判官の身分を持ったまま、そういう仕事をするというのは、やはり当然自己矛盾を起こすんだらうと思うんです。
- そういう意味で、判事補をやめて弁護士になるというのが、一番一般的な姿として想定されるでしょう。ただ、別に無理やりやめさせるといいうけにしないで、判事になるためには、例えば、他職経験が必要だということにすれば、判事

になりたいと思っている人は他職に当然、同意、不同意とかいう以前の問題として、なっていくはずで、そういう意味では、判事補をやめたくなければ、やめなくたっていい、そのままでは判事になれないだけですよという制度にすれば、もうごく単純にそうなるわけですし、判事補だけで 10 年過ごした人が、判事補の再任という問題があるのかなのか、それまた違う切り口でそういう議論をするならしたらいいわけだろうと思えますので、そういうふうにも身分保障の問題が詰まらない、だから、身分保障がどうしても欲しいという人は、判事補をそのままお続けになられて、けど実際には判事にはそのままではなれませんよというふうにすれば、非常に単純に整理ができるんだろうと思います。

あと年金の問題等は、幾らでもやりようがあると思うんです。

【竹下会長代理】高木委員と、先ほど中坊委員も同じことを言われたのですが、私は前回も言ったことですが、判事になるためには 10 年という期間の法律職経験を要するとの定めがあります。これは法律家としての成熟性を要求しているということなので、裁かれる立場に立たなければいけないという話ではないと思っているのです。法律家として成熟するためには、一つの職業だけではなくて、ほかの法律職もやる必要があるだろう。ですから、もし判事補について判事補 10 年では駄目ですといいながら、しかし検察官 10 年ならよいですとか、弁護士 10 年ならよいですというのは、私はおかしいと思うのです。もし、判事補について判事補 10 年では足りなくて、ほかのこともやりなさいというのなら、弁護士についても同じだし、検察官についても同じでないとおかしいのではないかと思うのです。

【高木委員】もしそうなら、そういうことで整合性のあるルールをつくって、竹下さんの言われるようにされたらいいと思うんです。

【中坊委員】でも、竹下さんのおっしゃっているのは、私もいつも言っている論理だけれども、裁判官の中心は判事ですから、まさに本件の場合判事ということで問題にしたいと思うんですけれども、判事というのはまさに司法の中核なんです。一番偉い人と言ったらおかしいけれども、要するにみんながその実績からしても、人格識見等からしても信頼のおける人に裁判官になってもらいたいと言われるように、それがまず根幹なんです。そういう根幹の高い資質と能力というものを、それではどうして判断するのかと言えば、やはりまずもって法律実務に通じていることなのです。判決を書く仕事を最初からして、そればかりやっていれば、今、竹下会長代理のおっしゃるように習熟するんだということには、決してならないと思います。

【竹下会長代理】成熟です。

【中坊委員】成熟ということには、決していびつな、私のいびつという表現はちょっときつ過ぎるかもしれないけれども、偏った一つの経験を踏まれるだけであって、片一方側の裁かれる立場というものを見て、初めて目線がね。いかなる場合でも、物を見るときに目線というのが必要なんです。要するに、同じ目線で物を見るということがすべての前提なんです。同じ民間人として、同じような目線で物が見えるということが、将来裁く立場になるために絶対必要な経験なんです。だからこそ今、外国でもそういう制度になっているという根拠がやはりあるんで、その中において、本当にこの人は裁く立場になってもみんながいいと言う、その実績を経てきて、おのずから次第に分かってくることなんです。

だから、単に裁判実務をしておったからということだけで、裁かれる側の立場は経験しなくてもよいということには決してならない。もし、そういうことにすれば、それは今おっしゃるように、そこに一つの大きな問題点があるということでは明らかです。いわんや、特例判事補や

判事補について、判事補の習熟もある程度でいいじゃないかということで、もうすぐ判事補で仮処分が出せたり、令状が出せたりということになって一人で裁判ができるようになり、更に特例とかだんだん歯止めなくなってきた。

【竹下会長代理】特例の問題は別だと思えます。

【中坊委員】過去の歴史がそういうふうになっていて、戦後日本はそうやってきたんだから、今ここで抜本的に直さないといけないということになれば、まずもって裁く立場ばかりじゃなしに、裁かれる人と同じ目線の生活というものを、しかも法律実務を通じて経験してきたということが必要だということだと思えます。

【佐藤会長】この論争は、かなり本質に触れる、哲学に触れることで、なかなか。

【中坊委員】哲学とも思わないけれども。

【佐藤会長】論争を続けていただいて結構ですけれども、身分を離れて他職の経験を積むべきではないかというところは、代理の場合も中坊委員の場合も共通しているような感じがするんですけれども、そこはいかがですか。

【北村委員】ちょっと質問させていただいて、身分を離れてということなんですけれども、ではお給料は行った先でもらうということなんです。

【佐藤会長】そういうことだと思います。

【北村委員】結局、身分を離れてしまますと、3年間とか2年間とか、あるいは1年間の身分を離れてまた戻ってくるということなんです。

【佐藤会長】はい、そうです。

【北村委員】だから完全に離れているわけじゃないですね。将来は、自分は戻れるということでもって離れているわけですね。そういう一定の期間の身分を離れてというのは、離れていようが離れてなかるうが同じだと思うんです。ですから、私は必ずしも身分を離れる必要はないだろうというふうに思っているんです。

もう一つ、ちょっと言わせていただく

と、私にとっては、素人から見た場合に、法曹三者というのは巨大な原子力潜水艦に見えてしまうんです。何だかんだと、中でお互いに批判をしながら結局同じじゃないか。だから、裁判官というか、判事補が研修をするんだったら外に出てもらいたいという意識を持っているんです。弁護士事務所に行くんじゃない、今、専門性だとか何だとかということが非常に問題になっているんだしたら、研究所に行くとか、あるいは先端企業のところに行ってみるとか、いろいろ外国に行くというのも今やっているようだけれども、そういう形で出て行くんだたら非常に意味があると思うんですけれども、裁かれる立場になってみなければと言ったって、司法修習を行うまではみんなは裁かれる立場だったわけです。要するに、他職の経験というのはある程度いるんな、職業としては積んでいないかもしれないけれども、そういう目線が大切なのであって、そういう意識が大切なんだと思うんです。それを、絶対にそれにならなければならぬんだという考え方は、私自身の意見ではちょっとどうも納得できません。

【山本委員】他職の経験なのか、よりよい判事をつくるための研修なのかという議論にならなければいけないんです。ですから、私の考えは北村先生と似ているんですけれども、この判事のジャッジというのはかなり専門性が要求される仕事ですから、法律の適用だとか、そういった意味では今の判事補というのは、オン・ザ・ジョブ・トレーニングとして非常に意味があると思います。ただし、それだけではよりよい判事がなかなかできないので、それに加えて新しいいろんな経験をさせると、これが今、議論されていることだと思うんです。

そういうふうに考えると、身分がどうのこうのというのは、北村先生がおっしゃるように余り関係ないんです。いずれは帰ってくるわけですから、それは例えば、公務員でも国家公務員から地方公務

員のときは、国家公務員を離れて地方公務員の辞令を確かもらっているはずですね。でも、やはり3年か何年か経って帰ってくるというときに、受け取る方だってそれはやはりお客様意識があるし、やはり研修というようなニュアンスは消えないと思うんです。それがいけないかという、それはそれなりに十分意味があると思うんです。

裁かれる立場と中坊先生がおっしゃるんですけれども、弁護士さんが裁かれるわけじゃなくて、我々企業だってユーザーとしては裁かれているわけですね。ですから、弁護士さんの経験だけが、何かすべての最高の法律家の非常に基本的な要件だということではなくて、やはり弁護士さんには弁護士さんの必要なスキルが核としてあって、それにいろんな事件をやりながら付けていく、幅広い知識があると。それから、裁判官には裁判官にとって重要なスキルがあって、それにいろんなものを付加されると、よりよい視野の広い裁判官ができると。検事には検事のスキルがあると。私は、法曹三者というのはそういう関係だと思うんです。そこを全部ごっちゃにしてしまうというのはいかがかなと思います。

【中坊委員】多少、山本さんの言葉に反論するようだけれども、弁護士というのは基本的に依頼者の代理人です。あるいは、被告人の弁護人という、要するに代理の性格を基本的に帯びているわけです。そういうものとして、そして片一方においては法律の適用とか、そういうことにも全部関係し、証拠から事実をどうして認定するかということにも関与してくる。いわゆる、今、竹下会長代理のおっしゃった法律実務をやっているわけです。

だから、どこが一番違うかという、北村さんのおっしゃるように、だれだって市民の生活をしているじゃないかと言われるかもしれないけれども、まさに紛争というのに普通の市民はまずほとんどお目にも掛からないし、実際それは病的現象か何か知らないけれども、いずれに

しても病的じゃなしにそういう社会紛争というものを目の前にして、そしてそういうものとして裁判を受けるという身分に成熟、習熟するということが必要なものであって、北村さんのおっしゃるようにどこかで見てもらうと、確かにそういうこともいいですよ、しかし、基本的に市民の立場の代理人という立場になって、そしてしかも紛争に立ち向かうというか、そういう経験が絶対に必要なものじゃないかということを行っているわけです。

【佐藤会長】石井委員、どうぞ。

【石井委員】判事補の研修をより充実させることの必要性については、皆さんもおっしゃっておられますが、やはり色々な経験を積むということが非常に大切なことだと思っております。少なくとも2年ぐらいは色々な企業とか、外国のローファームとか、そういうところで勉強し、経験を積むことが重要だと思います。

前からも申し上げておりますが、できれば2年ぐらい海外のロースクールとか、海外の裁判所等にも行かせて、視野を広げさせることが必要ではないかと思っております。特に、これからはどうしても国際性ということが非常に重要な要素になります。国際性を身に付けるという見地からも、海外研修を必修科目としたらいかがかと思っております。

先ほどからの議論で、将来裁判官になる者の視野が狭かったり、ちょっとエキセントリックだったら困るというお話がありましたが、かつてお話ししたことを思い出しました。ここにいらっしゃる先生方は別としまして、大学の教授でも同じような問題がありまして、一般から見て少し世間の観念からずれているのではないと思われるような人が、教授になっているということもあります。特に私は技術系だったものですから、ある国立大の理科系出身の学長先生とそのことについてお話ししたことがあったのですが、その学長先生は、そういう先生は民間企業に出して少し勉強させた方が良い

のだと言われておりました。昔の帝国大学時代というのは、教授にする予定の人は2年から3年必ず民間企業に出していたんだそうです。

【佐藤会長】学部などによるんじゃないでしょうか。

【石井委員】そうかもしれません。少なくとも工学部ではそういう方法を取って、世間離れした感覚にならぬようにしていたと話されておりました。それでは、今の世の中でも同じ方法を取られるようにしたらよいのではないかと申し上げましたところ、学長先生は笑いながら、良い人を学校としても教授にしたいのだから、そのつもりでそういう人間を企業に出すと、今まで、企業に取られてしまうケースが多くあり、だから仕方なくその方式が取れなくなってしまったと話されておりました。成程と思った次第です。

私も今、お話を伺っていて同じことを感じたのですが、将来本当に良い裁判官になれる素質を持っている方を企業に出したり、ローファームに出したときに、だれでも目を付けるのは同じだと思うのです。そうすると、その人を今度自分のところに取り込みたいというモチベーションが起こることは否定できませんので、それをどうやって排除するかということも、同時に考えておかなければいけないのではないかと考えております。取り越し苦労かもしれませんが・・・。

【佐藤会長】高木委員、どうぞ。

【高木委員】他職経験というのは、要は何を目的にして何を経験するんだということがポイントだと思うんです。だから、留学のお話なんかも書かれておりますが、留学しておられる皆さんがどういう毎日を過ごしておられるか私もよく存じませんが、確かに外国の文化に触れ、行った先の国の司法制度やら法律を勉強されたりする、そのこと自体は非常に有意義なことなんだろうと思うんです。

例えば、私は労働組合の仕事をしていますが、私も仕事以外の本を読んだり、人の話を聞いたりもいろいろするわけ

で、そういう意味で留学の中身が本当の意味での、ここで言われている他職経験の意味をきちんと持てているのか。今、民間企業研修の話もありましたけれども、給料は裁判所からもらっています、それで1年来られる、2年来られる。この前最高裁が出されたペーパーだと、何か月とか数週間みたいなものがあったようですが、本当に企業が戦力として、企業でやっている本当の企業実務、仕事に、よそから給料をもらっている人に責任を取ってもらうわけにいきませんから、そういうたぐいの話というのは、本来の意味での他職の経験、それも法律家として多様で豊かな経験と人間性という、そういう世界ではないと思います。

そういう意味では、失礼な言い方かもしれないけれども、お客様として遊学されるという域を出ない、そういう種の研修、それも意味がないとは言いませんが、今みんなが求めているのはどうもその辺とはちょっと違うんじゃないでしょうか。弁護士が裁かれる立場かどうか、その弁護士論は山本さんと中坊さんで論争していただいたら結構ですが、いずれにしても、いわゆる法曹の将来のコアである裁判官という仕事をされる人たちの、当事者経験というのか、そういうものを通じて国民が期待する裁判官像にできるだけ沿うようになってほしいという話ですから、私は当然身分は離れられ、戻れることを保障するしないはいろいろ形によって考えたらいいんだらう思います。

また今、石井さんがおっしゃられたように、戻って来ぬのがおるぞという御心配もあれば、それはそれぞれが選択される話ですから、戻って来る来ないは別の話だと思います。

要は、そんな意味で、経験とは何ぞやということをしっかり見極めることだと思います。今、我々が求めている研修だか他職経験だか知りませんが、そういうものの実質は何なんだということを中心に見極めた話じゃないといけないと思

います。いろいろ世間はやかましいことを言うから、とりあえずこんなことをやっておくということになったらいかなと思います。

それで、竹下さんにお尋ねしたいんですが、裁判所法 42 条の問題を竹下さんはどうされようとしておるのか、ちょっとその辺お考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

【竹下会長代理】私は 42 条に手を付けるということを考えているわけではなく、それとは別に、要するに判事補の期間中に多様な経験を積めるように弁護士事務所などへ行くということにしようということです。42 条は弁護士も通算して 10 年でよいわけですから、弁護士事務所へ行く、あるいはそこに書いてあるような他の法律職でもよいわけですね。

【高木委員】先ほど、冒頭の御説明では、すべての判事補が何らかの経験をということでしたね。

【竹下会長代理】原則としてですね、例外はあり得るかもしれません。

【高木委員】そういう意味で言えば、42 条がそのままだったら、判事補だけ 10 年でいいわけですか。

【竹下会長代理】だから、それは例外的にそういう人が出てきたときに、それは判事の任命資格を認めないというのは、私はおかしいと思っています。

【高木委員】例外的じゃなくなったらどうするんですか。

【竹下会長代理】別にそれはそれでよろしいではないですか。42 条を変えなくてもそれでいいわけなのです。

【高木委員】ちょっとそこのところはよく分かりませんね。今、要するに判事補だけ 10 年でいいと書いてあるわけですね。できるだけ、もっと判事補の人に多様な経験をしてもらおうということで議論しておって、法律も変わらなかつたら実質的に何が担保してくれるんですか。行くのが嫌だと言ったら、もうみんなそれで済んでしまうわけですか。

【竹下会長代理】いや、それはいろいろな

方法があり得ると思います。判事補について裁判所規則で何らかの定めを置くということもあり得ます。

【高木委員】これは失礼ついでに申し上げると、では臨司の報告書が判事補について、あるいは特例判事補についていろいろ書かれましたけれども、その後今日までどういうことになってきていますか。臨司ははっきり特例についても指摘していましたが。

【竹下会長代理】その問題はちょっと別ですよ。

【高木委員】判事補の在り方についても、臨司はいろいろな意見を出されました。少なくとも我々は、臨司の言われたことをクリアーして議論をしたいと思って議論に参加しておるわけです。だから、いろんなやり方があると言うけれども、我々が議論してきたこういう方向に向かおうじゃないかというものを、42 条を直さないで何が担保してくれるんですか。

【竹下会長代理】例えば、先ほどの任命選考あるいは諮問委員会の審査基準のようなもので、そういう多様な経験を要求するというのも、一つのやり方としては考えられるのではないですか。

【高木委員】もしそういうことで、じゃ判事補 10 年やった人が、私は任用されなかった、法律どおりやって何がおかしいんだというふうに言われたら、どう答えるんですか。

【竹下会長代理】それは、資格がある人はみんな通すということではなかったわけですね。先ほどの諮問委員会というのは、資格のある人の中で、適当な人、適当でない人を選び分けましょうという話ですね。ですから、判事補 10 年で法律上の資格があるけれども適当でないというのなら不適任であるという意見を述べることになるのではないのでしょうか。

【高木委員】私が言っているのは、資格のある人でも通す通さないという世界は確かにありますが、法定の資格を持っているのに、何で通してくれぬのですかと言われたときに、あなたは他職の経験がな

いから通さないということ、ルール化することが、法律に書いていないのにできますかということなんです。

【竹下会長代理】それは、どうでしょうかね。

【井上委員】それは、実質的に選別、あるいは選考ないし推薦するときに、何らかの基準をつくとすれば、それと同じレベルの問題でして、あとはその基準が合理的かどうかということだと思っています。それが合理的であれば、法律上も許されることだと思います。しかも、その基準のつくり方も、それがないと不利益に扱われるというやり方と、そういう要件を備えた人を優先する、要するにプラスの方に数えるというやり方もあるわけです。ですから、どれが一番実質ふさわしく、実効があるのかということであって、法律でなくても私は効果はあるのではないかというふうには思っています。

ついでにもう少し言っていていいですか。

【佐藤会長】さっきから水原委員、吉岡委員が。

【水原委員】その問題は、身分を離れるか離れないか、それから弁護士経験を必ずさせるかどうかということは、極めて悩ましい問題だと思います。しかしながら、ここで議論と言いましようか、意見交換しておる問題は、よりよい判事をどうやってつくっていくか、選んでいくかということだと思っ

確かに、一つの職場ですと、判事補なら判事補一途でやって 10 年経った方の中にも、勿論人によっては、世の中のいろいろな痛みも分かり、いろんな経験について物を読み、人から聞いて経験することもございましょうが、問題は、先ほど会長が読まれました、更に進んで判事となる者一人ひとりが、それぞれ法律家として多様で豊かな知識、経験と人間性を備えていることが必要であり、知識、経験等の多様化を制度的に担保する仕組みを構築する必要があるということなんです。私も、やはり制度的に何らかの構築をしておかないといけないという気

がいたします。

これは前に、私が例えばということで多様化のところで発言いたしましたけれども、検事の経験からいたしますと、やはり検事の職場の中だけで仕事をしますと、例えば、弁護士となる者がある、突然接見を求めてくることがあります。だけれども、これはアポイントを取っていないんだから待たせておくと、調べ中だから待ってもらえということ平気でやることも、若いときにはなかったわけではございません。私の経験も含めて申し上げますけれども。

ところが、廊下を通っていますと、待合室に何時間も待たされている関係者もいるし、それから弁護士もいらっしゃる。どうしてそんなに待ってらっしゃるんですかと聞くと、いや突然来ましたから仕方がないんですと。この痛みが分かるようになるには、やはりいろいろな経験を経る必要があろう。一番手っ取り早い話は、私は中坊委員、それから高木委員に常に盾突くわけではございません。おっしゃることは、そういう面を非常に強い面があると思います。やはり当事者経験を、その立場に立って経験することが極めて大事だという気持ちを持っている一人でございます。

それはやらなくたっていいじゃないかという、そういうすばらしい人もいますけれども、一般的に制度化するとするならば、そういうやはり身分を離れて弁護士になって、そして当事者の痛みを分かり、なるほど関係者というのはこういうそをつくのかと。それから、真実をしゃべっておるようだけれども、ごまかしをするんだなど。こういうことは弁護士に対してもうそを言います。これは間違いなくそを言うと思います。だけれども、そういうことを経験していない者が検事として仕事をしていいんだろうか、裁判官として仕事をしていいんだろうかという不安は、私は持っております。

そういう意味で、やはり他職経験を経ることが必要だという、最高裁判所の御

意見はごもっともではございますけれども、他職経験の中で裁判官が一番多く扱うのは何かと言いますと、これはやはり訴訟でございます。訴訟で当事者の気持ち分かるのか分からないのか、どういふところに真相があるのかというのは、その立場に立った者でないとなかなか分かりづらいんじゃないかという気がいたします。

というわけで、私は、もしできることならば、全員というわけにはいかない、同意がなければいけない、先ほど 42 条の問題がございましたけれども、身分保障の問題がありますから全員というわけにはいかぬでしょう、けれども、原則としては他職経験だけでなく、他職経験の中でも弁護士になって、本当に真相、世の中の真相はこんなものだということをお話してもらおう。そして、それを聞いて裁判に望むことが非常に大切じゃなかろうかなという気がいたします。

さはさりながら、身分保障がございました。42 条という問題もございました。私も 42 条は手を付けるべき必要はないのではなかろうかという気がいたします。身分保障があるために、無理に弁護士になりなさいというわけにはいきません。ただ、先ほど来、代理と井上委員がおっしゃったように、今度諮問委員会という制度ができるわけでございますから、ここで判事補だけしかやっていない者は駄目よというわけにはいきません。その中でも、やはりいろいろな経験を経ている人もおります。ことよつたならば、仕事の関係でどうしても弁護士に行きたいけれども、弁護士に行けなかった場合、そういうことも考えておかなければいけないでしょう。そうなりますと、やはり原則としては、できる限りみんなが、年限はどれぐらいになるか分かりませんが、弁護士としてその経験を積むことが望ましいんじゃないかという気がいたします。

だけど、これは飽くまで、先ほども申しましたように身分保障等の問題もござ

いますし、強引にというわけにはいきません。そういう感じを持っております。厳しいことを申しましたけれども、やはりそのことは検事に対しても当てはまることじゃなかろうかという気がいたします。こんなことを言ったら、法務省から直ちに抗議が来るかも分かりませんが、私の経験からしてそう思います。

検事の場合は、相当厳しい決裁官が、先輩が仕事上の権限として厳しく指導することができます。徹底して。真相というのはお前ここにあるんだぞ、こういうふう調べて見るよということを徹底的に教育、訓練をすることができますけれども、それでも私は限られた範囲内における知識、経験は、それでいいのかなと、余りうぬぼれては困るなという気がいたします。

以上です。

【北村委員】今のに質問させていただいてよろしいですか。今、水原委員がおっしゃったことと、中坊委員が前から判事から判事をというふうにおっしゃっていることと、どう違うんでしょうか。今、水原委員のお言葉をずっと詰めていくと、弁護士の経験が必要だということになると、判事は弁護士から行けばいいんじゃないかという考えと、どこが違うんでしょうか。それを教えていただきたいと思うんです。

【水原委員】それは先ほども申しますように、例外としては判事補だけで判事になることも道は残されるわけです。原則として、できる限り弁護士経験を何年間かやるのは望ましいということでございます。それをやらなかった者は判事になれないのかということとなりますと、それはそういうことじゃございませんよということですよ。

【佐藤会長】お話を伺っていて、中坊委員のお考えとある種の共通の基盤があるような気がしました。掘り下げれば、違うところもあるのかもしれませんが、やはり権力といいますかそういう立場を離れて国民の生活に直接触れる、そ

ういう機会を持った方がいいんじゃないかということですね。水原委員の御意見を誤解しているところもあるかもしれませんが、そういう点では共通の基盤があるように受け止めました。

【竹下会長代理】水原委員に伺いたいのですが、それは弁護士事務所であればいけないという御趣旨ではないのですね。

【水原委員】私は、やはりできる限り弁護士事務所と。

【竹下会長代理】できる限りというのは、そのとおりだと思いますが。

【水原委員】それに決めてしまうというのは、ちょっと問題があるのかなという気がいたします。多様な経験を積むことが必要なだけでも、だけれどもやはり裁く立場というのは、訴訟の当事者と言いましょか、関係者、これと直に接触する機会を、ある時期を持った方が望ましいということでございます。必ずということではございません。

【竹下会長代理】実は、現在私がお引き受けしている他の仕事と比較的関連の深いことですが、立法を担当する仕事に今、判事補の人がかなり関与しておられるわけです。私は、これは、判事補の他職経験としては非常に貴重なものだと考えているわけなので、そういう人については、別に弁護士事務所に行かなくても、当然に判事に適任であると考えているものですから、水原委員のお考えがそういう考え方と抵触するのかがどうか伺いたかったわけです。

【水原委員】それは抵触しません。だから、できる限り弁護士経験ということでございます。私は、検事もとまでは言いませんけれども、検事もそれが望ましいだろうなという気がします。

【佐藤会長】吉岡委員、どうぞ。

【吉岡委員】水原委員が望ましいとおっしゃったのは、共感できるところだと思います。やはり、私は、弁護士自身が裁かれる立場とは思っていないんです。中坊委員はそうおっしゃるけれども。裁かれる立場の人の代理人になるということで

すから、裁かれる立場の人の気持ちだとか痛みだとか、そういうことが一番よく分かっている立場にある人だと思います。そういう意味では、やはり一番身近で痛みや喜びや悲しみを感じてくださるという、そういう経験というのは、裁判官になる場合も非常に重要だと思います。そういう意味で、一定期間弁護士経験がある方が望ましいということは私も同じ考えです。ある方が望ましいとするか、あるべきだと言うかというのは、ちょっと違うところですけども、そういうふうに思います。

今、判事補の他職経験をどうするかということ論じているわけですが、そもそもなぜ判事補が他職経験をしなければいけないとみんなが考えているのかという、そのところが、大分昔の話だったんで少し議論から抜けているのか、もうそれは既定のことというのか分かりませんが、やはり司法研修所を終わってすぐに判事補になってしまう、それでほかの経験をしないまま 10 年して、それで判事になってしまう。しかも、判事の給源としてほとんどが判事補だという、そこがいびつだということが、もともとの問題点だったと思います。

そういうことで見た場合には、42 条ですか、そこでは判事補が判事になるということだけではなくて、検察官も弁護士もということが言われておりますから、先ほどどなたかが判事補だけではなくて弁護士も検察官も含めて他職の経験が必要だとおっしゃった。それも分かるような気がいたします。

ただ、一番問題なのは、判事補が 10 年間、とにかく途中で特例にほとんどがなるんでしょうけれども、そういう一つの決まったコースになってしまっているという、そのところを考えなければいけないと思いますので、そういうことから言うと、判事補という身分のままで研修をするということでは、本当の意味での他職の経験というのには遠いものになってしまう。やはり、そもそもの原点を

考えると、むしろ司法研修所を終わったときには何にでもなる可能性があるという、そういう状況でスタートするということになると思うんです。数から言えば、弁護士が一番多いだろうということだと思いますが、余り弁護士の経験を条件にするということ、きちっと決めてしまうと、それもいろいろと問題があるということは分かっていますので、そこまできっちりしたものにするということは申し上げませんが、基本的にはそういうことなので、さっき石井委員から、工学部の場合にこうこうというお話がありましたけれども、卒業して弁護士事務所に行き、その弁護士事務所ですごくやりにくいがあると思った人は判事にならなくてもいいのだし、それがその人にとって一番いい道かもしれない。そういう幅を持って考えた方がいいと思います。

【井上委員】私の考え方を申し上げます、先ほど竹下先生が法律家としての成熟と言われましたが、判事にふさわしいような幅広い視野とか視角、違った視角からものを見るとか、そういうことが中身になって成熟していく。そういう意味では、私は実際的な視点から見ても、弁護士事務所について経験を積むというのが本流と言うか、そういうふうになるだろうと思いますし、それがまた望ましいだろうとも思うのです。

ただ、先ほど北村先生とか何人かの方が言われたように、そこでもしかし、法曹という仲間うちにとどまるわけですので、それとは違った経験とか視角というものも持ち込んだ方がいいだろう。そういう意味では、主としては弁護士事務所であっても、それ以外のところを排除するのはどうかと思うのです。本当を言うと、一人の人にいろいろ経験してもらった方がいいのかもしれませんが、それは無理ですので、一人の人は一種だけの経験であっても、そういういろんなバックグラウンドの人が集まって一緒に裁判所の中で仕事をやる。そのことによって全体で多様で多元的な、あるいは

は足腰の強い裁判所というのがつけられると思うのです。

その場合に、皆さん弁護士事務所の方を専ら議論されていたのですけれども、法曹以外のところの企業とか行政だとか、いろんなことがあると思うのですけれども、そういったところに出るときに、先ほど高木委員がおっしゃったように、数か月、しかも身分を持って給与も裁判所からもらいながらというのでは、お客さんでしかない。そのところは、やはり弁護士事務所と同じような期間、身分を離れてやるべきだと思うのです。そこで起こってくるのは、先ほどちょっと触れました通算の問題ですが、その点は、通算するとき、例えば、企業で法務的な仕事をやっている人は、それをカウントするというような制度に改めるか、あるいは、皆さん一たん弁護士に登録する。これから恐らく企業内法務だとか、行政でも弁護士資格を持った人が関わる必要が高くなると思いますので、そういう形にしていくということも考えて、そうするために、公務員法だとか、いろんなところも手当をしないといけない。そういういろんな手当を整備するというのを前提にして、身分を離れさせるということも考えてもいいのではないかと思います。期間の点も、長短いろんなお考えがあると思うのですが、その趣旨にふさわしいような、やはり実質を伴った期間ということが必要なのではないかというふうに思います。

【藤田委員】議論を伺っております、ほかの問題もそうなのですが、現在の制度をどう認識し、評価するかという点の前提の立場の違いが非常に出てきているように思うわけでありまして、判事補から判事になるという制度が基本的な欠陥があり、根本的に変えなければいけないという前提で論ずる場合と、私のように、それなりの評価を国内的にも国際的にも受けているという前提で、それをよりよくするためにはどういう改善策があるかという視点で考えている場合とでは、今

の問題についても非常に変わってくるんだらうと思います。

私は前から申し上げているわけですが、現行の制度で事足りりとしているわけではございませんで、何らかの形で今の裁判官制度をよりよくしなければいけないと考えておりますけれども、人間性の問題につきましては、これは個人の問題であって、弁護士経験があつて、非常に人間性に富んでいる方もあれば、そうではない方もおるし、裁判官も同じであります。

長年の弁護士経験の末に裁判官に任官して東京地裁の部総括、あるいは裁判所長、高裁の部総括もやられた高木新二郎弁護士が、判例タイムズの 1,014 号に『法曹一元を実現するために』という論文を書いておられます。法曹一元論者でございます。その中で、弁護士経験と裁判官の職務との関係に触れているところがありまして、自分の経験からすると、弁護士経験があるからといって、裁判官の判断として省略できることは何一つなかった。弁護士体験があればそれでいいのではなく、密度の濃い弁護士経験が役に立つのであるし、弁護士体験を含めた真摯な努力を積み重ねた人生体験が役に立つのである、極言すれば、弁護士体験が欠かせないのでなく、真摯な人生経験が必要なのであって云々と、こういうふうなことを言われております。

そういう意味で、必ずしも弁護士経験がなければいけないということではなくて、それぞれの人間性の問題ではなからうかと思うわけではありますが、しかし、制度として考えれば、経験を多様化して、よりよくしていくということが必要であらうかと思ひます。

口幅つたいことを言わせていただきますと、私は判事、検事、弁護士、全部経験がございます。弁護士は前に中坊委員に駄目弁護士と言われましてけれども、法廷に立ったこともありますし、警察、検察庁に被疑者に面接に行ったこともあります。弁護士もスーパー弁護士ばかり

ではないわけでありまして、そういう意味での弁護士経験があると言える。検事は、検事に転官はしましたけれども、捜査や公判はやっていないので、水原委員に叱られるかもしれませんが、現在も法務省の委員会の仕事をしておりますから、法務、検察の雰囲気程度は分かっている。私にとって特異な経験は、検事に転官して総理府に 5 年出て、仕事の内容はかなり法曹的な仕事ではありませんたけれども、通産、建設、厚生、環境から出向してきた人たちと一緒に仕事をしまして、行政の実態もある程度は分かっているわけでありまして、この経験から言いますと、法曹三者以外のところの行政庁の経験というのは、私にとっては非常にプラスになりました。

法曹三者、高木委員から何であんなに仲が悪いんだと、言われておりますけれども、仲が悪くても、しょせんは一つ穴のむじな的なところもございます。ですから、そういう意味では、法曹三者以外のところへ出て、法曹三者を外からながめるといふ体験は、非常に私にとってはプラスになったわけでありまして、弁護士体験も勿論いいんでありますけれども、そういう多面的な経験というものを判事補のときに経験するのが、むしろいいのではないか。

仮にその一つとして弁護士事務所に行く場合に、裁判官のままでどうかと言われると、やはりこれは問題なんで、前にも一度渉外事務所に研修という形で派遣された判事補がいるんですが、結局弁護士として法廷に立てないということになりますと、そう大した経験が積めないということで、確か一人か二人だけで終わったと思うんであります。そういう意味で、やはり弁護士という資格で弁護士の仕事をするということが必要だらうと思ひます。

ただ、これを判事の任命資格で法定しますと、判事になりたければ、それをやればいいじゃないかと言ひながら、今のキャリアシステムというものを前提とし

ますと、間接的に裁判官をやめることを強制することになりますから、やはりそれは問題ではないか。私のように基本的にどうしても判事補以外の経験を持たなければ任命できないというような制度認識ではございませんから、そこまでやらなくてもいいのではないか。もし、駄目な人がいれば、先ほどの選任の諮問委員会のところでチェックすればいいのではないか。こういうふうと考えております。

以上でございます。

【佐藤会長】そうしたら鳥居委員。

【鳥居委員】ちょっと極論かもしれないんですが、私はこの判事補問題というのは、本当の解決、あるいは本当の意味での改善は、裁判所法の5条、27条、42条に手を付けないでは本当はできないことなんじゃないかと思っています。しかし、百歩譲って、今まで行われた議論を受けて考えるとすれば、判事補は官であることがさっき確認できましたので、判事補への任官というのをいつするのかという議論は、やはり避けては通れない。司法試験に合格し、司法修習を終えた段階で今は判事補に任官していますが、その任官の一手手前で、今我々が議論しているような様々の経験を積むという期間を置くというオプションも考えられるはずなんだろうと思います。それは今までは議論していないと思います。

それから、仮にそれも百歩譲って、直ちに任官する現在の判事補制度を容認するとすると、他職経験というのは私は、やはり是非必要だと思いますが、分類してみると、それは刑事訴訟の原告たる検察の仕事、それから被告の弁護に当たる弁護士の仕事、民事訴訟の原告側、被告側の仕事、あるいは行政訴訟の原告側、被告側の仕事と、そういう裁判に絡む、いろいろな経験をできるだけ積むと同時に、まだ我々が今日議論していないのは、裁判官そのものの補佐的な仕事をどうするのかという、今まで日本の裁判所のシステムとして、やはりちょっと弱いと言うべき部分をどう補うかという、分かり

やすく言うと、ロークラークとか、裁判所の調査官とか、あるいは裁判官の補佐官と言いますか、そういう仕事を制度化して、その仕事も他職経験の一つとして考えるということが必要なんじゃないかと思います。

それに加えて、私がいつも申し上げていきますように、日本の政治とか経済とか社会の国際化の中で、それに耐えられるような経験というものも積んでもらうということが必要なんじゃないかと思いません。

そのようなことを考えたときに、特に弁護士事務所へ行ったり来たりするとき、官と民の間を身分が行ったり来たりすることが、先ほど来問題になっているわけです。これは、実は2年ぐらい前まで、私立大学の大学教授が役人になるといときには、本当に大きな壁があってどうにもならなかったわけです。役人である間は、大学を退職してくださいというわけです。しかし、最近ではいろんな制度を各大学が考え、かつ人事院の方もそれを認めるというふうになってきているんです。

一つの例を御紹介しますと、私のところでは転籍制度というのをつくってあります。転籍制度というのは、完全に私の大学をいったん辞めるんです。現在でも総務省とかいるんなところに行っている者がいますけれども、完全に公務員になるんです。ただし、2年後にカムバックしたときに、全く普通に大学の方にカムバックできる。その間の転籍期間中は国の側からは大学を退職していると思えずと、そういう制度がお互いにもう認めざるを得なくなって、今は成立しているんです。こんなことは割と簡単にできるんじゃないかなというふうに思います。

【佐藤会長】今の点ですが、行政改革会議で経済財政諮問会議とか何かを考えるとときに大きな問題になりました。大学から人が来てくれるのかと。やはり人事の交流ができないと、いかに理想的に描いても画餅に帰すのではないかというわけで

す。非常に大事な点かと思えます。
特例判事補の問題や期間の問題が出ましたが、そろそろこれらの点についても、何か。

【中坊委員】私は言っていることに固執するようすけれども、先ほどから言っていますように、現行法、裁判所法 42 条の規定によって給源は、やはり弁護士も検察官もみんな判事になれるということになっておったわけです。多様性や可能性は全部帯びておった。にもかかわらず、なぜ判事補だけが給源の主なものになってきたかという反省の上に立って、今この物事を考えないと、我々は今、その弊害を、それじゃこの審議会で考えるのかと、だからそれをほかの職業にもっと就くべきではなかったかというようなことを議論していると思うんです。

そうすると、確かに身分を、裁判官というのは憲法上身分の保障があるんだから、意に反して他の職業をやってこいということは言えないかもしれない。しかし、裁判官を任命するというときには、他職経験を条件にするということは可能なんです。今言うように、判事補だけ 10 年やったから裁判官にするということはしません。そうでないと、我々は運用の問題ではなしに、まさに今まで中間報告の中で、制度的に担保するものをつくらうということにしているわけですから、私はやはりそこで判事補を 10 年間しても、判事にはなれませんよということを、ここで制度として明確に打ち出さないと、今までの 50 年間の長い年限の間の問題点というものを、除去するののかということにはならない。

だから、私は今言うように、判事として任命するときに判事補の経験だけでは駄目ですよ、他のいろんな法律実務、それは私は別に弁護士に必ずしも限られることはないと思うんですけれども、けど少なくとも、このことをやってくるといことが必要ですよということは、きっちり決めないといけない。私はそうしないと結局は、先ほどちょっと高木さん

から臨司の意見書の話もありましたけれども、判事補は一人で裁判をしていけないとか、特例判事補はすぐなくす、いろんなことを言ったけれども、結局やはり実行されなかった。だから、やはりここははじめをつけるという意味においても、判事補を 10 年やれば、それだけで判事になれるんだという原則はこの際変えないといけない。私は今回の裁判官の任命手続としての、むしろ判事補というは、まさに判事の補佐としてのロークラークのような性格のものとしてとらえて、それも確かに 10 年の間の経験の一部にはなるけれども、それだけではいけませんよということを明確にうたうことが必要なことではないかと思えます。

【水原委員】今の問題ですけれども、最高裁判所の御意見の中にも、原則としてすべての判事補が任期中に留学、あるいは外部派遣制度のいずれかに参加する機会を持つことができるように検討したいということでございますので、その検討結果をやはり見守る必要があるのではなからうか。

【佐藤会長】今の点は、最後に締めくくらせていただきたいと思えますけれども、時間の関係もありますので、特例判事補の問題について何か御意見をちょうだいしておきたいと思えますが。いかがでしょうか。

【中坊委員】私は先ほどから言ってきましたように、判事補で特に多くの人たちが大変な疑問を持っているのは、研修所を終えて判事補に採用されたらすぐ何らかの意味で裁判ができるという、すなわちたった 1 年半の修習さえ終われば、今度は突然裁く立場になるという問題がある。今でも仮処分なり令状発付なりができる、ここにやはり 1 年半でできるのかというところに基本的な問題がある。それが、半ば制度化してきたのものが特例判事補という制度だと思うんです。

今は、私たちが問題にしているように、いろんな多様な経験が必要だと言うておるのに、実務経験は何も要らない、ゼロ

でよろしいということが基本的な問題ですから、それを制度化した特例判事補制度を、しかも当分の間と言われたのにもかかわらず 50 年間もそれが続いているということ自体が、やはり一つの大変な病的な現象であって、それが今おっしゃるように、弁護士からの裁判官のなり手が少なく、あるいは今の数が少ないからということが大義名分になっていた。それに対して我々としては、前回も言いましたように、裁判官の大幅増員、これがもう少しこれから具体化してくると思うんですけども、そういう中において、これを見直そう。法曹資格というか、司法試験の毎年の合格者を 3,000 人に早急に実現して弁護士改革もしていくわけですから、当然のようにそれを前提とした議論になれば、やはり特例判事補というような制度は、直ちにということはあるいは無理かもしれないけれども、とにかく廃止するという方向だけは明確に出して対応していかないと、今の裁判制度における大きな問題点が解決しないと思います。

【佐藤会長】はい、藤田委員。

【藤田委員】前に申し上げましたけれども、戦前の裁判官制度では予備判事という制度がありましたけれども、直ちに裁判官になって職権の制限はなかった。5 年ぐらいで東京地裁裁判長として仕事をしているということであった。それがアメリカ的な考え方で判事補という制度が戦後入ってきたんですけども、全く裁判官制度の違うアメリカ的な考え方を入れた、この判事補制度というのがよかったのかどうかという点も問題だろうと思います。

ドイツ、フランスにしても、いずれにしてもキャリアシステムを取っているところでは、こういうような中途半端な制度はない。現実にそういう点の制度を動かしていくときのギャップというか、矛盾というのがあることもあって、特例という制度は出てきたんではなかるうかというふうに思うわけです。

したがって、特例判事補というような制度ではなくて、7 年なり 8 年なり経ったところで判事に任命すると、現在は 5 年経って特例が付いた判事補が一人前の判事と同じ職権で仕事をしているわけですが、離島・僻地の支部長はほとんど特例判事補によって支えられている。それで、現実にそういうところで特例判事補が非常に大きな機能を担って、地方での司法を支えるために頑張っているということもあります。そういう意味で特例という制度をいきなりなくすということが不可能であるならば、7 年なり 8 年なり経った段階で判事に任命することを考えてはどうか。そうすれば、今は 10 年の任期中はやめさせられないわけですが、7 年なり 8 年なりで判事の任命資格を取ることができると言えば、そこでふるいに掛けられるという面もあります。そういう意味で諸外国の制度との整合性ということも考えれば、特例制度というのを手直すということも考えてはいいのではないかというふうに思います。

【佐藤会長】はい、高木委員どうぞ。

【高木委員】今の藤田さんの話は、これは議論としては全く逆さまの話じゃないかなと思います。我々は 21 世紀の、これからの日本を支える裁判官はどうあるべきか、判事とは何なのかということ議論してきて、今以上に質の高い裁判官というのをどうやって獲得していくかという議論をしてきているはずです。今の話を聞いていたら、逆に判事の資格要件を緩和しようというお話で、7～8 年経ったら判事にして良い、だから 10 年はもう要らないんだというお話にも受け取れるわけがあります。それはアメリカの感覚が入った話かどうか、私は歴史的な経緯はよく存じませんので、受け止め方に齟齬があるのかもしれませんが、大審院の判事に相当するレベル、すなわち戦前のルールで 10 年の法律家経験が求められていたことなどを踏まえたものとして設定されたと聞いています。勿論、違憲

立法審査権等も係わった議論もあったのだと思います。

この 10 年という期間にいろんな意味が込められて、重さもあり、任期もそれぞれ 10 年ずつということになっているわけです。今のような離島をカバーしておくから大切なんだとか、そういう論理でこの 10 年を簡単に変えるという話でいいのか、私はそんな話ではないと思います。

今のお話を聞いてまして、そういう感覚やアプローチで特例判事補問題を時限的なものだ、テナティブに体制がないから、こういう仕組みはやむを得ないんだということをつくっておいて、これを何十年も続けてきた。そのことの兼ね合いも含めて、今のような議論は私は全くおかしい話じゃないかと思っています。それから、特例判事補の皆さんが離島をカバーしておくなんて、離島の人や僻地の人に非常に失礼な話だと思います。離島に行き手がないから、こういう人たちが行っておるなんて言って、離島の人から聞いたら怒りますよ。離島にはそういう一人前でない特例判事補の対処でいいのかと、そう言われたらどう答えるんですか。

【藤田委員】それは特例判事補が能力的に劣っているという前提でしょう。私はそうじゃないんです。

【高木委員】能力的に劣っている、劣っていないは別にして、中には立派な人もおられる、頑張っている人もおられるでしょう。しかし、論理的には全く別の話だと思います。

【藤田委員】中にはではなくても、判事と同じレベルのものはたくさんいるわけです。

【高木委員】だから、10 年ということをもって判事にしようというルールをつくって、それを大切に、更にそれをきちんと担保しようじゃないかということを行っているわけです。

【藤田委員】だから、10 年経てなければ職権の制限のある裁判官にするという制

度は、外国には例はないんです。アメリカ的な考え方で入ったんだろうと思いますけれども、それ自体の合理性は私は問題であると、そういう前提で申し上げている。だから、離島でレベルの低い裁判官でいいなんていうことは全然考えてない。むしろ全国的なレベルの司法のレベルを維持しているのに、特例判事補が貢献していると言っているわけですよ。

【高木委員】だから、立派な人もおられるかもしれないけれども、特例判事補が全部が一人前だとおっしゃるわけですか。

今、ドイツやフランスのことを、確かに年限の切っていない裁判官としてのキャリアシステムの国に対し、我々の国は 10 年というのを単位にして考えておる国で、その 10 年という単位を区切った形のものを極めてキャリアシステム的に運用してきたのが、日本の裁判所であると言って良いと思います。そういう仕組みと運用がかみ合っていないから、いろいろ直せるところがあったら直しましょうという議論をしておるわけだろうと思います。

【藤田委員】制度の合理性を申し上げているんです。

【中坊委員】でも、ちょっと待ってください。今の 10 年間というのは基本的に憲法で定められているんです。10 年間というのは、そしてこれが我々の議論の、それがそもそもアメリカから入ってきたことで、おかしなものの発想だなんてものを言い始めて、そして議論をもし始めるということになったら、これは本当に大変なことになってしまうと思います。議論の前提が我々としては、やはり日本国憲法の下にあって、いろんな 10 年という単位も事実、言っている。

しかも、藤田さんのおっしゃるように、特例判事補であるから、それじゃ本当に僻地であったとしても、今度も公設事務所ができて他地域の弁護士がその弁護士になっていってます。本当に弁護士が、今の判事補が、ああいうような独占するような格好になっているから弁護士任官

がいけないんであって、そうでなければ行きますよ。公設事務所が石垣島にできれば弁護士は行きましたよ。だから、何も特例判事補があるから過疎地の裁判ができていたんだというような発想そのものが、私には極めて偏った考えに思える。しかも現行の制度を前提として、それは藤田さんとしてのお気持ちはよく分かるけれども、しかし、それがいい制度だというようなことは、納得できない。そうだからこそ、これだけは当分の間とか言われてきた特例判事補制度が長続きして臨司の意見書でもそういうふうな廃止の方向が出てきたものを、今度は逆に、7年とか8年にすればいいじゃないかという、こういうのは高木さんのおっしゃるように、私も極めて、やはり暴論に近いお考え方じゃないかと思えます。

【井上委員】確認しておきたいと思えますけれども、憲法では裁判官として10年ということであって、判事補として10年ということではないのですね。裁判官としての身分保障が10年あるということとして、そこはちょっとずれがあるということですね。

もう一つは今、現行の制度を前提とすることを強調されますけれども、その現行の制度の枠組み自体も見直そうじゃないかと、ほかのところではそういう議論だったはずですね。ですから、その意味では、私は中身の当否は別にして、藤田委員のような発想というものもあり得ると思うのです。

問題は特例判事補なのですけれども、私も何度も申し上げているように、特例判事補という制度自体は、やはり非常救済的な、あるいは臨時的なものとしてつくられたので、その意味では、いろんな条件整備が必要ですが、将来的にと言うか、できるだけ早くかもしれないけれども、廃止する方向の方がいいと思うのです。

ただ問題は、実質、実態の問題だと思えるのです。私も自分の経験から申しますと、特例判事補の人たちの研修などに付

き合ったことがありまして、特例判事補といっても、なった直後の人と、終わりのころの人とは大分違うのですけれども、私の感じでは、判事の方たちと比較すると非常に失礼なのですが、ある意味では非常にやる気があって輝いている時期なのです。そういう意味では、10年というのも今すぐかどうかは別として、その合理性等を見直すということもあっていいのかもしれない。

もう一つは、さっき竹下先生がおっしゃったように、判事補の人たちの士気なのです。他職を経験するということを前提にして、その期間を2年なら2年、あるいは3年なら3年として、それを差し引いても7年そういう仕事をするということ、なかなか士気の維持というのは大変だなというふうにも思うのです。これは副次的な問題ですが。

もう一つ、弁護士任官との関連で、弁護士を10年経験してはじめて任官できるということは、これも前にお話ししたとおりで、その辺はもう少し短くてもいいんじゃないか。実質非常に、それによってレベルダウンするということだったら今の制度を維持するべきなのですから、その辺は虚心に、ある程度時間を掛けて検討してみる価値はあると思うのです。

【中坊委員】私は先ほどからも言っているように、判事、判事補まで含めた裁判官も、まさに司法の中核なんです。一番いい人がなるべき職業なんです。だから、私の言うように、確かに法曹になって、弁護士なら弁護士あるいは検察なら検察、その中で本当に一番いい人がなってもらわなければいけないので、若いときが一番士気がいいんだというような議論には決してならない。

今、言うように多数決で決まることに抗して、道理を持って判断しなければいけないというようなときに、経験がなくなってしまうか。それは私だって今度は逆に言ったら弁護士を10年間もやった大勢のイソ弁も見ております。また、裁

判官だって預金保険機構へ行ったのも何人かを知っています。それはそれぞれ立派ですよ。しかし、やはり経験ということから言えば、そういう経験を経てくる中において初めて学んでくるわけですから、その期限というのは絶対に必要な期限だし、その中からその経験を踏まえて一番いい人が中枢として司法を担うと、とにかく両方の言い分を聞いて裁くんだからと、裁かれた経験も何もない人が突然出てきて、それは士気があるからって裁く人となったりしたら、それこそたまったもんじゃありません。

【高木委員】今、井上さんが特例判事補となるのは魅力とおっしゃったけれども、そういう面は確かに慣行的にはあるのかもかもしれませんが、そもそも裁判所法上は判事補というのは、そういう位置付けなんでしょう。だから臨司のさっきの話じゃありませんが、ああいう御意見が出てきておる。それを逆に特例ということで、そういうふうに出てきた副産物がある種の魅力になっているという議論だと思っんです。ちょっと言い過ぎかもしれませんが。

【井上委員】それは言い過ぎですね。

【高木委員】そういう意味から、今も議論しておりますように、弁護士等の仕事も経験されたいいんじゃないですか。そういう意味では、10年間ずっと判事補の仕事をするわけではない、経験の多様化をやらうと言っているわけです。

だから、例えば、高裁の調査官なんかには、まだなっておられる人がいないとか、そんなようなことでいるんな判事補の今の仕事の中身を見直すことだってできるはずでしょうと。そういうことで特例判事補、ひどい言い方をしたら、便宜的につくってきた仕組みが魅力だから、それを直すのは駄目だという論理に魅力論を持ち出したらおかしいこととなってしまいます。

もう一つ、7、8年で変えていってもいいじゃないかという話、それは憲法の問題やらいろいろ出てくるのかもしれない

せんが、要は個々の特例判事補の人、判事補の人に非常に優秀な人も、頑張っておられる人もおられると思うんです。そういう人をこういう議論で余りスポイルしたらいかぬとは思いますが、問題は個々の裁判官の資質、能力の問題というよりは、判事の資質、能力の最低限というのをルールのどこに担保するかという話で、だから今お聞きしておるように、裁判所法 42 条の現行 10 年というのを変える理由が、どれだけ合理的に理由ありとされるのか、その辺逆にお聞きしたいなと思って、今の議論を聞いていました。

【井上委員】だから、そこを虚心に検討してみる価値はあるのではないかということなのです。あるというふうに言っているわけじゃなくて、そういう意見もあり得るのではないかということなのです。

【竹下会長代理】それから、藤田委員の言っておられるのは7年なら7年、8年なら8年経ったらみんな判事になるということではなくて、その中で選別をして優秀な者ならば一人前の判事として裁判ができる判事にしてもよいのではないかということではないですか。

【高木委員】一人前とは何ぞやということなんです。

【竹下会長代理】そうですね。だけど、10年経たないと一人前にならないのだということも、またこれ一種の先入主みたいなものですね。現在の法律はそういう考え方でできているというのはそのとおりですけども、それは絶対動かせないものかということ、必ずしもそうでもない。

【高木委員】動かせないものでも、絶対というものはないわけですから、それはニーズがあればいいんだろうけれども、今の議論の仕方は論理が逆さまだと思います。魅力が必要だから論理が逆さまでも何かすべきという話はおかしいと思います。

【佐藤会長】大体議論は出尽くしたように思います。いろいろなお考えがあるということが分かりましたけれども、しかしかなり共通の基盤も強く出てきているん

じゃないかという思いもするんです。もしお許しいただければ、そろそろ締めくくらないと。あと人事評価の問題ありますけれども、今日はもう時間がありませんので、それはあきらめたいと思います。この給源のところについては、こんなところかなという取りまとめを。

【水原委員】その点について1点だけよろしいですか。

これはできる限り弁護士経験を踏むことが望ましいだろうという意見を申しましたけれども、これは相当の数の判事補が弁護士事務所に行くことになります。そうなりますと、個人事務所との交渉ということではとても問題が大きく残ります。これは、弁護士会と裁判所とのよほど緊密な連絡がないと難しいでしょうねということ、一言だけ申し上げておきます。

【佐藤会長】そのとおりで、これをやるということは、従来とは相当違った局面に入るんだという認識が必要だと思います。

よろしいでしょうか。

【鳥居委員】今日で、これは終わりなんですか。

【佐藤会長】人事評価の問題は今日全然入れずに残りますし、それから後でお断りしようと思っていましたけれども、中間報告で触れていますように、最高裁判所の裁判官の任命の在り方についてもやはり考えるべきで、それも今日は残ることになります。ですから、これらについてどこでどう議論するかについては、また考えさせていただきたいと思います。したがって、今日ですべてが決まりましたと申し上げつもりは全くありませんので、その点は御了承いただきたいと思えます。

先ほど、最初に中間報告、それからヒアリングについて言及しましたが、それを経て今日いろいろ意見を交換していただいたわけでありませう。

まず第一に、これまでの運用についての評価は様々あり得るだろうと思えます

けれども、ここではこの点に關しどう評価するかについて直接の課題とするのではなくて、21世紀の在るべき司法という観点から見た場合に、判事補のほとんどすべてがそのまま判事となり、事実上判事の主要な給源となっていることは、裁判所法本来の趣旨に照らしても必ずしも適切なものではないということについては、大体共通の認識、理解があるのではないかということでありませう。

そのような共通の認識、理解の下で、改革の具体的な方策について検討した結果、まずは判事補に、原則としてという言葉でいいのかどうかは自信がありませんけれども、原則として弁護士など他の法律専門職等、これには民間も行政庁も含めているつもりであり、勿論検察、あるいは法学者でもいいわけですが、弁護士など他の法律専門職種等の職務経験を積んでもらうということを制度的に担保する仕組みを整備する必要があるのではないかと、大体この辺のところに落ち着いたのではないかと気がいたします。

そこで、その制度的担保の仕組みとして具体的にどういう内容のことを考えるかということになります。

一つは、いろいろ意見がございましたけれども、真に実のある経験と言いますが、そういうことをしてもらうためには、裁判官の身分を一応離れて、他の法律専門職等の職務に就くこととするべきではなからうかということでありませう。これは、北村委員もおっしゃった意識の問題だろうと思うのですが、離れることによって意識が徹底するということもある。そこは理解がいろいろあるかもしれませう。

2番目に、その職務経験は相当程度の期間のものであるべきだということでありませう。4か月とか半年とか1年といった期間は、あるいはちょっと短過ぎるかもしれない。日弁連の御主張では5年だったですかね。この辺、今のところでは相当程度の期間というようにさせていただきたいと思えます。

3番目には、原則としてすべての判事補が、この仕組みによって他の法律専門職等の経験を積むことを制度的に担保することを考えたかどうかということであり、42条の改正をすべきかどうかについては、いろいろな考え方があると思いますけれども、今日の段階では制度的に担保するということでとどめておきたいと思います。制度的担保と言いましてもいろいろな仕掛けがあると思うんです。今日の段階はこの程度でいかがかというように思っております。

そして、これに関連してですけれども、判事補についてこういう方向で考えるとすれば、弁護士、検察官等から裁判官に任官しようとする者についても、例えば、判事補とか、あるいは後でちょっと触れますけれども、また、鳥居委員がおっしゃったことですが、調査官などとして裁判所内部での職務経験を積んでもらうということも同様に、経験の多様化として貴重なものがあるんじゃないかということを付言しておきたいと思います。

第二に、今日はもう当然のこととして直接御議論いただきませんでしたけれども、従来から課題とされてきた弁護士任官についてであります。最高裁もヒアリングで今後推進すべく努めたいと言っておられますし、日弁連も従来は個々に任せてきたけれども、弁護士会として責任を持って取り組みたいというように述べておられるわけがあります。審議会としては、両者のこうした姿勢は非常に歓迎すべきことであると思われまして、私個人としても非常に心強く思っている次第です。願わくば、両者が具体的に話し合われて、実効性のある措置を打ち出していただきたいというように思います。先ほど申し上げたように裁判官が身分を離れて弁護士事務所等に行くというのは、水原委員がおっしゃったように、裁判所と弁護士会両者の緊密な連携がないとできる話じゃありません。このところでも、両者の緊密な連携の必要という同じような課題があるんじゃないかと

いうように思うわけでありませぬ。

さらに、検察官や法律学者からの判事への任官についても、できるだけ推進すべきだということについても、審議会として御異論のないところかと思えます。

第三に、最後に御議論いただいた特例判事補制度についてなんでありますが、これは元来裁判官数の不足に対処するための当分の間の措置であったということ、法律上も当分の間というように書いてあるわけでありませぬが、そういうこととか、あるいは、十全の権限を行使する判事には、法律専門家として10年以上の経験、これも裁判所法の言っているところでありませぬけれども、10年以上の経験を要求している裁判所法の趣旨に照らせば、段階的に解消する方向で考えるべきではないかということでありませぬ。いかにして解消するかということについては、先ほど来、御意見の違いはありませぬけれども、そのことも含めているんなやり方を具体的に検討する必要がある。一気にできる話じゃありませんので、やはり段階を踏んでやっていかないと。判事を大幅に増やすわけですから、その中で段階的に解消していく方向で考えるべきではないかという辺りのところで、今日のところは引き取らせていただければと思えます。

【北村委員】今、先生がまとめられたことについて、ちょっと意見を述べさせていただきたいんですけども、弁護士事務所等という言葉で、弁護士からの裁判官任官がこれから多くなってくるわけですね。

【佐藤会長】それを期待しているんですけども。

【北村委員】中坊先生が頑張ってるしゃいますから、当然多くなってくると思ってるんです。そうしますと、この判事補の方を、そんなに弁護士の事務所、事務所というふうに言う必要がないだろうと。例えば、合議制によるときに、弁護士から出た人と判事補から行った人と一緒になってやればいいのであってという

のが一つあるんです。だから、等じゃなくて、なるべく具体的に、本当は弁護士事務所云々と入れていただくと、分かりやすいなという気がします。

もう一つは、職務経験とおっしゃったんですが、等の中には職務経験というふうに一般的には言えないことも入るんじゃないかなというふうに思うんです。例えば、大学院に入るとか、留学するとかというのは職務経験とは恐らく言わないだろうというふうに思うんです。ですから、そここのところの言葉の使い方をちょっと考えていただければと。

【佐藤会長】今日は、ざくっとしたまとめ方でして、後で厳密な用語や表現ぶりについて相談させていただきたいと思います。またお話ししたいと思います。

【井上委員】ちょっと質問なのですが、先ほど「付言して」と言われた検察官、弁護士についても裁判所での経験が必要だということですが、この付言というのはどういう位置付けなのですか。議論が全くなかったものですか。

【佐藤会長】先ほど、代理がちょっと触れられなかったですかね。弁護士だって多様な経験というのがあってしかるべきじゃないかと。もし引っ掛かるんなら。

【井上委員】内容に引っ掛かるのではなくて、その位置付けなのです。会長の付言だったのか、それとも審議会としての一応の確認なのかという、その点の確認なのですけれども。

【佐藤会長】行き過ぎなら、こだわりませんけれども。

【竹下会長代理】私は言いましたけれども、ほかの方は余り議論されていなかったのは確かですね。

【佐藤会長】弁護士も多様な経験というのは。

【井上委員】それが望ましいということなら・・・。

【佐藤会長】そんな趣旨です。

【井上委員】制度的担保とはおっしゃらなかったですね。

【佐藤会長】だから、経験の多様化を重視

することも考えられていいんじゃないかというような言い方をしたんですけれども。

【井上委員】そういうことなら結構です。制度的なものにするということなら、もっと議論しないといけないと思いますが。

【佐藤会長】おっしゃるとおりです。

【藤田委員】もう一つ質問ですが、判事補制度で制度的担保が2回出てきましたけれども、先ほど意見として申し上げましたように、当該判事補の意思というものも無視できないと思いますので、その意思いかんにかかわらずという意味でおっしゃっているわけではありませんね。

【佐藤会長】はい。

【中坊委員】先ほどもおっしゃったように、原則としてという言葉と引っ掛かっているように思うんですけれども、それでは例外的という場合は、どういう場合を意味されておるんですか。

【佐藤会長】それは、将来。

【中坊委員】原則としてというのが先ほどから2回出てきましたけれども、それぞれの場合に、それでは例外的にどういう場合を想定されて原則という字を入れられたのか。

【佐藤会長】立ち入ってそう深く考えたわけじゃありませんが、また、今日は直接議論していないので適当かどうかは分かりませんが、将来例えば、ロースクールができて、そして社会人の入学とか貴重な経験をされてロースクールに入って、司法試験に通ってというようなことだあってあり得るんじゃないかという気がするんです。今の段階で、全部100%しなければいけないと言ってしまっただけは、やりスキーかなということで申し上げたわけです。今言ったようなことがふと頭に浮かび、そういうこともあるのかなと思って申し上げています。

【中坊委員】そういう場合、そうするとどうということになるんですか。

【佐藤会長】ほかの経験も積んでいる者として考えて、判事に。

【中坊委員】その辺の議論は、今日全然なかったと思うんだけど。

【佐藤会長】原則と言いますと、すぐ例外はということになりますね。それは、これからの議論で。

【中坊委員】その点は、私も別にこんなところで余り異論を言っても仕方がないと思いますけれども、やはりその例外的という言葉の表現の意味をよく今後お考えいただかなと、ちょっと分かりにくいし、今おっしゃるようにロースクールができて、しかも社会的な経験があった場合なんて、これ全く今日議論されていないわけですから、それでそれを想定されて原則だとか何とか言われてしまうと、議論が全くないものになってきますから、やはりその点は御配慮して、今日は一応時間もきたから終わらないといけないというのは分かりますけれども、その点はやはりお考えいただきたいと思います。

【竹下会長代理】外部派遣先として、こういうものが望ましいかということをして今日詰めた議論をしていませんから、それはやはり会長としては若干留保を取っておきたいという御趣旨だと私は理解したのですが。これはよい、これは悪いというふうに詰め切っていないわけです。

【佐藤会長】高木委員から融和的過ぎるというおしかりを受けるかもしれませんが、今日の段階ではざっとこんなあたりでいかがでしょうか。

そして第四として、鳥居委員がさっきおっしゃったことなんですけれども、これも余り今日立ち入って議論していませんが、新たな裁判所の調査官制度のようなものも考えられていいんじゃないかということです。足腰の強い司法をつくるという意味でも、あるいは、裁判所外の者がいるんな経験を積む方法としても、判事補とは別に調査官というようなものも考えてしかるべきじゃないかと。すべきだと今日申し上げるつもりはありませんけれども。

そして、最後に、中坊委員が前々回お

っしゃったことですが、判事の大幅増員を図る必要があるということ、これがあるんな問題を考えるときの大前提にあるということを確認しておきたいと思えます。その具体的な内容については、後日法曹養成と法曹人口のところでもたまたま御議論いただくことになるかと思えます。

ざっとこんなところでいかがでしょうか。

【北村委員】もう一度確認させていただきたいんですが、私と山本委員は少なくとも研修でいいんじゃないかというような意見を述べたんですが、それはもう消えてしまったんですか。

【佐藤会長】研修の意味の取り方にもよるんですけれども、一応身分を離れてということ。研修だから専念できないとか、そういうことではないんですけれども。

【北村委員】そういうことはないと思うんです。

【山本委員】戻る保障はあるわけでしょう。

【北村委員】だからそういう意味で。

【佐藤会長】それはそうですけれども。

【井上委員】それと、裁判所の調査官の点ですけれども、これは要するにその要否自体をも含めて検討するということですね。

【佐藤会長】そうです。

【竹下会長代理】私は、個人的には賛成ですけれども、ちょっと今日の議論はまだそこまで行きませんでしたね。

【佐藤会長】鳥居委員がおっしゃったことなんで。

【鳥居委員】前に何回か言ってはいるんですけれどもね。

【佐藤会長】こんなところで、まとめにもなっていないとおしかりを受けるかもしれませんが、逆にちょっとまとめ過ぎじゃないかというおしかりも受けるかもしれませんが、今後代理と相談しまして、文章化してお示しして、そこでまた御議論いただきたいと思います。一応今日の段階ではこの辺の方向を目指すということで、大体大方の意見であったというぐらいのところ、まとめさせて

いただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

【佐藤会長】どうもありがとうございます。今日はなかなかしんどい審議会でございました。

人事評価についてはさっき申しましたように、後で機会を見て必ず議論させていただきたいというように思います。それから、最高裁判所の判事の任命に関してですが、これも後で御議論いただきたいと思っております。(略)

第 58 回審議会 (平成 13 年 5 月 8 日)

【佐藤会長】それでは、ただいまより第 58 回会議を開催いたします。

本日は、まず弁護士任官の推進につきまして、最高裁判所及び日本弁護士連合会から、今後の具体的な措置などにつきましてお話を伺い、そして意見交換を行いたいと思います。そして、裁判官制度につきまして、最終意見の作成に向けて、更に私どもの意見交換を行いたいと思っております。その次に、行政に対する司法のチェック機能の在り方につきまして、意見交換を行います。そして、当審議会としての考え方の取りまとめができればと考えております。その後で、前回お示ししました最終意見の項目案につきまして、改めて皆様の御意見をいただきたいと思っております。最後に、私ども審議会の最終意見を受けての、司法制度改革の推進体制の在り方、さらに、その後の継続的な司法制度改革、改善の推進体制などにつきましても、意見交換ができればと思っております。

というわけで、御審議いただかなければならない事項が多うございまして、前回は 6 時までになっておしかりを受けたことがありますけれども、今日はできるだけ予定時間内にとっておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、早速第 1 の議題であります、弁護士任官の推進につきまして、最高裁

判所及び日本弁護士連合会から、今後の具体的な措置などについて御意見をお伺いしたいと思います。

本日は、最高裁判所から金築人事局長に、それから日本弁護士連合会からは山内副会長に、それぞれお見えいただいております。お二人には本当にお忙しいところ恐縮でございます。ありがとうございます。

それでは、最高裁判所、日本弁護士連合会、そういう順番でよろしゅうございませうか。大体 5 分ぐらい程度ずつお話を賜ればと思います。

【最高裁(金築事務総局人事局長)】審議会からの「弁護士任官を推進するための具体的措置の提案について」ということで照会がございまして、これに対する回答は、日本弁護士連合会と最高裁判所の連名で提出いたしましたので、書面のとおりでございますので、その内容について改めて御説明するという事は省かせていただきまして、裁判所としての若干の補足をさせていただきたいと存じます。

裁判所は、2 月 19 日の当審議会におきまして、弁護士任官を推進するための方策として三つのことを提言いたしました。一つ目は、特定の専門的分野への任官、二つ目は、弁護士任官者主体の部の設置、三つ目は、弁護士任官者の研修の充実ということでございます。

この三つの方策につきまして、当審議会の最終意見を待つことなく、裁判所としてできるところから実施に向けて動いているところでございます。

特定の専門的分野への任官につきましては、任官に当たって、任官者の経験や希望を聞きまして、これまでに家庭裁判所とか知的財産権部へ配置するということ始めておりますし、研修の充実につきましても、これまでの研修参加者からアンケートを行いまして、今後の研修の充実を図るための検討をしております。

日弁連との間で開始した協議におきましては、これらの点を含めまして、この提出しました書面に記載してある協議な

いし意見交換事項として予定した事項につきまして、建設的な話し合いを行っていきたくて考えております。

ところで、弁護士任官の拡充ができるかどうかは、裁判官としての適性を備えた優れた弁護士が、どれだけ裁判官になることを希望するかということに掛かっていると思います。裁判所といたしましては、裁判官任官の適格性、可能性を持つ弁護士が、どの地域、どういった事務所に、どれくらいおられるのか、そうした弁護士が任官する上での障害は何かといった点について、ほとんど情報を持っていないわけでございます。

ただ、弁護士任官者等からお聞きしますと、任官に当たっての障害として、受任事件の引継ぎの困難、顧問先、依頼者との関係の整理、事務員の解雇といった、事務所の閉鎖に伴う問題を聞くことが多いわけございまして、その点から言いますと、弁護士事務所の共同化、大規模化が進めば、状況は改善されるのではないかというふうに予想しておりますけれども、現状におきまして、一定規模以上の事務所からの任官者確保の可能性を意識的に追求する余地はないのかなというふうなことも考えております。その場合には、一定年限でまた弁護士に戻っていただくというふうな形も考えていいのではないか、というふうに思うわけでございます。

今回の協議、検討、意見交換事項にも入っておりますが、非常勤という形で弁護士の方が弁護士の仕事をする傍ら、裁判官の仕事をする制度ができますれば、弁護士の側でも任官に応じやすくなるであろうということは、十分予想ができるところでございます。裁判所側といたしましても、常勤の裁判官に任官する候補者に、まず非常勤で仕事をしてもらえば、その方の適性とか何かを見ることができるといったメリットがございます。

ただ、この制度は、どういった形の制度が考えられるかということで、憲法との関係もございまして、種々検討を要す

点がございまして。訴訟以外の、例えば、調停主任の弁護士が非常勤で務めるといったことでありましたら、余り問題なく認められるのではないかと思いますから、まずはそういったところから始めるということも考えられるのではないかと思います。

採用基準とか、採用の際の決定手続が不明確、不透明であるということが、弁護士任官推進の障害になっているという意見が弁護士会側にあるようでございます。裁判官の採用基準、手続の問題につきましては、これも2月19日のプレゼンテーションにおいて述べたところでございますので、ここで繰り返すことはいたしません。裁判所が提案いたしました裁判官指名諮問委員会が設けられ、不採用の理由開示を行うということになれば、この問題は基本的に解決されることになるというふうに思います。

手続で考えております点では、むしろ弁護士からの任官希望者について、その能力、適性を判定できる客観的な資料をどういう方法で収集するかといった点が、これからは重要な問題ではないかというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、弁護士任官を推進するための実効性のある具体的な措置は、弁護士側の実情や考えを十分伺った上で考えていく必要がありますので、また、そのための協議を始めたところでございますので、これを続けていく中で具体策を打ち出していきたくて考えております。

なお、判事補の他職経験の一つとして、弁護士事務所への派遣につきましては、派遣形態の法的検討をまず行う必要がありますので、その問題点を詰めた上で、開始時期、派遣期間、人数、希望者の確定方法、事務所の確定方法等、具体的な点についての弁護士会との協議を進めたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤会長】どうもありがとうございました。それでは、日本弁護士連合会からお

願います。

【日弁連（山内副会長）】日本弁護士連合会副会長の山内堅史でございます。本日は、弁護士任官推進のための具体的措置につきまして、プレゼンテーションの機会をお与えいただきましてありがとうございます。

まず、最高裁との協議について御報告を申し上げます。日弁連と最高裁は、審議会からの御指示に応じまして協議を行い、本日お手元に配付されております回答書のとおり、現段階での合意点をまとめました。日弁連は、審議会から発信されました改革の諸課題に関する提言につきまして、全力を挙げてこれを実現する所存でありますが、最高裁との協議につきましても、この提言の具体化に向けまして、積極的に協議を進め、大きな成果を得たいというふうに考えております。

次に、弁護士任官推進のための具体的な措置につきまして、日弁連が考えている点を御報告申し上げます。

第1に、2年近くにわたる審議会の審議によりまして、弁護士任官を支える客観的な情勢が大きく前進したというふうに認識をしております。まず、法曹人口に関しまして、中間報告ではできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指すこととされまして、日弁連も昨年11月の臨時総会におきまして、国民が必要とする数を、質を維持しながら確保するよう努めることを決議いたしました。これによりまして、弁護士任官の量的な基盤が拡充され、多数の弁護士任官者が生まれていく前提が整ったということが出来ます。

また、裁判官制度改革の御審議におきまして、判事の給源の多様化、多元化を図り、判事補の他職経験制度の円滑な運用や、特例判事補制度の段階的解消のためにも、弁護士任官が極めて重要であるということが明らかにされました。その結果、弁護士任官の新たな意義付けが明確になって、裁判所の人事制度の透明性、客観性の確保や、多様な弁護士任官形態

等の改革と相まちまして、弁護士任官へのインセンティブが高められることになりました。最高裁との協議におきましても、これらの点を含めまして、弁護士のより任官しやすい環境を整えていきたいというふうに考えております。

第2に、日弁連は、弁護士任官に関する基本方針を転換いたしました。すなわち、これまで弁護士任官希望者を募ってこれを待つという、言わば受動的な発想をやめまして、能動的に個々の弁護士に直接働き掛け、丹念に適格者を発掘し、養成し、責任ある体制の下に適格者を送り出していく、そういう方向に転換いたしました。

このような基本方針の転換に伴いまして、日弁連は以下に申し上げるような具体的な取り組みを開始しております。

取り組みの第1といたしまして、適格者選考委員会を設置いたします。これは、弁護士任官を抜本的に拡充するためには、信頼性の高い方法で候補者を発掘する制度の整備が決定的に重要であるといった基本認識から、市民が参加する委員会で適格者を選考するという制度でございます。この委員会からの働き掛けを受けた弁護士が、任官をリーガル・プロフェッションの使命として深く受け止め、このような働き掛けを受けることを名誉と受け取ることができるよう、この制度を信頼性のある、重みのあるものとしたしていきます。

既に近畿弁護士会連合会では、市民委員を加えた協議会で、候補者を調査、評価した上で推薦する制度を設けて、実際に活動を開始しております。

取り組みの第2でございますが、日弁連の体制整備の点でございます。日弁連は、質の高い候補者を永続的に送り出すために、弁護士任官推進基本計画の一環といたしまして、継続的、系統的に弁護士任官制度を運営、管理する組織体制を検討しております。これは、任官候補者の発掘、養成、そして任官時と退官時における支援、下級裁判所裁判官推薦委員

会の活動への協力といったことを行うものでございます。そういった組織体制を整備いたします。

次に、弁護士任官をしやすいするための、基盤整備につかまして申し上げます。

第1は、過疎型あるいは都市型の公設事務所の全国展開でございます。このような公設事務所は、弁護士任官の安定的供給の基盤といたしまして、あるいはまた任官者の退官後の受皿の拠点といたしまして、極めて有用でございます。既に大阪では、今年の3月に都市型の公設事務所を開設いたしまして、活動を開始しております。第二東京弁護士会におきましても、この秋を目途に公設事務所を開設し、東京弁護士会でも、本年度内に開設を検討しております。今後こういった形の公設事務所の全国展開によりまして、弁護士任官は大きく進むことが確実でございます。

第2に、事件の新規受任を控えることによる収入の減少であるとか、事務職員の退職金等の負担を少しでも軽くするために、任官推進基金も有用であります。東京弁護士会では、今年の3月にこのような基金を創設する決議を行いまして、今年度内にこの基金の発足を予定しております。

第3に、弁護士事務所の法人化とか共同化、これも弁護士任官を促進する重要な基盤でございます。日弁連は、本日午前中の理事会におきまして、弁護士任官を全会挙げて推進する決議を行い、取り組みの決意を新たにいたしました。既に、全国的なキャラバンとかシンポジウムなどのスケジュールを多数予定しております。そして、弁護士任官推進基本計画の策定を含めまして、全国の弁護士会を挙げて総合的かつ継続的に取り組んでまいります。

日弁連は、以上のような任官推進に有用なあらゆる措置を講じていくことをお約束いたします。その結果、恐らく数年を経ずして、弁護士任官状況は大幅に改善されるものと確信をしております。

以上をもちまして、プレゼンテーションを終わらせていただきます。

【佐藤会長】どうもありがとうございました。私どもの要望に応えられまして、早速積極的に取り組んでいただいて、大変心強く思います。

余り時間は取れないんですけれども、せっかくの機会でありますので、御意見、御要望あるいは御質問がありましたら、委員の皆さんどうぞ。

【藤田委員】現在、弁護士から任官された方については、希望しない限りは従来の生活の本拠を離れないという勤務地についての優遇措置がございしますが、これから弁護士任官を推進して、相当多数の方に任官していただかなければいけないという状況でありますけれども、前回のプレゼンテーションのときに、現在以上の優遇措置は難しいというお話でございました。しかし、現在の勤務地についての優遇措置自体を維持することが、不可能になるのではないかと考えますし、大幅に弁護士任官を推進するということになれば、これを維持すべきではないというふうにも考えられるわけであります。その点についてどうかということを経済最高裁にお尋ねし、もしそういうような優遇措置の維持が不可能となった場合に、弁護士任官の阻害要因になる心配はないかということ、日弁連の方にお聞きしたいと思います。

【最高裁（金築人事局長）】現在の任官の要領によりますと、弁護士経験15年以上の方は本人の希望により住居地又はその周辺の裁判所を任地とするということで、通勤できないところへは異動しないでいいという優遇措置を講じております。数が増えてまいりますと、それは維持するのは難しいと思います。どうしても、都会地の方に弁護士の数が多いわけですので、都会地である首都圏・近畿圏から地方へ任官していただく、あるいは転勤をしていただくということがどうしても必要になってくる。そのことは、弁

護士会との協議でも話し合いをしたいと思います。

【日弁連（山内副会長）】裁判官の給与も、弁護士と比べまして、それほど実質手取り収入においては、大きな差はないというふうに考えております。裁判官もそれなりの処遇を受けておりますし、仮に優遇措置がなくても弁護士の経費控除後の実質手取り収入と比較いたしまして、そんなに大きな差はない。したがって、その優遇措置の有無によって、任官が左右されるということはないというふうに考えております。

【藤田委員】勤務地に関する優遇措置に関しても、心配はないということですか。

【日弁連（山内副会長）】その辺りは、具体的なケースの問題でございますので、基本的には、今申し上げたようなことを考えております。

【藤田委員】分かりました。

【竹下会長代理】最高裁判所並びに日本弁護士連合会におかれましては、短時日の間に、今日お示しくださったようなこういうスキームをおつくりいただき、本当に心から感謝したいと思います。

そのことに関連しまして、内容について伺いたいことがございます。今、山内副会長から、日弁連としても適格者を発掘することに努めると言われ、そのことが非常に重要であるので、推進委員会をもう一部では発足させておられるというお話を伺いました。今日いただいたこのペーパーにも、そういう推薦機構を設置するということが挙げられております。

私も、弁護士任官を成功させる最も重要な、あるいは死命を制するほどの重要性を持つ問題が、いかにして適格者を選び出すかということであると考えております。以前に、アメリカの例をこの審議会の場で伺ったことがございますが、アメリカではABA、これは我が国で言えば日本弁護士連合会に相当するかと思えますけれども、そこが各弁護士について4段階評価をされて、例えば、類い稀に適任である、エクセプションナリー・ウェ

ル・クオリファイドとか、大変適任である、ウェル・クオリファイド、などというような評価をされるということを伺ったわけです。日本弁護士連合会としても、これは将来の問題ですから、今どうかということを伺っているわけではございませんけれども、そういった個々の弁護士の評価制度のようなこともお考えになっておられるのかどうかということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

【日弁連（山内副会長）】個々の弁護士の評価制度、これは質の高い裁判官を弁護士会が責任を持って推薦していくという立場から、当然必要でございます。例えば、近弁連におきましては、当該弁護士の相手方弁護士の意見、そういうことも聞きまして、その他あらゆる資料を含めまして、個々の候補者の適格性についてこれを評価し、検証して、その上で推薦していくという立場を取っております。

【竹下会長代理】その場合に、選ばれた人だけの、言わば絶対評価と言いますか、そういう評価方法ですと余り低い評価は出てこないのではないかという感じがするのです。一定範囲の弁護士さんを評価の対象にして、この方だったらファーストランクとか、この方は第2ランクとかというようなことでないと、お一人だけ取り出してこの方がいいか悪いかということだと、必ずしも十分ではないのではないかとというのが1点。

その評価される基準のようなものを、客観的にどういうポイントで評価をするのかというようなことをお決めになられるのだらうと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

【日弁連（山内副会長）】これはおっしゃるとおり、単独、一人の候補者についての評価ではなくて、いわゆるマス、複数の候補者をまさに発掘し、それからマスとしてセレクトしていく、殊に他薦、自薦も含めまして、その上で評価をやっていくということを考えております。ですから、一人だけ出てきたから、それを絶対評価してどうこうということは、シス

テムとして考えておりません。

【竹下会長代理】評価基準はいかがでしょう。

【日弁連（山内副会長）】評価基準は、当然この中で調査、評価するわけですから、基準を設けなければいけないと思います。これは、最高裁との間の任官基準、そこ辺りも考慮に入れまして、その上でこれからその評価基準を定めていきたいと思っております。

【竹下会長代理】どうもありがとうございました。

【佐藤会長】ほかにいかがでしょうか。山本委員どうぞ。

【山本委員】弁護士任官の拡大のためには、裁判所と弁護士会が忌憚のない意見を交換していただくのは、大変大事なことだと思っております。これから、是非率直な協力関係ができるように努力していただきたいと思っております。

今、日弁連さんのお話を伺っていて、ちょっと気になったことがあります、この弁護士任官というのは、弁護士さん個人個人が自発的に裁判官になりたいとか、そういう自発的な意思の発動というのが、基本的に一番大事だと思うんです。しかしいろんな制約があって、なかなかスムーズには拡大が図れないというときに、おっしゃられたように弁護士会が中心になって、候補者を探したり、あるいは人数を集めたり、あつ旋みたいな仕事をやっていくということが必要なのかもしれませんけれども、これがずっと制度として張り付きますと、かえって何かそれにおんぶした形のものになってしまわないか。本質はやはり弁護士さん個人個人の自覚ではないかと私は思うんですけれども、それを阻害すると言ったらおかしいんですけれども、そういった意欲の発意をスポイルするような、要するに仏つくって魂入れずみたいなことになっては困るのではないかという感じがしているんです。今、竹下先生が言われたような、アメリカのABAはそうやっているじゃないかということなんですけれど

も、日弁連さんとして、毎年候補者を何人が選定して、といったことを恒久的な仕組みとしてつくられるというのは、ちょっと疑問に思ったんですけれども、その点いかがでしょうか。

【日弁連（山内副会長）】おっしゃるとおり、任官は飽くまで個人の自発的な意思、これが非常に大事です。ただ、それを誘因する動機といたしまして、本人任せにするのではなくて、弁護士として評価され、任官候補者として推薦されることが名誉である、そういう雰囲気やまず弁護士会全体に醸成する。その上で、そういう雰囲気の下で、機関から勧められましたら、その本人もそれを非常に名誉と受け止めて、まさにそれが自発的な意思になっていく。そういう構成を取っていききたいということです。

【山本委員】ある意味では、雰囲気づくりのイベントみたいなことをやりたいということですね。

【日弁連（山内副会長）】イベントと言いますか。

【山本委員】そういうことならよく分かるんですけれども、恒久的にそういう仕組みができてしまって、裁判所もそれに依存する、弁護士会さんが弁護士会さんの仕事として毎年それをやっていくというようなことになると、ちょっと本末転倒になってしまいうんじやないかなという感じがするんです。任官を志望する雰囲気が行き渡るための一つの、言ってみれば刺激策であるとか、そんなことならよく分かるんですけれども。

【日弁連（山内副会長）】そういう意識を会員が共有しまして、それが定着して弁護士とはそういうものだ、いわゆる任官を勧められることは非常に名誉である。これは単年度だけではなくてずっとそういう意識、いわゆる公共の意識と言いますか、それを弁護士全体がそういう意識でもって弁護士になり、任官をしていく。それは一時的なことではなくてずっとそういう意識をみんなが持ち、その上に立っているいろいろな具体的な推薦、組

織やら手段やら、これを考えていくという構想でございます。それは可能であるというふうに思っております。

【吉岡委員】今の議論とも関わってくると思うのですが、裁判官と弁護士とどちらが魅力があるのかということが基本的にあって、裁判官より弁護士の方が魅力があるから裁判官にならないという感じもするんですけれども、今までも弁護士任官制度はあっても、なり手が余りいないという実態がありましたね。そういうことから言うと、本当に裁判官に魅力がないのかというと、そうではなくて仕組みにむしろ問題があるんじゃないか、その仕組みに問題があるということからなかなか任官しないという、そこに問題があるとすると、やはり弁護士会がいろいろな制度をつくって、推薦するだけでは、なかなか喜んで裁判官になるというところまでいかないような気がします。せっかく最高裁と日弁連がお話しになって、いい制度をつくらうということやってらっしゃるんで、やはり受入れ体制としての裁判所の在り方と言いますか、その辺のところも考えていく必要があるのではないかと思いました。

それと、数の点でどうなのかという御心配がありました。一応年間 3,000 人法曹を増やしていくという合意を得てまして、前回でしたか前々回でしたか、最高裁から中山局長がいらして裁判官も増やしていかなければいけないということを書いてらっしゃるんですけれども、そこで出てきている数字は 500 人だったと思います。それで検察の方が 1,100 でしたか、そういう数字から言うと、3,000 人増えていって、必要としている増員枠というのそれほど多くはない、そういうところからいくと、供給としては十分過ぎるぐらいになるのじゃないかなと、素人はそう思うんですけど、その弁護士のところはどうなんでしょうか。

【佐藤会長】それぞれよろしいですか。

【最高裁（金築人事局長）】弁護士任官希望者が少なかったのはなぜかということ

については、いろいろな見方があります。我々の方で考えている理由については、先ほど一つは申し上げました。それから、仕事の面で弁護士をやっておられても、裁判官としての仕事がすぐできるようになるわけではない。現になっておられる方でも、判決の面でも訴訟指揮や判断の面でも非常に苦勞しておられるという面があります。それから、何よりもやはり転職ですから、年配になりまして仕事が変わるといのは相当大変なことだと思います。私も、この方にはなっていたけるといいなと思う方に、どうですかというお声を掛けたりすることもあるので、すけれども、いや私は結構ですとおっしゃるんです。ですから、裁判所の方でも受入れ側としてできることはやるという決意でありますし、現在なられている方も裁判所に来て大変よかった、温かく迎えてもらっているというふうにおっしゃっていただいておりますので、その点も御認識いただければと思う次第でございます。

数の点は、確かに基礎の数が増えてくれば変わってくるだろうと、状況は変わってくるということは当然あるかと思っております。

【日弁連（山内副会長）】これまで任官が進まなかった原因には、いろいろあると思いますけれども、私どもは裁判所の方にも原因があったし、私どもの方にも足りない点があったかと思えます。ですから、これは両方が相協力して、これから改めていかななくてはならないというふうに思っておりますが、弁護士の方から見ますと、今回審議会におきまして、裁判官制度を大幅にいろいろ改革をなさいます。私どもから見ますと裁判所がこれまでのキャリア・システムから大きく変わってくるという期待感が非常に大きいわけでございます。

戦後の一時期におきまして、裁判所に対する期待が非常に大きくなった場合には、任官者も大幅に出てきたという実例もございます。今回の審議会におきま

して、裁判官制度が変わってまいりますと、弁護士の方はまさに正しく受け止めて、任官者が大幅に増加していきだろうというふうに思っております。

【佐藤会長】いかがでしょうか。時間の関係もありまして、よろしゅうございますか。最高裁、日弁連には、これまでこの審議会のために何度もお出ましましたけれども、あるいはもうこれでお出まされたのは最後になるかもしれません。ひょっとしたらということがあり得ないわけじゃありませんけれども、これまで本当にいろいろ御協力いただきまして、心からお礼申し上げたいと思います。

ちょっと口幅ったいことを申し上げるかもしれませんが、司法制度、50年以上続いてきたものを変えるということは大変な事業です。小さい司法とか言われますけれども、見方によれば巨艦だと思うんです。巨艦が方向を転換しようということは、並大抵のことではない。そして、また長い航海になるだろうというように思うわけでありまして、三権の一翼を担われる最高裁判所としても、非常に御苦労が多いことかと思えます。それから、日弁連には、法曹人口が大幅に増え、その中で自治の実を上げながら、今日お話されたようなことも含めて、様々な課題をこなしていただかなければならないということで、非常に御苦労が多いことかと思えますけれども、私どもの意のあるところをくんでいただき、これからもよろしく願いたいと思います。

本日は、本当にどうもありがとうございます。

(略)

【佐藤会長】ありがとうございます。最終意見の作成のときに御参考にさせていただきます。

給源の方はいかがでしょうか。判事補の他職経験のところではありますが、さらに、時間の関係もありますので、特例判事補制度のところも含めてやっていただいて結構です。

【竹下会長代理】私が最初に発言するのは適当ではないかもしれませんが、9ページの上の3行目にマル2がございます。そのうちの最初の(マル)、「真に実のある経験を積ませるため、裁判官の身分を離れて他の法律専門職等の職務に就くこととするべき。」というところですが、これは前からいろいろ問題があるところで、いろいろ条件があったと思うのです。まず、本人の承諾が必要なのではないか。憲法上の身分保障があるから必要なのではないか。それから、これは必ずしも全員の意見が一致していたわけではないかもしれませんが、年金等いろいろな処遇上、不利益を受けることがないというような条件が付いていたと思うのです。ところが、こういう書き方ですと、無条件に裁判官の身分を離れて他の法律専門職に就くということが決まったように読めてしまうので、そこはここでの了解とは違っているのではないかと思えます。それだけ念のために申し上げます。

【佐藤会長】そのことは皆さん、念頭に置いていらっしゃったのではないかと思います。確かに代理もこの趣旨のことをおっしゃっておられまして、非常に重要な事柄なんですけれども、やや付随的な問題のような気もします。

【竹下会長代理】本質的な問題ではないけれども、それぞれの個人にとっては重要な問題ですから。

【藤田委員】今のところにも関連するんでありますけれども、判事補に弁護士等、他の法律専門職等の職務経験を積ませることを制度的に担保するとありますが、議事録によりますと、会長のまとめでは、弁護士、そのほかに検察官もあり、行政庁、民間企業の経験、あるいは最高裁等は留学等も含めて、そういう幅の広い経験を積むということがいいのではないかという趣旨をおっしゃっている。その「等」の中に入っているのかもしれませんが、弁護士だけを例示していると、そういうニュアンスが出てこないので、もう少し具体的にお書きいただいた

方がいいのではないか。

その次の、裁判官の身分を離れて他の法律専門職等の職に就く。これは弁護士事務所に行って弁護士経験をするのに、弁護士の資格がなければ、お客様で実のある体験ができないからということで、弁護士事務所に行くときには弁護士の資格で行くのがよいとは申しあげましたけれども、それ以外の今申しあげたような幅広い場合について、裁判官の身分を離れるというような議論はなかったのではないかと思います。

それから、期間の点であります、これは弁護士任官を日弁連も最高裁もいろいろ努力していただいているわけでありますけれども、その弁護士任官の飛躍的な拡大ということが裏付けとしてないと、迅速で適正な裁判を受ける国民の利益が害されるということもあります。期間の点については、議事録では会長は4か月や半年や1年程度では足りないかもしれないという言い方をされておりますけれども、そこら辺のいろいろなかの諸条件を勘案して期間が決まってくると思いますので、そういうニュアンスを出していただければという気がします。

【佐藤会長】今3点にわたりまして御意見が開陳されましたけれども、関連してどうぞ。

【鳥居委員】今のお話の2番目は、自分の記憶では、諸官庁に出るとか、一般企業に出るとかということをお願いした記憶もありますし、何人かの方からそれは出たと思うんです。あとはそのやり方だと思うんです。やり方なんですけれども、こんなことを最終意見の中でどう表現したらいいか分かりませんが、私立の企業や学校から、公の職に移る時とても困るのです。

一つの便法として、私どもの大学の場合には、転籍扱いとやっているんです。今度私のところから閣僚が一人出ていますが、今までの制度ですと、退職しないと閣僚になれないんです。そうじゃなくて、転籍扱いにしまして、向こ

うの仕事が終わったら帰ってきていいことになるわけです。会計検査院長もうちから出ているんですけれども、これも転籍なんです。

同じように、逆にそれに準ずるような何らかの仕組みが裁判官職についてもあって、転籍という方法で外に出る。そして、外での経験を積む他職経験の時期が終えたならば戻ってくる。その転籍ということの含意は、例えば、公的な社会保障とか、様々なものは、継続性を持たしておくというようなことが含意なんですけれども、要するに、身分は完全に離れるんだけれども、帰ってきてからの身分は保障される。そして、転籍中の留守の期間について不利益を被らないということが制度的に考えられればいいんで、余りここで身分を離れることを単純化して考えて、議論を難しくしない方がいいんじゃないかと思うんです。

【佐藤会長】転籍の場合は、公的な何かに限っているんですか。

【鳥居委員】今のところは公的なのに限っているんですが、将来はまさに学校の先生がしばらくの間、企業の役員をやって帰ってくるというのも転籍でいいんじゃないかと思います。あるいは団体の役員をやるとかね。

【竹下会長代理】そういう制度ができれば本当にいいですね。

【鳥居委員】日本はそういう柔軟性を導入しませんと、日本の社会のダイナミズムが出てこないと思うんです。

【竹下会長代理】全く同感です。

【山本委員】ケース・バス・ケースじゃないでしょうか。民間企業などで受け入れる場合には、給料を国の方で持っていたら来てもらうとか、そういうこともあるでしょうから、一概に身分を離れてしまうという決め方は硬直的だと思います。

【高木委員】一般企業の感覚で言えば、他のところで人件費を負担されている人は、お客さんということだと思います。我々が何でもかんでも議論をしてきたかと

いうと、できるだけよい判事さんを得たい、そのためにはどうすれば良いか、判事補制度の現状をどう評価するかは別として、そういういい判事さんを得るために、他職経験というか、そういうことをしてもらうことが一つの方法として有効なんじゃないか、そういう議論をしてきたと思っています。そうすると、その他職経験の実効性を高めるためにどのようなやり方がいんでしょうか、論議の筋道としてはそういうことだろうと思うんです。

そういう意味では、留学の話があったけれども、これは他職経験というよりは、お勉強だと私は思うんです。例えば、外国のローファームで実務をやられるとか、外国の裁判所で実際に裁判実務、国の制度が違うので、そう簡単に行くのかどうか私はよく分かりませんが、そういうことなら、海外に出ることが全部お勉強というか、いわゆる学生的なお勉強ではない面があるなら、それはそれで対象に考えたらいいんだと思うけれども、実質的に、いわゆる留学というのは勉強なんです。それも法律的・学問的な勉強中心の留学、そりゃその国の生活慣習やら何やら覚えてこられるかもしれないけれども、そういう意味では、留学というのは、ここで言う他職経験ではないと思います。あるいは民間企業の場合も、この弁当持ちは、お客さんですよ。何かその人にちょっと仕事をもらってミスしても、責任を問うかと言ったら、お客さんはしょうがないですかということになる。そういう意味では、民間企業に行かれるなら、皆さん法曹資格を持っておられるわけだから、きちんと弁護士登録されて、弁護士として民間企業に出ているか仕事をするという形にすれば良い。現に例えば、判検交流でも、法曹資格内の移動をされて、仕事に就いておられる。そういう意味では、いろんな経験をしましょうということを、いかに実質的、効果的にそのレベルを高くするかということだと思います。そういうとき

には民間企業に来て仕事をしてもら場合、給与は高い低いはいろいろある。裁判所でもらっているものと同じだけ払わないということは、うちはそういうことではお受けできませんと言えいいんで、来た以上はちゃんと仕事をもらって、その代わりに仕事をする上で起こったことについては自分で責任を持ってもらう、そのくらいの覚悟を持ってやっていかないと、余り意味がないじゃないかなと思います。

【山本委員】他職経験とおっしゃるけれども、よりよい裁判官をつくるためのキャリア・パスだと思うんです。ですから、身分の如何を問わず、受け入れた民間企業の使い方にかかるわけです。給料を出したってお客様扱いすることだってあるわけですから、そのところは余り形にとられない方がいい。

それから、海外留学などはうんとやってもらった方がいいと思います。勉強だとおっしゃるけれども、勉強は大事だと思います。

【中坊委員】先ほどから出ているように、私たちは、その点は大体合意してきたと思って、意見も一致していると思うんだけど、要するに、裁く立場ばかりを継続していて、10年経てば判事になるということはおかしいということになって、その前にほかの職業に就いてもらって、それから判事というものになってもらいましょうということによって一致してきた。その真意は、まさに高木さんのおっしゃるように、裁かれる立場、そういうものを本当に実効あらしめるためには、まさに身分を離れてなるのが一番骨身にしみて分かるという意味において、身分を離れてということに達した。

先ほども藤田さんのおっしゃるように、それを制度的にどう担保するんですかということには、確かにいろいろ裁判所の方も直すとか直さないとか、いろいろあったかもしれないけれども、それを制度的にどのようにしますかということも、我々は一致してきたんで、確

かにその意味では、より質の高い裁判官、より質の高いということは、まさに国民の側から、裁かれる、利用する国民の立場から見てのものなんだから、普通の国民の立場になっていくということが前提なんです。そうならば、身分も裁く方の立場から、裁かれる側の一般の利用する立場に一旦なってもらって、その上で今度は裁く方の立場になってもらいましょうという意味では、我々はおおまかに一致していたと思うです。

【竹下会長代理】その裁く、裁かれるという点ですが、中坊先生は前々からそう言っておられるし、高木委員も同じ御意見かもしれませんが、そうでない意見の方が私はむしろ多いのではないかと思うのです。要するに、法律家として、いかにキャリアを豊富にして、成熟させるか、それが大事だということだと思えます。

【中坊委員】だから法律家としてというのは、要するに、基本的に言うたら、なぜ判事補という裁く立場のまま継続していったらおかしいということかということになれば、そういうことの受ける立場ということに、民間企業であれ、行政庁であれ、一当事者として参加していくという意味では、裁かれるという言葉が余り気に入らないようであれば、利用する側に立って、立場の交換をしないと、意味がないんじゃないかということとは、大体みんなも一致していたんじゃないですか。

【石井委員】判事補の外部派遣制度ということについては、基本としては、知識とか経験の多様化を図るということでありますから、弁護士事務所に行くのも大変結構なことですし、海外留学とか、企業とか、そういうところへの出向も検討していただくのも良いのではないかと思います。

このようなことは何か月も前に申し上げなければいけなかったことでありますが、例えば、商工会議所などでも、昭和 60 年くらいから、毎年十数人の判事補の方々を研修という形で受け入れておりま

す。既にかかなりの数になっているわけでありす。経団連でも恐らく同じ様に受け入れられていると思いますが、そういうことが行われていることもほとんど知られておりませし、今まで審議会で話題に上ったことも全くありません。本当だったらヒアリングなどをしたら良いとは思いますが、今はそのような時期ではありませんので、事務局の方で少々お調べいただいて、ごく簡単に、これによりどういう成果が出て来ているかということをお教えいただけたら、これから先の制度を考える上で大変役に立つことではないかと思っております。

【藤田委員】中坊委員の御意見は分かるんですけども、私が幅広い体験を判事補にしてもらった方がいと申し上げていたのは、そういう趣旨ではなくて、裁く立場に立ち続けていても、裁かれる者の心情を理解できる人もいれば、裁かれる立場に立っても、裁かれる人の心情が理解できない人もいる。要するに、その人の人間性の問題ではないかということをお何遍か申し上げているわけです。幅広い経験をした方が視野が広がるし、人間としての深みも出るしという意味で、弁護士、検察官、行政庁、企業等の経験をするのがいいのではないかと申し上げているわけです。

それから、高木委員のおっしゃった留学の問題なんですけれども、裁判所でやっている留学にはいろいろなものがございまして、終始大学で勉強するのもあるんでしょうけれども、裁判所と弁護士事務所を回って研修をする、あるいは 1 年大学に行って、残りの期間を実務をやるという留学もございまして、そういう意味では、幅広い体験を積めるという内容であろうかと思えます。

言い落としましたので、特例判事補制度の方も申し上げますと、本来、特例の制度というのが応急的な趣旨であることから言えば解消に向かうべきだという点は正論だと思いますけれども、何度か申し上げているように、キャリア・システ

ムの国でこういうような判事補制度というのが設けられている国はありません。それから、現在 10 年が必要とされているということがありますが、現在特例判事補たちが支部等で健闘しているということをおし上げましたけれども、判事の任命資格について、どれだけの年限を要求するかというのは、今の裁判所法の 10 年という期間が適当かどうかということは法制度も含めての全般的な検討ということをやっているわけですから、やはりその検討の範囲内に入れていただければと思います。

【高木委員】今の人間性論は、人による、中には裁かれる人の心情が理解できない人もいる、しかし、そういう人に裁かれる者の身になってみてくださいという議論に抗し切れません。できるだけそういうことのない人にレベル高く裁いていただきたいというのが国民の普通の願望です。

例えば、学校の先生でも教職資格を取られて、就職されたけれども、教えるのが苦手な人があるんです。今度はルール改正で、教えるのが苦手な人は、教える現場ではなくて、ほかのところで働いてもらいましょうというふうに、多分、今の国会にそういう法案が出ていると思いますけれども、そういう意味では人間性論だと言ったら、今までの議論は成り立たないんで、教わらないでも人間性をよく分かっている人ばかりならいいけれども、そうではない人もおられるんだから、できるだけそういうものに近づいていただく道程として、いろいろみんなできちんと絞って、こうしていったらいいんじゃないかという議論をしているはずだと思います。

それから、留学にもいろいろあるんでしょう。では、行って、向こうで具体的な事件を持たれて、実務を自分でこなされてということ、もしおやりになっている部分があったら、それは別に留学という名前を使わなくても、向こうで弁護士の仕事をしておられますでいいんだら

うと思うんです。

一般的な語感として捉えられる留学というのは、勉強に行かれるということだろうと思います。もしどうしても留学が不可避だというんなら、10 年の外でおやりになったらいいんで、10 年の判事補経験、あるいはいろんな資格による経験を課しているわけですから、留学に行くなら、その留学期間は別途にカウントされて、10 年という期間には入れない。今までの論議の筋からすると、それがオーソドックスな論理のとらえ方ではないか。それから、竹下先生が言われたことは分からぬでもないですが、本人の承諾という要件、これは職業選択の問題とかいろいろあるのかもしれませんが。

【佐藤会長】身分保障ですね。

【高木委員】そういう他職経験をしてくださいということがルールの対象であれば、それを拒否する選択が正当化されるというのは私はないんだろうと思うんです。

【佐藤会長】そこは既に議論しておりまして、判事の任命のときに考慮することですね。その趣旨を明確にすべく、裁判所法を改正するべきだ、いや、最高裁規則でもいいんじゃないか、あるいは、さっき議論した諮問委員会ですか、この種の委員会の判事選考のルールとして考えればいいんじゃないか、等々のレベルの議論だったと思います。

【高木委員】今会長からお話をいただいたので、もう言いませんが、もう一つ、処遇上のことも、確かに身分保障は必要、しかし所得保障まで、この他職経験というのが本来すべきなのかについては議論があるところだと思います。

【竹下会長代理】それはそうですけれども、先ほど鳥居委員もおっしゃったように、その個人にとっては非常に大きな利害関係を持つのですから、それを全然考慮しないというのは、制度の組立てとしては乱暴なのではないですか。

【鳥居委員】私が申し上げた転籍というのは、所得保障はほとんどの場合しません。

【竹下会長代理】所得保障ではなくて、先ほどの社会保障とか何かです。

【佐藤会長】年金とか何とかですね。

【竹下会長代理】所得保障はできないと思います。

【吉岡委員】転籍という考え方はとても面白い考え方だと思って伺っていたのですが、基本的には身分を離れるという考え方で行かないと、どこへ行ってもお客様になってしまうという問題があるような気がいたします。

それから、留学についてですけれども、確かにアメリカに行ったときも、ロースクールにいらしている方がいらっしまして、どこの裁判所ということも伺ったんですけれども、報酬を保障されて、それでいらしているという場合に、他職経験とは言えないのではないかと思います。少なくとも職業という考え方で言えば、勉強するのは職業ではありませんし、どこかのローファームなり裁判所なりで働く、そこで収入を得るということでない、他職という職業の経験にはならないのではないかと。基本的にはそういう考え方でないといけないのではないかと思います。

これは国内留学でも同じことでして、どこかの大学院に留学をしたというようなことも含めて、では、他職になるのかということになると、利用者の立場から言うと、とてもそれは納得できるものではない。特に裁判官の場合は、国のお金ですから、むしろ税金でということになりますから、それはなかなか容認されないことだと思います。その辺は配慮する必要があります。

それから、もともとなぜ他職経験が必要となったかということに戻って考えてみますと、今の裁判官はほとんどは給源としては判事補ということになっていて、しかもその判事補は決められた階段を上がっていくので、非常に視野が狭いのではないかと。そういう意味から、人間的な幅を持つ意味で、いろいろな職業の経験をするとということだったと思います

し、基本的には弁護士などを含めた法律専門職種等のという、そういうことだったと思います。

ですから、余り他職経験が、どこでもいいんだということになってしまうと、ちょっと違うんじゃないかと思います。

それから、期間についてですけれども、1か月や2か月では、相当の期間とは言えないというのは当然ですけれども、やはり経験をして、その場での経験として身に付くというか、分かるためには、2年でも無理だろうと思います。やはり十分に分かって、その場の機微が理解できる。そのためには、私は少なくとも3年は必要じゃないかと思います。ただ、他職で何か所かを3年、3年とやっていると、10年経ってしまうということになりますので、そこまでは申しませんが、少なくとも10年の中の3年以上くらいは他職経験をしていただかないといけないのではないかと考えております。

幅広いという意味では一つでなくていいと思いますけれども、一応。

【北村委員】今、何を決めようとしているのかというのがよく分からないところがありまして、今の議論というのは、前にやった議論の繰り返しになっている部分があると思うんです。前のところで今の吉岡委員の意見も出てまいりましたし、他職経験だけじゃないんだから、他職経験等とか、法律専門職だけじゃないんだから、法律専門職等となっているんじゃないかと思うんです。これをもっと明確にした方がいいということなんでしょうか。それとも、そういう「等」という形で、一応議事録を見ても、こちらを見てもそうになっていると思うんですけれども、何を。

【佐藤会長】より明確に御認識いただければということです。

【北村委員】そうしますと、前に申し上げた意見を繰り返して申し上げないと仕方がないと思うんですけれども、私は今の弁護士事務所、日本の弁護士事務所とい

うもので、すべての弁護士事務所がそういうような形になっているとは限らないと思う部分がありまして、それが専門性の問題と、国際性の問題、確かに弁護士事務所の中では渉外事務所みたいにそういうことをやっているところもあればやっていないところもあると思うんです。

今の裁判官に欠けているのも、この専門性、国際性じゃないかなと思います。

そうしますと、これを補っていくということが必要であろうと。そうすると、外国での留学経験等を踏まえるということも一つの選択肢で、全部外国ばかりに行って、国内の方に誰も行かないということを申し上げているんじゃないかと、いろいろな裁判官が必要になってくるだろう。専門性も、日本の研究所であったり、企業であったり、また、弁護士事務所で積むということも可能でしょうし、そういう広い経験というものを要求したのがこのときの議事録のまとめなんじゃないかなと。それに反対する方と、私だとか、石井委員などはそういうことは必要であると言った部分なんじゃないかなということなんですけれども、何かははっきりできなくてすみません。

【石井委員】外国に行ってもらおうというのは、何と言っても今日本が、一番欠けていると言われている国際感覚とか国際性を身に付けてもらおうというのが最大の目的であります。そういう意味で学生だともども駄目だというお考えをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、私は逆に言いますと、学生でないと国際性は身に付きにくいのではないかと考えております。

一般の会社、又はローファームでも良いとは思いますが、そういうところへ入ると、日本にいるのと同じ感覚で、お客様扱いになってしまい、実際の仕事もなかなかできないのではないのでしょうか。それから向こうへ行って、いきなり弁護士の仕事をやってみると言われても、語学力の点で普通では絶対についていけない

いと思います。語学が達者な方であれば、それはそれで結構なことです。一方、学生として行けば、向こうの学生と同格に扱われますので、かえって本人にとって厳しい環境に置かれることになります。

そういうことで、国際性を身に付けてもらうという意味では、単なる留学でも私は良いと思っております。皆さんの中には御心配もあるようですから、例えば、2年行かせるとすれば、1年間、一生懸命勉強してもらって、修士とかロースクールの学位とか、どういうものが取れるのか分かりませんが、それを取ってもらう。あとの1年間、向こうで実際の研修を積んで帰ってくる。そういうことを、もしやっていたらいいのであれば、そういう考え方を取り入れた方がいいのではないかと考えています。

【井上委員】私も前に言ったことを繰り返すだけなのですけれども、私が申し上げたのは、判事となるのにふさわしい幅広い視野とか、違った視角から物を見るということが必要だろう。しかし、一人の人にたくさんのことを要求することはできないですから、いろんな経験を積んだ人や、いろんなバックグラウンドの人が集まってくることにより、裁判所全体として多様性を持たすということではないかと思うのです。実際的に見ると、弁護士事務所に行って経験を積むというのが主流というか、大きな流れになるということは、どなたも異論がないことなのですけれども、それ以外にどういうことがあるのか、そういう問題だろうと思います。

その際に、これは北村先生などもおっしゃったのですけれども、法曹とか法律の世界だけで物を見るだけでいいのか、それ以外の経験も重要なのではないかということがあると思うのです。

さらに、もう一つバリアーがあるのは、実際の職業に就いて、給与をいただいて、実社会の経験を積まないといけないのかどうかということだと思っております。

その点で今、石井委員がいみじくも言
ってくださったのですけれども、大学と
は限らないのですが、何か一つのことを
深く勉強する、あるいは幅広く勉強する
という人もいてもいいのではないかと。
そして、それは、外国もあれば国内という
こともあると思うのです。大学人だから
言うわけではないのですけれども、そ
ういう人もいてもいいのではないかと。
それをあえて排除するまでのことはないの
ではないかと。大きな流れとしては皆さん一
致しているわけですから、そういうふう
な感じを持っています。

【中坊委員】また前説を繰り返すよう
ですけれども、今本当に司法が国民から信頼
されているかどうかというのが、今回の
司法制度改革の大きな問題になっている
のです。その中核である裁判官に、より
質の高い人になってもらわなければなら
ないということとこの問題が論じられ
て、より質が高いかどうかということは、
まさにだれが判断するかと言えば、利用
する国民主権の主権者が判断するのだと
いうことに、我々は大きな意味では合致
してやってきたと思うんです。

そういうことと言えば、私の言うてい
るように、判事補というものを 10 年間
継続するということは何を意味している
かということ、言葉は嫌いかもしれないけ
れども、少なくとも裁くという、裁判官
と同じ仕事をしてきて、そのままそれが
判事になるという、そこに基本的な問題
点があって、利用する立場から見たらそ
れでいいかというのが問題になってきた
のです。そのことから、いろんなほかの
経験を、判事補という立場だけじゃなし
に、ほかの経験を積んできてもらいたい
ということになった。

確かに今おっしゃるように、何も弁護
士事務所にも必ずしも限らない。それが主
流にはなるでしょうけれども、それにも
限らない。まさに法曹の資格を持って行
政の分野に、あるいは企業法務に行かれ
ようが、そこに行かれてやっていただい
て、そういうことの実績を持っているこ

とが、藤田さんのおっしゃるように、ま
さに個人としては、身分を離れて経験し
たからといって身に付くとは限らないと
思います。しかし、まさにそういう経験
を持っているということが、国民をして
信頼させるということにつながっていく
んだから、そういう意味において、我々
は他職経験ということを要求し、同時
にそのためには、身分を離れて行ってもら
うのが一番実質化するんじゃないかと、こ
ういうことで我々の議論をしてきたと思
うんです。一番最初に石井さんがお尋ね
になったように、今、裁判所が現に企業
とかあちこちに人を派遣している。その
実績を事務局でも一遍調べてくださいと
いうことをおっしゃいました。私は率直
に言って、これに関係しています。

ということは、私は大手の新聞社の顧
問をしています。そこでは毎年裁判所か
ら人が来ていただいております。しかも、
何人かの方がずっと今までも継続して行
っています。それを新聞社側がどう見て
おるのかということ。それから、裁判官
自身がそれではどう思っているのか。あ
るいは企業に行かれた裁判官がどう思
っているのか。その双方から私は聞いてい
ます。

率直に言って、先ほど高木委員のおっ
しゃったように、まさに新聞社にしても、
来られた方は、皆さんはお客さんとして
遇しておって、一定の期限が来られたら
お帰りになるという人として遇している
のであって、それ以上に、まさに新聞記
者としての仕事をしているとは受け入れ
る側は思っていない。まさにお客様とし
て人をお預かりして、お返ししている
という感覚なんです。

本人の方にも私は聞きました。どうい
う場合に聞いたかということ、弁護士任官
というのを進めていましてし、裁判所と
の間で平成 2 年に初めて弁護士任官とい
うことを制度化するというところで、対話
集会というのをやったことがあるんで
す。その中で何人かの裁判官が裁判所の
外へ行かれて、自分は物すごく参考にな

った。企業に行って、営業の仕事もした、
こういう仕事もしたと言われた。

ここで大事なのは、まさに藤田さんの
意見と同じことになるんだけど、行
った人の感覚と、それを受ける側、まさ
に全国民というか、利用する立場の感覚
というのは、全く違うんです。その人は
何も悪気がないです。一生懸命やったり、
自分も参考になったと思われています。
しかし、それを本当に受ける側の国民が
そうだと見ているかということです。それ
は明らかに差があるんです。受けた側
は、自然にお客さんとしてしか遇してい
なくて、給料も裁判所からもらえるん
だから、新聞社も別に出さないし、お客
さんだということになっていきますし、私
自身は裁判所から来られた方と懇談会も
やっています。まさに実体はこの目で見
てきているんです。新聞社に派遣された
何人かの裁判官と会合して会ってきてい
る。その人が言うことと、新聞社の立場
というのも両方とも聞いて分かっている
んです。

そこで必要なことは、行く人の感覚と
いうものと、それを受け入れる一般国民
の立場とがどれくらい違うかということ
をここではっきりさせていかないといけ
ないのです。だからこそ我々として、身
分を離れて、少なくともその立場になっ
ていましたよということが、私は非常に
必要な要件だと考えるのです。それなく
しては、基本的に国民が裁判官を信頼す
るということにならない。これは非常に
重要な視点だろうと思うんです。

【石井委員】今、中坊先生がおっしゃった
点、全くおっしゃるとおりだと思います。
中坊先生は両方御覧になったわけですが、
裁判所の中には、そういうことを経験し
てきた人と、経験していない判事補が
いるわけです。それを比較してみて、
外の経験をしてきた方が良いとか、全く
意味がないとか、そういうことを既にデ
ータとしてまとめているのでしょうか。
さっき申し上げたのは、その辺を知りた
かったからであります。

【中坊委員】石井さんのおっしゃる点は、
確かに人によりますということです。一
概には言えないんです。

【高木委員】今、石井さんがおっしゃった
のは、今日も机上においてある平成 13
年 2 月 13 日付け「『裁判官制度の改革』
について参考資料」の 4 ページ辺りにあ
ります。中身は私コメントする立場じゃ
ありませんから。

特例判事補の問題で、先ほど藤田さん
からも御発言がありましたけれども、こ
の間最高裁の方からは、地裁本庁の単
独事件を、7、8 年未満の判事補に担
当させないようにすることで、それを 10
年くらい掛けて実現するというような御
説明があったと思いますが、特例判事補
制度のそもそも論は大方の合意という
ことで、段階的に解消すべきものじゃ
ないかというのが合意されてきたと思
うんですが、そういう合意を踏まえて
考えれば、この間の最高裁の御提案は
私は論外だと感じているわけです。

段階的解消というのをごく普通の日
本語として読めば、いつごろまでに、
どういう過程を踏んで解消していくの
かということを考えるのが段階的解消
の日本語的な意味だろうと思います。
皆さん方に日本語の解説をしておし
かりを受けましても、そういうことを
考えたときに、そういう議論をしま
すと、弁護士任官はどうなっている
んだというお話がありますから、私
は過渡的には、65 歳の定年の延長
等も少しやることも含めて、人の
問題はいろいろ対策が立てられると
思います。弁護士任官について今日
は日弁連と最高裁のお話がありまし
て、どこまでのことなのか、もう一
つ成果が分かるようなレベルにま
で論議が深まっていますが、とも
かく特例判事補制度について、こ
の制度は、法なり憲法、特に裁判所
法の考えている精神からしても、飽
くまでも過渡的なものであったもの
が残っているのはおかしいというこ
とで議論してきたはずなので、そ
の議論にそぐわない、あるいは最
高裁の御説明だと、そこは論

議は踏まえているという御主張かもしれませんが、10年くらい掛けて、7、8年云々という議論は、私は段階的解消の本旨を歪めた議論だという感じです。

【竹下会長代理】高木委員も既に言っておられるように、段階的解消と言っても、いろいろな条件が整わないとできないわけです。その一番有力なのが弁護士任官なので、今日もお話があったとおりなのです。ですから、今の段階で一定の時期を決めて、計画的にやれと言ってもこれはできない話なので、だからこそ前回の取りまとめで会長が段階的解消という程度にとどめておきましょうと言われたわけです。そこはもう意見の一致したところでしょう。

【高木委員】段階的解消というのは合意できているわけですね。そうなら、逆に言えば、その段階的解消ができるだけ早くできるための条件をどうやって整備をし、どういう領域でどんな努力をそれぞれの方々にお願いするのかと、そういうアプローチで議論するのが正鵠を射ているのではないかなと思います。

【佐藤会長】時間ももう4時になんなんとしております。ただいまいろいろ御議論を伺って、2月27日の議論を思い出しているところであります。そのときいろいろ伺って、苦労してと言ったら、司会者として当たり前だと言われればそれまでですけれども、口頭で取りまとめました。いろいろお立場があり、お考えがあるということは今日改めて認識しましたが、この取りまとめをもとにして、こういうように考えようということで御理解いただけませんか。

そして、他職の経験ということですが、けれども、この取りまとめでは、弁護士など他の法律専門職種等の職務経験とあって、等が付いていて何なんですけれども、これを基本にしながら、今日もいろいろ言及された留学の問題も考える。留学と言ってもいろんな形態があるかもしれない。石井委員がおっしゃったようなこと

もあるかもしれない。ですから、およそ言葉として留学が駄目だということではありませんけれども、法律専門職種としての他職経験ということの基本にして、それに匹敵するくらいのもんじゃないかということであれば、それを排除するまでもないというように思うんで、その辺で今日のところは御理解いただけませんか。

【高木委員】追加させていただきたいんですが、以前判事補の在り方論のところを発言させていただいたこともあるんですが、そもそも判事補というのは、裁判所法上の裁判官ではありますが、そもそもどういう役割を担うものですか。臨司やらにいろいろ書かれてきたことからしましたら、勿論アメリカと仕組みが違いますから同列に論じられないと思いますが、ロークラークの議論も、これは鳥居先生も当時おっしゃられたと記憶していますが、そして裁判所の従来の調査官とはちょっと違うのかもしれませんが、私自身は判事補制度もゆくゆくはなくなっていくべきではないかという主張をかつてさせていただきました。一応判事補は残すんだということで大方の合意になりましたから、それ以後そのことは申し上げておりませんが、新しい形の裁判所調査官みたいな形態も、ただし法曹資格を取られた方が就く内容のものとしての設計の仕方、あるいは仕事のさせていただき方もあるんじゃないかと思っています。

具体的なイメージまできちっとできませんけれども、そんな意見も、更に御検討いただくようお願いしたいと思います。

【佐藤会長】この取りまとめでは、新たな調査官制度の整備云々と述べて、今後の検討課題であろうとしております。すべきだとか、断定的に強く言っているわけはありませんけれども、これから一つの制度の在り方として、検討に値するんじゃないかと、このペーパーで記述しております。代理も前におっしゃり、鳥居

- 委員もおっしゃっています。足腰の強い裁判所をつくる上で生かし方もいろいろあるんじゃないか、それを裁判所に考えていただくというサインとして。
- 【高木委員】そういう検討課題ということは入れておいていただきたいなと思います。
- 【佐藤会長】分かりました。ほかの点、例えば相当期間といっても、どのくらいなのかという問題があります。私は1年ではちょっと足りないんじゃないかと申し上げておりますし、日弁連の方は5年くらいは必要だと言っているわけですが、これも議論し出したら難しいことで、今日の段階では相当期間ということとどめておきたいと思います。相当期間ですから、1年はちょっとなという思いがあります。2年か3年かなという、それは私の個人的な思いであります、相当期間ということにさせていただいて、原則としてすべての判事補が法律専門職種の他職経験をしていただく。しかし、それに匹敵するようなものもいろいろ考えられるかもしれない。今日の段階で、これはよくてこれは駄目だということを決めることは難しいと思います。いろんな考え方がありましようから、今日の段階ではこの程度でとどめさせていただきませんか。
- 【山本委員】「裁判官の身分を離れて」というのは、このまま生きるわけですか。
- 【佐藤会長】そうです。
- 【山本委員】「原則として」というのは入らないのですか。
- 【竹下会長代理】それはさっき私が申し上げたように、いろいろな条件が満たされたら、という前提です。
- 【山本委員】この（マル）は身分を離れてというところだけの意味がある。そういうことですね。
- 【佐藤会長】ええ。
- 【山本委員】そこが今議論になったわけですから。
- 【佐藤会長】だから、真に実のある経験を積んでいただくためには、裁判官の身分を離れると。これはそういうことです。
- 【山本委員】これは譲らないということですね。
- 【佐藤会長】譲らないというか。
- 【竹下会長代理】いろいろな条件が付いているのです。
- 【佐藤会長】こういう場合だったらいいんじゃないかということだって、あり得ないわけではないと思います。
- 【山本委員】大いにあるんじゃないですか。
- 【佐藤会長】大いにあるという話がややこしくなる。
- 【藤田委員】先ほど申し上げましたように、弁護士事務所に行く場合には、弁護士の資格を持って弁護士の仕事をすべきだということで、身分を離れることに賛成したんですけれども、行政庁とか民間企業に行く場合も他職経験の中には是非入れていただきたいと思うんですが、そういう場合には、裁判官の身分を離れるという前提ではなくなりますから、その辺はやはり弁護士、あるいは検察官の純粹法律専門職種になる場合には、裁判官の身分を離れるという形にさせていただければと思います。
- 【佐藤会長】弁護士として行く場合もあるが、藤田委員がおっしゃりたいのは、弁護士としてではなくて行く場合ですね。
- 【藤田委員】例えば、外務省の現地の大使館に行く場合には書記官で行きますし、外務省の局にいる場合には検事の資格で行くということはありますけれども、民間企業や留学の場合は判事補のままです。民間の兼職の一覧表が出ておりますが、お客様という話がありましたけれども、報道機関は2週間か3週間の短期研修ですからね。
- そういう点で、例外なしに必ず裁判官の身分を離れてと言われると、ちょっと引っ掛かるんです。
- 【佐藤会長】そこは、さっきの法律専門職種の場合と同様に、基本としてこれがないと、制度的担保を決めたことの意味がどこにあるのかということになりますので、そういう関連で受け止めていただき、

これに匹敵するものがあるじゃないかということになれば、それを閉ざすわけではないということ、今日のところはおさめさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。最後は多少強引におさめてしまいましたけれども、今日のところはこれで御辛抱いただきたいと思います。(省略)

第 60 回審議会 (平成 13 年 5 月 22 日)

(略)

【佐藤会長】そうしたら、76 ページの「裁判官制度の改革」の方に移らせていただきたいと思います。

このところもいろいろな御意見が寄せられているところでありますが、まず、76 ページから 77 ページに掛けるのところについてお願いします。

【竹下会長代理】ここは「法律専門家としての多様な経験を積ませる」というところについて、「法律専門家として」ということに限定をすることに反対であるとしてその文言を削除すべきだとの意見、逆に、裁判官の身分を離れてということを経験に入れるべきだという意見がたくさん寄せられました。

【藤田委員】たくさん意見を出しておりますけれども、皆さんがお考えになっている以上に全国の裁判官、特に判事補は非常に深刻にこの問題を受け止めておりまして、判事も判事補を通過してきている人がほとんどありますから、判事補制度というのは共通の問題であります。他の委員の方々の御意見を拝見いたしましても、判事補の多様な経験を必要とするということは結構なことであると、それはそうなんですけれども、弁護士、検事の他に、行政官とか民間企業とか、あるいは留学という御意見もありましたけれども、そういうようなものも記載していただきたい。

そういうことになると、必ずしも法律専門家とか法律専門職という類型に入らないものも出てきますから、そういう表現を削った方が実態に合うのではないか

というようなことを申し上げました。この点については、他の委員の方々の中にも支持していただいた方がおられました。

後は、特例判事補制度ですが、判事になるためには 10 年間の法律専門家としての経験を要求している。これは現在の裁判所法の趣旨はそうでありませけれども、何度か申し上げましたように、キャリア・システムを取っている国でこういうような制度がないということです。特例判事補制度解消の方向で検討することは結構なんでありませけれども、一方において判事補の経験が 10 年でなければだめなのか。私の考えでは、特例判事補制度が行われて何十年も経っているわけでありませ、現在の各地、特に離島、僻地で司法を担っている特例判事補の実態を考えますと、少なくとも 7 年ないし 8 年の判事補経験があれば、その適格性がある者を判事に任命していくということもいいのではないか。そういう意味でいろいろところで立法論も考えているわけでありませから、判事補から判事の任命資格を再考する余地はあるのではなからうか。

それと、他職経験は確かに有益でありますし、私自身も行政官を経験して大変勉強になったということも申し上げましたけれども、この点については、あくまで憲法上の問題があるということで、法的な判事への任命資格という形にはしないということが大方の意見であったように思います。したがって、その意味で判事補から判事への任命という表現では、誤解を招かないかということをする意見書で申し上げておりますので、御勘考いただければ幸いです。

【北村委員】この裁判官制度の改革のところは、5 月 8 日の日に最終報告のまとめを前提にしてとかということで、ここで詰めたと思うんです。結局、あれは詰められたのか、詰められなかったのか、非常に意見が分かれてしましまして、曖昧な形にはなっているんですが、一応あれ

はまとめを前提としてということなんですから、このまとめの部分というのは、5月8日で一応確認されたことというのを前提にして、まとめていただきたいなというふうに思うんです。

そこで初め私は意見を書いておかなかったんですけれども、今日5月22日の日付で、もしそのとをずっと直していくんだしたらどのような形になるかという文書を提出させていただいて、これは5月8日の日のそれを前提にしているつもりなんですけれども、やはり自分の意見と他の人の意見とが違っているときに、どうだったのかというので、ひょっとしたらそういうようなことではなかったのではないかという御意見があるかと思いますが、山本委員が出されているようなこととそんなに本質的に違いはないんじゃないかというふうに思っております。

せっかく、あそこで時間を取ってやったんですから、そういうような形でこのまとめにさせていただきたいなと思っております。

【竹下会長代理】具体的には、いわゆる他職経験の中に行政庁とか企業とか、外国留学も含めるべきであるということですか。

【山本委員】身分を離れるかどうかという議論もありましたね。他職経験というのが、法律専門家という意味が強くなるとこういうトーンなんでしょうけれども、もっと一般的に、刑事裁判の中にも社会的な常識を入れようというわけですから、何も法曹の世界だけに余り固執する必要はないんじゃないかと考えているんです。

【中坊委員】そういう御意見もあったのは事実でしょうし、しかし、弁護士とか検察官とか当事者としてこれに参加するという経験が中心である、基本であるということまでは一応合意されていたと思うんです。

それ以外に、それと同視すべきものがあるんだろうかということになって、今

おっしゃったような他の留学とかいろんな話が出てきて、そこは議論が詰まらなかったもので、その例外として、それに相当するようなものがあるかどうかについては、まさにこの文書に書いてあるように、具体的内容については更に検討する必要があるということで、会長がおまとめになって、それがそのとおりこの文章になっているんだから、私はこの文章で、当日のおまとめのとおり書かれておると私は理解します。

【藤田委員】他職経験を要求する理由として、裁かれる立場に立たなければだめだという中坊委員の御意見は分かりますがけれども、そういう意味で他職経験を入れようというコンセンサスができただけではないというふうに考えます。

もし、その点に疑義があるんでしたら、もう一遍それぞれの委員の御意見を確かめていただければと思いますが、私は行政官の経験が有益であったと申し上げましたけれども、むしろ法曹三者以外の経験をする方が役に経つ。留学は非常に有益だという山本委員や石井委員の御意見もありましたけれども、むしろ法曹を外から見るという意味で裁判官の幅を広げるのに役に立つのではないか。そういう前提で他職経験を考えておりますので、その点は中坊委員のような前提がコンセンサスであったとは認識していないわけでありませう。

【高木委員】これは5月8日にやりましたね。最後、会長がそういうまとめを踏まえて、この原案ができていると思うんです。私もいろいろお願いしたもの、私のお願いした通り書いてくださらないところがいっぱいありますから、そのことについて一々申し上げませんが、できるだけ質の高い裁判官を獲得していきましよう、そういう中で経験の多様化を図りましよう、経験の多様化というときに、単にお客さんでなく、実質的に経験の多様化と言えるもの、それも法律専門家として有益な経験をしていただいたらいいじゃないですかと、その辺までがコンセン

サスだったと思うんです。

確かに石井さんから留学の話が出て、留学も全部が全部駄目だということではないという話もありました。

【佐藤会長】中身次第だと申し上げた記憶があります。

【高木委員】企業経験も、前に裁判所で作っていただいた資料の中の例などでは、ここで言う経験の多様化に当たらないような例が今まではありましたね。例えば1週間行かれるとか、1か月行かれるとか、そういう次元のものじゃなくて、本当の意味で企業やお役所に行かれるのも、実質的に、例えば弁護士事務所に行って、ある期間やられるのと、ほぼ等値できるような経験を、という議論には大方の委員は御異論なかったと思うんです。そういう意味でこの書き振りは、「原則として」と、原則論はこういことですという書き方になっているわけです。経験の多様化というのを制度的にもちゃんと担保しましょう、絵にかいた餅にしないようにしましょうということも合意をしてきたわけですから、先ほど来、直せだの直さないだのいろいろやってまいりましたけれども、では、こういこと直しなさいと言ったら、また、そこできんきんやらなきゃいかなくなる。

先ほど北村さんも、5月8日の日に、まだこんな議論をしなきゃいけないのと言われましたね。私は今日は5月8日の北村さんの気分でこの議論に臨んでいまして、そういう意味では次の特例判事補の問題についても、段階的になくしていきましようというの合意だったと思います。藤田先生、7、8年たったらそういうのもあってもいいんじゃないかというもおっしゃられましたけれども、そもそもの臨司のときの議論も含めまして、特例判事補問題については、これも弁護士任官との関係があったりとかいろんなことがあるし、だから、「段階的に」と言葉が入っているわけで、解消という、それがいつごろまでにできるかというの

は、今、最高裁と日弁連とお話しになっておられる弁護士任官の状況だとか、先ほど2010年だかで議論になりましたことの延長線上の話とか、いろんなことが関わっているんでしょうけれども、これももう一度今のような御議論だということになったら、そもそも論に関わってしまう話じゃないかと思います。私はそんな感じで今の御意見を聞いておりました。

【吉岡委員】おっしゃることはよく分かりますが、特例判事補はもともとが暫定的に作ったもので、それが何十年も続いてしまっているという、そういうのが現状です。ですから、段階的に解消すると言っている以上は、それがまた何十年も続くということがないようにお考えいただきたいというのが一つです。

それから、違うことですがけれども、同じ77ページの1行目のところで「実のある経験を積むにふさわしい相当程度長期の期間」という表現があります。ただ、この「相当程度長期の期間」については、私の記憶では、数か月や1年では足りないという意見があったと思います。その辺が、やはり「相当程度長期の」と言ったときには、かなりの期間が必要だと思いますし、それから他の今までの議論の中では数値をはっきりと出すという議論が多かったと思うのですが、そういう意味では私は3年くらいが適当と考えます。「相当程度長期」の解釈の仕方かなり幅があるのではないかと思います。これでいいのかということをお願いします。

【井上委員】私もさっきのところは、修正意見を出したんですが、他の方とおそらく趣旨がやや違っていて、その理由を自分のペーパーに書いておりますけれども、要するに、他職経験というのは、主としては、弁護士を始めとする法律職であろう。しかし、それ以外にも、いろんな経験があってもいいんじゃないか。おそらく、それが、我々の合意したところじゃないかなと思うのです。

その場合に、まとめの文章の「法律専門家としての経験」という表現が、法律職だというふうに読めるものですから、そうなると、ちょっと決め付け過ぎるのではないか。「原則として」という語句がどこにかかるとかにもよりますが、私などは「原則としてすべての」と、そっちの方にかかると読んだものですから。後ろの方にかかれば、ちょっと違うのかもかもしれませんけれども。

【佐藤会長】法律職というが、例えば行政にいったときは。

【井上委員】企業で言っても企業法務とかに限定されてしまうので、むしろ他の営業とかをやってもいいじゃないかと思うのです。主としてはいいんですけども、それ以外にもあっていいんじゃないかということです。

ですから、高木委員が言われたように、法律専門家としてふさわしいと言いますか、そういう意味だとすれば、目的なんです。あるいは判事補という立場でということなら別なのですけれども、経験すべき職の方、あるいは経験の内容を限定しているようにも読める。そうだとするとちょっと趣旨とずれてくるので、その表現振りを工夫すべきだろう。対案はないのですけれども、そういう趣旨で意見を出したつもりなのです。

【水原委員】井上委員のお出しになったこの意見書、私も趣旨としては同意見でございます。やはりなぜ他職経験を積んでもらわなければいけないのかというところから入るべきだと思います。

そうしますと、これは 74 ページの最初の・のところ、「検事に、一定期間、その身分を離れ、一般の国民の意識・感覚を学ぶことができる場所（例えば弁護士事務所等）で執務させることを含む人事・教育制度」ということが書いてある。「他職経験」というのは、一般の国民の意識・感覚を学ばせるということが大事だと思っるので、そういう趣旨が生かされるような記述があるといいのかなという気がいたします。

【佐藤会長】これも、さっきの裁判員制度のところとやや似たような問題がございまして、皆さんそれぞれのお考えがあるところを大方の意見ということで、2月27日に、一応口頭でまとめましたけれども、その後その意味などについてなお御意見があり、もともとそのときは後に文書にして正式にお掛けしたいと言っておったものですから、そうしたことも関連して、5月8日に再度この問題について御議論願ったわけでありまして。文書としてお示しできなかったんですけども、その趣旨を確認する議論をしていただきました。人によっては、何回も同じことを蒸し返すような議論をしたんじゃないかという御不満もおありだったろうと推測しますが、そこでも最終的に、口頭でしたけれども、私が申し上げたことは、結局、2月27日の線を再確認したと言いますか、その意味をよりはっきりさせることができたというものでございまして、それを受けて、この原案を作成させていただいたわけでありまして。

藤田委員もおっしゃった立法論としての7年、8年の問題も確かにあるし、それから、高木委員もおっしゃったと思うんですけども、特例判事補を今直ちにやめるということはできないとしても、段階的に解消に向けて着実にやっていくべきという議論もあったりして、こういうまとめ方になったので、今日のところは。

【藤田委員】会長、会長代理の御苦心はよく分かるんでありますが、これは裁判官にとっては大変な問題でございまして、現在、司法制度を支えている裁判官の士気にも関わることでございます。5月8日に議論をいたしまして、そして、いろいろ御苦心の結果、これを作っていたいたわけでありまして、それに対して最終的に皆さんの意見として、意見書が出ているわけでございますから、それを御勘案いただいて、これが動かし難いものであるということではなくて、少し柔軟

にお考えいただければと思います。

【竹下会長代理】私も原則的に皆さんの支持を得られれば一番よろしいと思うのですが、ここはかなり多くの方から御意見が出ていますので、妥協案ですけれども、この枠の中は「職務以外の多様な経験」ということにして、「法律専門家としての」というのを消す。しかしそうは言っても、本文の方では、判事補が裁判官の身分を離れて弁護士や検察官その他の法律専門職としての経験を積むのが基本なのですよとの趣旨を明らかにするため、こちらはそのままにしておくというはどうでしょう。

【中坊委員】それはちょっと違って、括弧の中に意味があるんだから、ちょっとおかしいんじゃないですか。

【佐藤会長】さっき、井上委員がおっしゃったことと関連して、井上委員の御懸念のように受け取られるとなんですので、そこはいいワーディングがあるかどうか、もうちょっと検討させていただくことにしましょう。

【井上委員】そこはそういう限定するという意味ではないんですよということが分かるようになればいいと思います。

【高木委員】井上さんがおっしゃったのが、本質論として大きく外れてなければ。今まで議論してきた筋をね。

ただ、今の井上さんの議論を聞いておいて、では、社会経験を積んでから司法試験を受けて、通った人はOKありみたいなね。

【井上委員】そうじゃなくて、これは。

【高木委員】あなたの議論を聞いていると、営業でも何でもいいということも言われたから、判事補から判事になる道程でどういう経験を、ということをやっぱり明確に言わないといけないと思います。判事補になるのに、必要な経験を明確にした上で、それ以外の経験も、というならば、その期間を通算しなくていいということならいいですよ、それであれば何されてもいいわけだ。

【井上委員】でも、そういう別の意見もあ

ったわけでしょう。

【高木委員】そういう議論になるから、きちんと本質論を担保したことでないといけないと申し上げているのです。藤田さんが裁判所の中の判事補の皆さんの気持ちなど、いろんなことを御心配されているだろうということは分からんでもないんですが、経験の多様化は裁判所の皆さんのためにもなるんじゃないか、それを逆に何でそんな心配されるのか。だれも知らんことをやる時は、心配ではないというわけではないけれども、現状を変えていこうとして現にいろいろ指摘されているわけだから、それはしんどくても受けてチャレンジしていかないといけないだろうと思うんです。

【藤田委員】他職経験を積むことに反対しているわけじゃないんで、弁護士、検察官以外に、行政官とか民間企業を入れるべきではないかという御意見が多数出ているわけです。

裁判官としての身分を離れてという点も、行き先によって違うということがある。先ほど井上委員がおっしゃったように、この本文の中の「原則として」はすべてに関わっているとしか読めないんです。だから、「原則として法律専門家としての多様な経験」というならまだ分かるんですが、後ろの方の「法律専門家としての多様な経験」というのは限定が付いていない。そうすると、弁護士、あるいは検察官という経験でなければいけないということになる。制度的に担保するということが入っているわけですから、これは資格についての法律の規定に入れるわけではないでしょうけれども、これは非常に重いことですね。

ですから、そういう意味で限定の仕方にも神経を使っただきたいということであって、他職経験、多様な経験を積むということが裁判官として成長していくためにプラスになるということを否定するつもりでは毛頭ないんです。

【井上委員】まとめにならないかもしれませんが、法律専門家として有益な経験

でないといけないと思うんです。そして、その有益な経験というのは具体的に何かという、それは主としては弁護士さんを中心とした法律専門職種である。そこまでは合意していると思うんです。しかし、それ以外にもいろんな経験がありうるかもしれない。あってもいいじゃないか。その点も、皆さん、そんなに否定はしていないと思うのです。それを「法律専門家としての経験」と書くとちょっと誤解を生むかもしれない。そのところ、もしより良いワーディングがあれば修正すべきだし、修正しなくても、そういう趣旨だということが確認できればいいんじゃないかと思うのです。

【佐藤会長】この 76 ページの表現も、2月 27 日と 5 月 8 日の審議を踏まえて、こういう文章にしたわけです。そして、個別に、この場合どうだ、あの場合どうだと言われると、それは決め打ちできない。私自身は具体的に考えていることはありますよ、この場合だっていいじゃないかと思うことがあります。けれども、私が申し上げると、いや、それは違うじゃないかという話になってしまうので、具体的には申しませんが、心はまさに。

【井上委員】その心を表現していただきたいということです。

【藤田委員】その心が誤解のないように伝わるように是非お考えいただきたい。

【佐藤会長】ワーディングなどを考えさせてください。

【中坊委員】あえて言うならば、私は別にこだわりませんが、ここで他職経験がなぜ必要なのかという一つのメルクマールみたいなもの、裁判の中核としてふさわしい高い質の判事を得るために、ということがはっきり書かれておれば、もう少し指標になって、どこまで広がるのかという場合についても、議論の焦点を帯びたのがあるかもしれない。

今、藤田さんやみんながいろいろ意見があって、これも一つの苦勞の作だろうと思いますけれども、もう一遍お考えい

ただくのは構いません。

【佐藤会長】心は分かっていただけだと思います。もう一遍工夫して、いい表現があるかどうか自信はありませんけれども、知恵を絞ってみたいと思います。

【高木委員】是非今までの論議の趣旨はちゃんと通してください。

【佐藤会長】それはおっしゃるとおりです。

【鳥居委員】大変申し訳ないんですか、私、4 時半を大分過ぎたので、法科大学院のところに入ると思うんですが、一言だけ。

私、この法科大学院に関する記述は何も申し上げることはないと思います。一点だけ、かねてから私も申し上げてきて、北村先生もおっしゃっている問題なんですが、89 ページ四角の、教育内容、「法科大学院では法理論教育を中心とした実務教育の」云々と書いてありますね。これが柱なんです。ただし、この法科大学院で必ずしも全員が司法試験に合格するわけではないし、学校経営上の問題から言っても、隣接業種とか、広い意味のリーガル・サービスの教科内容を教科目とするコースを併設することができるということをどこかに書いておいてくだされば、学校のデザインがしやすいので。

また、司法試験に落ちた連中の行く先を考えないといけないので、そこらでちょっと御検討を皆さんでいただければありがたいと思います。

【佐藤会長】むしろ承っておきたいと思うんですが。

【鳥居委員】それはここで書かないで、例えば推進体制の方に任せるということであれば、それはそれで文部科学省と話し合っていたら結構です。

【井上委員】その点について一言だけ申し上げますと、ここで我々が言っているのは、最低限必要な、これだけは備えてもらわなければならないということでありまして、隣接業種を育てるための機能を併有するといったことも、個々のロースクールの判断でできることだと思うのです。しかし、隣接の方だけあればロースクールかといいますと、それは違うと思うのです。

やはり、最低限必要なことだけはここで決めておくということだと思うわけです。

【鳥居委員】よろしくをお願いします。

【佐藤会長】それでは、他の点についてですが。

【井上委員】78 ページの(3)の「裁判官調査官制度の拡充」については、意見を申し上げているんですが、北村先生も同じような御意見でして、これまで我々、その点について十分議論したのだろうか。それと、内容的にも、個々の裁判官に調査官が付くというのは、アメリカのロークラークがそうなんですけれども、日本の裁判官の場合、アメリカの裁判官とは事情が違うので、そういう形に決め打ちするような書き方をしない方がいい。もう少し緩やかな表現にして、これから拡充を検討しましょうというくらいにしておいた方が、多様な選択肢が考えられるのではないかと。そういう趣旨で、修文の意見を出したのです。

【佐藤会長】そういう井上委員の御意見の趣旨で、書いてもいいかなと思っておりますけれども。余り議論しなかったことは確かなんです。

【竹下会長代理】原案提出者として申し訳ないのですが、ここの記述は、ここで議論していた内容に比べて少し詳しくすぎるといえることと、より基本的問題は、一体何を目的として拡充しようとしているのかがはっきりしないということです。臨司のときには、裁判官の補助機構という位置付けであったし、前に私が言いましたのは、判事補の他職経験の一つとしてということだったのですが、この原稿を見ると、弁護士他職経験の受け皿のようなことも書いてあるというように、何のために裁判所調査官制度を拡充しようというのかがはっきりしない。

それから、「一部の専門事件に関し」というけれども、それは地裁に裁判所調査官を置く場合には、工業所有権関係と租税関係にしか置けないというのは、元々法律で書いてあることですから、制度

を問題にしているのか、それとも運用を問題にしているのかという辺りもちょっとはっきりしない。結論的に言いますと、もっと分量を圧縮して、井上委員が言われたようにコンパクトな形で書いておくということによろしいのではないかと思います。

【佐藤会長】確かにどの場合、この場合と議論していないことは確かなんですけれども、例えば大学の教官だって私はありうると思うんです。

【竹下会長代理】それは何のためにですか。

【佐藤会長】例えば学者になるときに、実際の裁判について勉強することが意味のあることだと。

【竹下会長代理】学者にとっては意味があるけれども、司法制度として何を目的に拡充するのかが分からないですね。

【佐藤会長】この目的のためだと明確にしていることは確かです。むしろ使い方としていろいろ可能性があるんじゃないですか、幅のある可能性も考えていいんじゃないですかという趣旨です。

ですから、ここは井上委員の言われる可能性をいろいろはらんでいる。制度自体はいろんな使い方があり、何もこれではいけないということではないわけで、その可能性を残しておきましょうと。

【井上委員】もっとあっさりした表現にしておいていただければいいと思います。その方が、可能性が広がるんじゃないかという感じがするのです。

【山本委員】77 ページ一番下の「また」以下の文章なんですけれども、ここまで言う必要があるのでしょうか。そもそもが「弁護士任官の推進等」という見出しの中で書いてあることなのに、ここに書いてあるように、「にとどまらず」と、まさしく違うことが書いてあるわけです。しかも、弁護士事務所への研修というのは、裁判官のキャリア・パスの一つですね。ですから、ここにわざわざこういう文章を書く必要があるのか、かなり疑問があります。

【佐藤会長】日弁連と最高裁の設置要綱が何かのところでこのような趣旨のものが出ていなかったですか。

【竹下会長代理】要するに2つの異なる問題があるのです。7項の「(2) 弁護士任官の推進等」の前段に書かれているのが、本来の弁護士任官の問題で、今、山本委員が指摘された後段に書かれている問題は、さっきの他職経験の問題なのです。ですから、本来の弁護士任官の問題ではないのですけれども、この間の最高裁と日弁連との協議の対象としては、この両方が対象にされているのです。

しかし、それは別の問題だということをはっきりさせておかなければいけないと思います。

【藤田委員】他職経験の場合、最初から裁判官に復帰することを前提で出すわけですからね。だから、何も円満にするために協議するという必要はないんです。今までも渉外事務所に出した例があるんですけれども、それも当然1年か2年で復帰するという前提で出しているわけです。(略)

(略)

【北村委員】もう一つあるんですけれども、77 ページなんですけど、上の・の3つ目なんですけれども、「裁判官の身分を離れた判事補が、上記の経験を積んだ後に、裁判官に復帰した場合には、退職手当や共済関係等の面で適切な配慮がなされることが望ましい」というところ、これは言う必要はないんじゃないかなと思うんです。

というのは、裁判官の身分を離れた者について、どのような形で取り扱うかということは、いろいろと難しい部分があるかと思うんです。その方で考えていくべきであって、退職手当をどうするか、共済関係というのは保険だとか何かででしょうか。それとも年金のことですか。

【竹下会長代理】年金などです。

【北村委員】保険の方は身分を離れた先でやるということでしょうか。

【井上委員】これは、復帰した後の話でし

ょう。

【北村委員】保険だったら、復帰してからやったって遅いのであって。

【佐藤会長】切れたり何かしないように配慮が必要だと。代理が強調しておられたことですが、そういうことです。

【北村委員】そういうことなんでしょうけれども。

【井上委員】外に行っている間の話ではなくて、戻った後、不利にならないように取り扱いましょうということでしょう。

【佐藤会長】それは当然配慮しなければならないのではないかということではないでしょうか。

【北村委員】一般的な感覚として、身分を離れて行って、それを考慮に入れるというのが何か。だから、身分を離れてという言葉がちょっと違うのかなというふうにも思うんです。何かなじまないというか、そういう気がするんです。

【吉岡委員】鳥居委員が転籍とかいうことをおっしゃっていましたが、そんなことですか。

【藤田委員】不利な処遇を受けないようにしてあげなければということですからね。

【佐藤会長】そういう趣旨として。

【北村委員】それからその下の部分なんですけれども、(イ)のところ、「なお、以上と同様の視点から」というところ、意味不明と書いたんですが。

【高木委員】何ページのことを言っておられるんですか。

【北村委員】77 ページです。これは意味不明と書いたんですが、意味は、多分弁護士や検察官から任官する人も、例えば判事補や調査官として経験を経ていることが非常に有意義ですよということをおっしゃっているんだと思うんですが、これはこれでよろしいんですか。

【竹下会長代理】これも前に私が申し上げた意見と関係があると思うんですけれども、判事補だけがいろいろな経験を積みなければ判事となる適格がなくて、弁護士や検察官は10年弁護士、検察官のままでも判事となるに相応しいというの

は、おかしいということです。

【北村委員】そうではなくて、お互い様ですよということですね。私は別にそれでもいいんですけども、ここでそういうふうな形にはっきりなったのかなというふうに思ったものですから。

【佐藤会長】それはそうだったと思います。

【北村委員】そうですか。

(略)

第 6 1 回審議会 (平成 13 年 5 月 29 日)

(略)

【佐藤会長】判事補についてですが、いろいろ御議論のあったところですけども、事務局で検討してもらい、「多様な法律専門家としての経験」という表現でいかがかということで、こういう修文にさせていただきました。何か所かに、同じような表現が出てくることになります。要するに、経験の中身を法律専門家のそれに限定するという趣旨ではなくて、法律専門家としての視点、観点を踏まえて経験を積んでいただくという趣旨のものとして受け取っていただければ結構かと思っています。いろいろ御議論があったところではありますが、何とかこういう表現で御納得いただけないかということでもあります。

【藤田委員】第一読会でも散々申しあげましたので、もう皆さん耳にたこだろうと思うんですけども、先ほどの北村委員の法律専門職というのは何を指すのかという御質問とも関係があるんですが、やはり立法府、行政庁、民間企業、あるいは留学という話もありましたけれども、そういう多様な経験ということが望ましいという意味では、「法律専門家として」というのは削った方がいいのではないかということです。代理の御提案でも囲みの中は削りましょうかというようなお話がございましたが、各委員の意見書、あるいは審議での御発言を見ますと、この点に触れられている方が 9 人おられるんですが、そのうちの 6 人の方は、やはりそういう多様な経験の方を重視し

て、法律専門家という記載は除いた方がいいのではないかというような御意見をおっしゃっておりますので、勿論反対の意見もあるということは承知しておりますが、いかがかなということで、期待を持って今日参ったんであります。ただ今の会長のお話ですと、法律専門家という内容については、必ずしもそういう法曹資格を持っている者に限るというようなことではなくて、幅広く考えるんだという趣旨に理解していいんだという御趣旨でしょうか。

【佐藤会長】88 ページのところですが、5 月 8 日でしたか、確認させてもらったところですけども、「同視できる程度に」とかなり含みのある表現にしているつもりです。勿論、本流がどうだという議論もあり、そのことも踏まえてこういう含みのある表現にしましたので、将来、裁判所がより立派になっていく上での事柄と大きく受けとめていただきたいということです。

【藤田委員】その「多様な」という表現の位置が動いたのが、そういう趣旨だということを確認していただければ、それはそれでも結構なんです。

【佐藤会長】では、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

【佐藤会長】ありがとうございます。

【竹下会長代理】95 ページのところは、確かに、北村委員はここを全部総論の方に持っていったら良いではないかという御意見でした。そこで、ここに書いてある内容を全部総論へ持っていくということも検討してみたのですが、やはり難しいものですから、御趣旨に沿っているかどうかは分からないですけども、できるだけダブっているところは消して、この枠の中は簡潔にするということにいたしました。

【井上委員】ここの括弧の中で、さっき鳥居先生がおっしゃった「間」がまだですので、そこも直しておいていただければと思います。

【山本委員】会長、1点だけいいですか。89ページの下から3行目の「また」以下の文章なんですけど、これは要らないんじゃないかという意見を申し上げたつもりだったんですけども、これは、やはり、なければまずいんですか。

【佐藤会長】確かに趣旨は前の方と違うんです。

【山本委員】言わずもがなで、裁判官が純然たる民間の弁護士になってしまうわけではないですし、それから多様な経験を積ませるといっても、さっきの議論もありますように、弁護士会とだけではないわけですから、ここへこれをあえて入れるというのは、ちょっと不自然な感じがしますけれども。

【佐藤会長】これは最高裁と日弁連の協議対象の中に入っていないんですかね。

【竹下会長代理】協議の対象として並べて書いてあるのです。弁護士任官とは違うものですよということ、最高裁側も日弁連側も意識して、しかしこれも協議の対象にしましょうというスタンスで書いてあるのです。ですから、弁護士任官とは違うのだからここへ書く必要はないのではないかとおっしゃれば、それもごもともだと思えますし、協議の対象には入っているから、これも並べて書いておくというのも一つの考え方ですね。

【山本委員】でも任意でやっていただければいいんで、ここへ書くことはないんじゃないですか。

【佐藤会長】そういう見方もあるかもしれませんが、我々の提言を実現しようとするれば、最高裁と日弁連が将来に向けて真剣に取り組んでいただく必要があると思うんです。確かに、おっしゃるように、ちょっと次元の違う問題であり、それは自覚しておりますけれども、そういう趣旨ということではいかがでしょう。

【藤田委員】私も、同じ意見を申し上げたんですが、当然復帰することを前提として出るわけですから、いいんじゃないかというふうに申し上げました。むしろ、問題は、弁護士経験を積むという方に、

日弁連の方で相当に努力していただく必要がある。そちらの方が、大変なことだろうと思うんですが、そういう趣旨で議事録に残していただくような。

【高木委員】この裁判官制度の改革の項は、一番目の給源の多様化、多元化が前書きもなくいきなり出てくる。「第5 裁判官制度の改革」と一番目の項目である「1. 給源の多様化、多元化」の間に、そもそもこの改革の視点と言うんでしょうか、総論的な裁判官制度改革のメッセージを数行書いていただいたらということをお願いしていたと思うんですが。私は、意見書の方にちょっとそういうことを書かせていただきましたので、御検討いただきたいと。

【佐藤会長】代理と御相談しておったんですけども、高木委員の案が3ページに書いてありますね、「21世紀日本社会における司法を担う高い質の裁判官を獲得し」云々と、4行ばかりの。このままというわけではありませんけれども、この文章を少し活かさせていただき、場合によっては88ページの冒頭に持つてくるということも考えられるんじゃないかというようなことを、ちょっと話しておったんですけども。

【竹下会長代理】高木委員の御意見の4行そのままですと、「ふさわしい方策を構築すべきである。」に続いて、「そこで、まず国民が求める裁判官像を描き」ということになっているので、少し原案の内容と合わないところがあります。それ故、「そこで」の前まで2行ちょっとですけども、これだけでも入れると高木委員のおっしゃる御趣旨が生きるのではないかと思うので、皆さんの御同意が得られれば、これを冒頭に持つてきたらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

【佐藤会長】文章はこのままではなくて、ちょっと練らせていただきます。

【井上委員】そのところは次回に文章を示していただいて、そこで最終的に決めるということではいかがですか。

【竹下会長代理】今、申し上げましょうか。

「21世紀日本社会における司法を担う高い質の裁判官を」までは、高木委員の修正案通りです。それに続けて、「安定的に確保し、これに独立性をもって司法権を行使させるため」として、後は「これを実現するにふさわしい方策を構築すべきである」とそこまでです。それで、いきなり「裁判所法は」で始まる唐突さがなくなると思います。

【佐藤会長】では、よろしいですか。そういうようにさせていただきます。どうもありがとうございました。(略)